

平成 28 年度富山県森林審議会次第

日時：平成 28 年 12 月 26 日（月）

14：00～15：30

場所：教育文化会館 集会室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長及び会長代行の選出及び部会長・部会委員の指名
- 5 議 事
 - (1) 地域森林計画の樹立・変更について
 - ア 神通川地域森林計画書の樹立（案）
 - イ 庄川地域森林計画書の変更（案）
 - (2) 報告事項
 - 1) 森林保全部会の審議概要について
 - 2) 森づくり部会の審議概要について
 - 3) 新たな富山県森づくりプランの概要について
 - 4) 富山県県産材利用促進条例の概要について
 - 5) 第 68 回全国植樹祭富山大会開催に向けた取組みについて
 - 6) 森林・林業振興計画に基づく施策の実施状況について
- 6 閉 会

配布資料

- 【資料 1-1】 地域森林計画（案）の概要について
- 【資料 1-2】 神通川地域森林計画書（案）
- 【資料 1-3】 庄川地域森林計画変更計画書（案）
- 【資料 2-1】 森林保全部会の審議概要
- 【資料 2-2】 森づくり部会の審議概要
- 【資料 3】 新たな富山県森づくりプランの概要について
- 【資料 4】 富山県県産材利用促進条例の概要について
- 【資料 5】 第 68 回全国植樹祭富山大会開催に向けた取組みについて
- 【資料 6】 森林・林業振興計画に基づく施策の実施状況

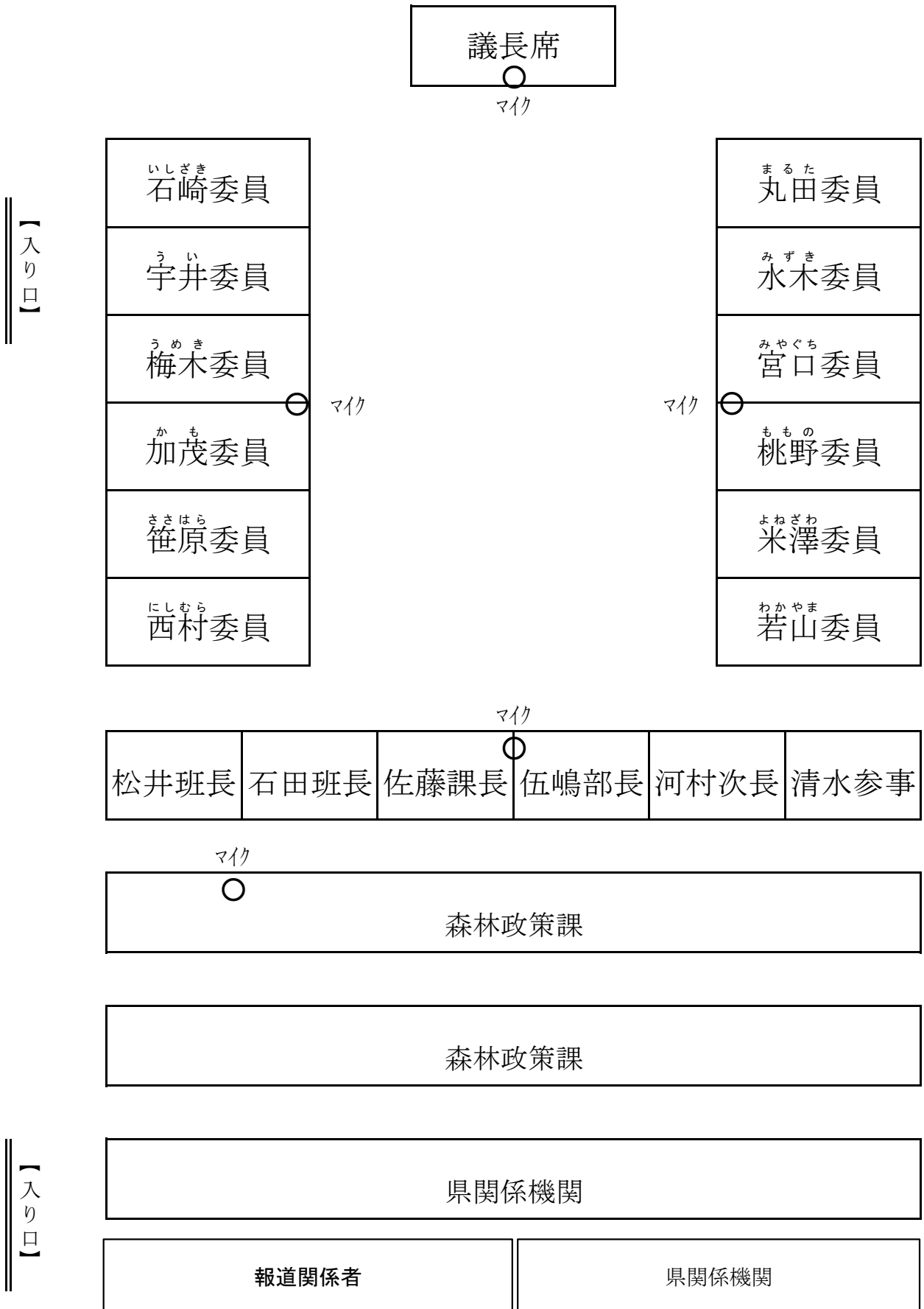
富山県森林審議会委員名簿

平成28年11月23日から平成30年11月22日まで

石崎	千鶴子	雑木囃子代表 NPO法人森林総合支援センター副理事長	ボランティア
宇井	展生	富山県林業研究グループ協議会長	林業 (後継者)
梅木	洋一	富山森林管理署長	行政 (国有林)
加茂	輝隆	富山県樹苗緑化協同組合理事長	林業 (苗木生産)
笹原	靖直	朝日町長	行政 (市町村)
高橋	ゆかり	富山国際大学現代社会学部准教授	環境科学
永田	信	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	森林科学
西村	亮彦	富山県木材協同組合連合会理事長	木材組合
丸田	和重	(一社) 富山県建築組合連合会長	住宅建築
水木	和代	富山県建築士会女性部委員長	住宅建築
宮口	侗廸	早稲田大学教育・総合科学学術院 教授	山村振興
桃野	忠義	富山県森林組合連合会長	林業 (森林組合)
米澤	尚美	公募委員	公募
若山	育代	富山大学人間発達科学部発達教育学科准教授	学校教育
渡邊	美保子	職藝学院教授	森林利用

富山県森林審議会配席図

(五十音順)



森 政 第 802 号
平成 28 年 12 月 20 日

富山県森林審議会長 殿

富山県知事 石 井 隆



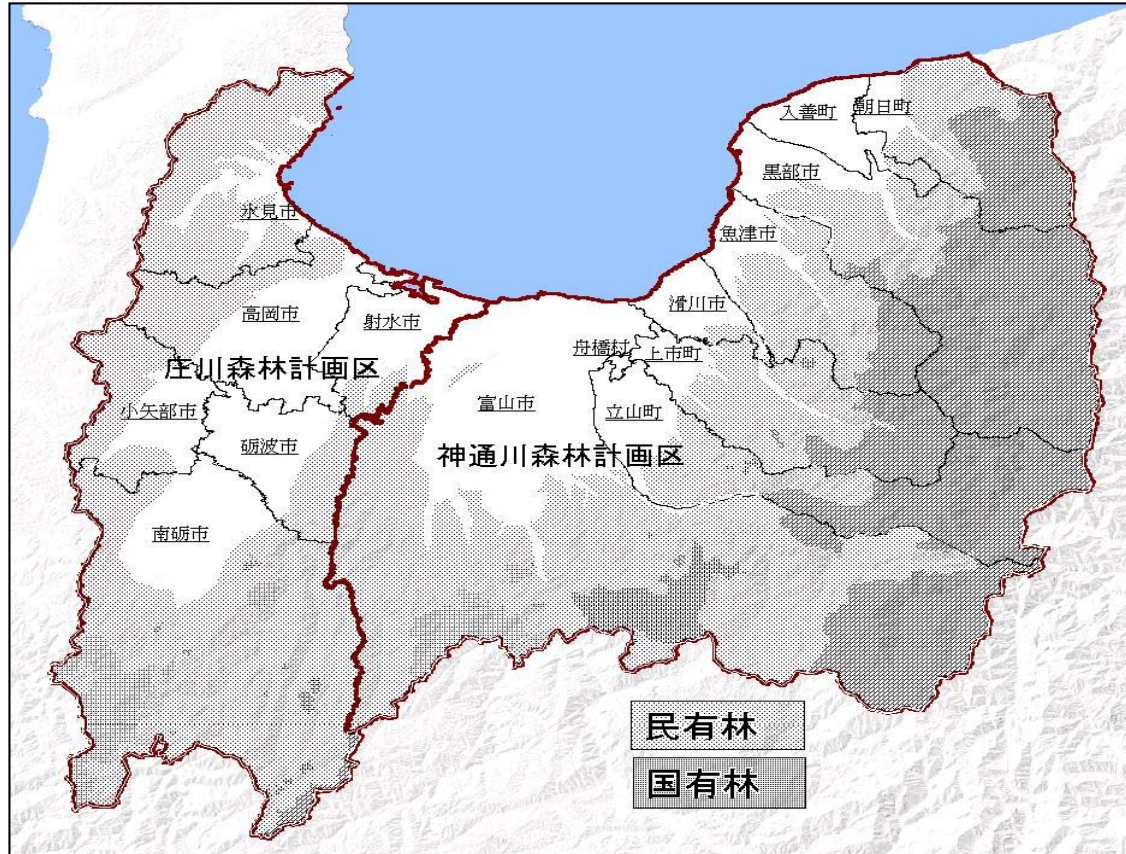
神通川地域森林計画の樹立及び庄川地域森林計画の変更について（諮問）

このことについて、森林法第 6 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を
求めます。

地域森林計画（案） の概要について

平成 28 年 12 月
富山県森林政策課

本県の森林計画区



森林計画区とは、農林水産大臣が、都道府県知事の意見を聴き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けたもの。全国 158 計画区、県内 2 計画区。

神通川森林計画区
 富山市、立山町、上市町、滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町
 庄川森林計画区
 氷見市、高岡市、射水市、小矢部市、砺波市、南砺市

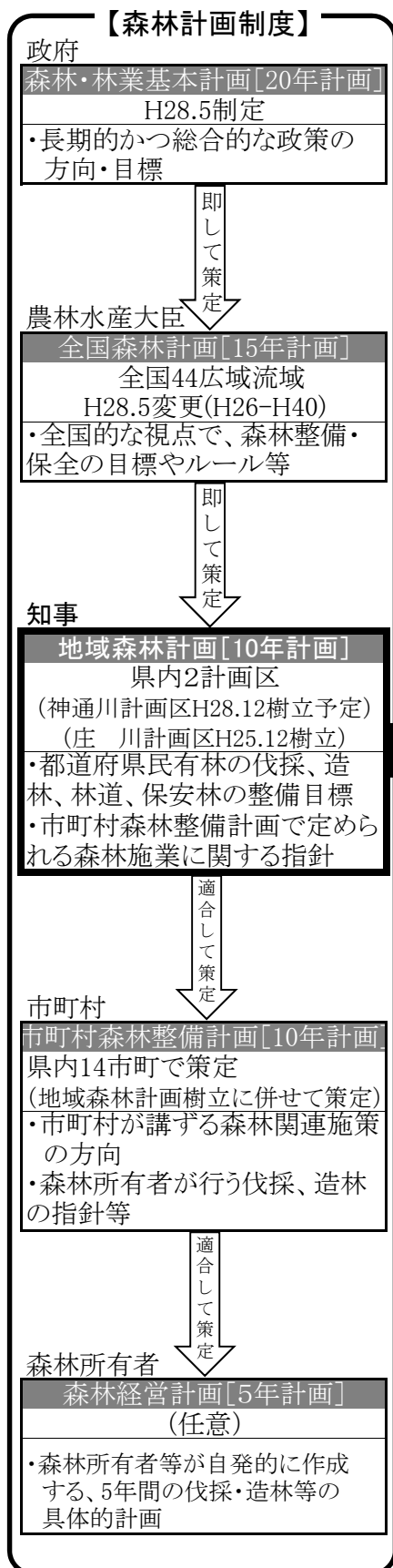
森林面積 (ha)

	森林面積	地域森林計画対象民有林		国有林
		公有林	私有林	
神通川計画区	202,066	20,934	84,773	96,359
庄川計画区	83,315	8,714	65,285	9,316
計	285,381	29,648	150,058	105,675

地域森林計画対象民有林の資源 (ha,千m3)

	人工林		天然林	
	面積	蓄積	面積	蓄積
神通川計画区	26,264	11,163	68,559	11,270
庄川計画区	24,796	10,389	43,735	6,330
計	51,060	21,552	112,294	17,600

地域森林計画と森林審議会の位置づけ



【森林法】

第68条
都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

第6条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日からおおむね30日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該地域森林計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都道府県知事に、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

【森林審議会】

3 都道府県知事は、第1項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画区の区域内に第7条の2第1項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により地域森林計画の案について都道府県森林審議会の意見を聴く場合には、第2項の規定により申立てがあつた意見の要旨を都道府県森林審議会に提出しなければならない。

5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第3項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。

11/14 ~ 12/7

意見の申立てなし

市町の意見なし

管理局長意見なし

意見の申立てなし

樹立及び変更の基本的な考え方

地域森林計画は、「森林法」の規定に基づき、「全国森林計画」に即して都道府県知事が5年ごとに10年を1期としてたてる計画。

本県には、以下の2つの計画がある。

- 神通川地域森林計画（計画期間：平成29年4月～平成39年3月）※今回樹立する計画
- 庄川地域森林計画（計画期間：平成26年4月～平成36年3月）※今回変更する計画

今回、新たな「全国森林計画（H28年5月変更）」に即した計画となるよう所要の変更を実施し、神通川地域森林計画を樹立及び庄川地域森林計画を変更する。

（参考）森林法[抜粋]

（地域森林計画）

第5条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、5年ごとに、その計画をたてる年の翌年4月1日以降10年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

(参考) 国の方針 (森林・林業基本計画より抜粋)

現状と課題	<p>○半数以上の人工林が一般的な主伐期である 10 齢級となり、おおむね 5 年後には、その割合は約 7 割に達する見込み。我が国は、森林資源を有効活用すると同時に、計画的に再造成すべき時期を迎えている。</p> <p style="text-align: right;">本県では、人工林の約 8 割が 9 齢級 (タテヤマスギの標準伐期齢) 以上</p> <p>○前計画策定以降、木材供給量が増加、木材加工・流通施設の整備等が進むなど一定の成果。しかし、原木の安定供給や品質・性能の確かな製品供給ができていないなどの課題。</p> <p>○我が国は、少子高齢化が急速に進展するなど大きな転換点。地方創生が課題となる中、これに寄与し得る産業として林業・木材産業への期待が高まり、木材利用をめぐっては、エネルギー利用の拡大や、CLT等の開発など従来にない変化。</p>
基本方針	<p>(1) 資源の循環利用による林業の成長産業化 自然条件、社会的条件の良い育成単層林を主体に、先行的に路網を整備。あわせて、造林コストの低減、鳥獣被害対策等の推進により、主伐・再造林の循環を確かなものとする。(=持続的な林業を確立)</p> <p>(2) 原木の安定供給体制の構築 森林施業の集約化、主伐・再造林対策の強化等により原木供給力を増大。また、林業事業者の生産性と経営力の向上を図る。</p> <p>(3) 木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出 品質・性能の確かな製品供給、CLT等の開発・普及、非住宅分野での木材利用、木質バイオマスの利用等を推進</p> <p>(4) 林業及び木材産業の成長産業化等による地方創生 森林資源を活かした産業育成により、就業機会の創出・定住促進を図ることが重要。このため、林業・木材産業の成長産業化、特用林産物の生産振興や未利用広葉樹資源の活用、森林空間の総合利用等を推進。</p> <p>(5) 地球温暖化対策、生物多様性保全への対応</p>
目 標	<p>(1) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標 木材等生産機能の発揮が特に期待される育成単層林を整備するなど森林資源の循環利用を図るとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため自然条件等を踏まえつつ育成複層林への誘導を推進</p> <p>(2) 林産物の供給及び利用に関する目標 平成 37 年における総需要量の見通しは 79 百万 m³、国産材の供給量及び利用量の目標は 40 百万 m³。</p> <p style="text-align: right;">実績等を踏まえて、「木材自給率 50%」の達成時期を 5 年先延ばし (下方修正)</p>

今回の主な計画内容①（神通川・庄川共通）

計画事項	主な計画内容と変更内容
第1章 基本的事項	
第1項 とやまの森の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 富山の森の現状と課題を記述 →<u>海岸林において松くい虫被害が増加している旨の記述を追加</u>（新しい森づくりプラン策定による変更）
第2項 とやまの森づくりのための基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森づくりの基本理念や基本指針、県民参加による森づくりの具体的な方針を記述 →新しい森づくりプラン策定による変更
第2章 計画事項	
第1項 計画区の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 計画区の概況や前計画の実行結果と評価、計画樹立に当たっての基本的な考え方を記述
第2項 計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 計画の対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標や実施の計画量を記述 →<u>全国森林計画の計画量に即して、これまでの実績や他の計画等を踏まえて変更</u>（別添1・2参照）
第3項 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林の有する多面的機能の発揮のため、健全な森林資源の維持造成を推進 ■ 「流域」を単位として、水源涵養、山地災害防止/土壌保全等の各機能の高度発揮を図るための森林施業等を推進 ■ 森林の有する機能ごとに整備及び保全の基本的な方針を記載 →【木材等生産機能】<u>育成単層林として維持する森林では植栽による確実な更新を行う旨の記述を追加</u> ■ 計画期間において到達・保持すべき森林資源（育成単層林・育成複層林・天然生林の面積、蓄積）の状況を数値目標として提示 →全国森林計画の考え方に即して、目標とする計画期末の森林の区分毎の面積及び森林蓄積を変更（別添1参照）

今回の主な計画内容②（神通川・庄川共通）

計画事項	主な計画内容と変更内容
<p>第4項 森林の整備に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主伐、間伐、造林、保育の基準を提示 <ul style="list-style-type: none"> →施業の実施に当たっては、<u>車道等や集落からの距離といった社会的条件についても勘案すること</u>に関する記述を追加 →人工造林については、<u>木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林</u>においても行うこととする記述を追加 →人工造林に関する基準において、<u>コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入</u>に関する記述を追加 ■ 水源涵養等の公益的機能を高度発揮する森林や木材生産機能の維持増進を図る森林の区域設定の考え方、当該区域における公益的機能別森林施業等の考え方を提示 <ul style="list-style-type: none"> →木材等生産機能の維持増進を図る森林において、<u>植栽による確実な更新</u>に努める旨の記述を追加 ■ 路網の開設の考え方、路網の整備水準を目安として提示 <ul style="list-style-type: none"> →林道の開設に当たって、<u>自然条件や社会条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させる旨</u>の記述を追加 ■ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する考え方を提示 <ul style="list-style-type: none"> →<u>生産管理手法の導入などを通じ、経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体を育成する旨</u>の記述を追加 →<u>山村地域における就業機会の創出等による定住の促進</u>に関する記述を追加

今回の主な計画内容③（神通川・庄川共通）

計画事項	主な計画内容と変更内容
第5項 森林の保全に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林の土地の保全、保安林の配備、治山事業の実施等の考え方を提示 →伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用に関する記述を追加 ■ 野生鳥獣による森林被害について、捕獲や防護柵の設置など広域的な防除活動等を推進 →野生鳥獣による被害が深刻な森林において、区域等を明確化して森林被害防除対策を推進する旨の記述を追加 ■ 病害虫による森林被害の未然防止、早期の発見・駆除 →海岸林及びその周辺を区域設定し、一体的かつ重点的な松くい虫対策を推進する旨の記述を追加（新しい森づくりプラン策定による変更）
第6項 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保健機能森林の区域の基準や区域内の森林における施業の方法等に関する考え方を提示（現行どおり）
第7項 計画量等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 伐採立木材積、造林面積、林道開設延長等の計画量を記述 →<u>全国森林計画の計画量に即して</u>、これまでの実績や他の計画等を踏まえて変更（別添2参照）
第8項 その他必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法を記述（現行どおり）

森林の整備及び保全の目標（神通川・庄川）

別添 1

※伐採・造林の計画、森づくり事業による針広混交林化、里山の整備等を踏まえて設定

1 神通川地域森林計画

区 分		新計画 (H29年度～H38年度)		現計画 (H24年度～H33年度)	
		現 況 (H27年 3 月末)	計画期末 (H39年 3 月末)	現 況 (H22年 3 月末)	計画期末 (H34年 3 月末)
面積 (ha)	育成単層林	25,910	25,551	25,925	25,024
	育成複層林	994	2,637	204	2,461
	天然生林	67,919	66,732	67,804	66,863
森林蓄積 (m ³ /ha)		213	258	204	247

2 庄川地域森林計画

区 分		変更後 (H26年度～H35年度)		変更前 (H26年度～H35年度)	
		現 況 (H24年 3 月末)	計画期末 (H36年 3 月末)	現 況 (H24年 3 月末)	計画期末 (H36年 3 月末)
面積 (ha)	育成単層林	24,526	24,508	24,526	23,096
	育成複層林	241	1,253	241	2,330
	天然生林	43,630	42,899	43,630	42,948
森林蓄積 (m ³ /ha)		218	262	218	254

計画面量（神通川）

別添2

※伐採・造林・保安林の計画面量は、全国森林計画の計画面量に即して、実績や他の計画等を踏まえて設定
 ※林道及び治山事業の計画面量は、今後の計画や実施状況等を踏まえて設定

1 神通川地域森林計画の計画面量

○立木の伐採量

（単位：千m³）

区分	新計画	現計画	現計画との対比
主伐材積	419	348	71
間伐材積	598	618	-20

○人口造林や天然更新の面積

（単位：ha）

区分	新計画	現計画	現計画との対比
人工造林	865	595	270
天然更新	1,432	1265	167

○間伐の実施量

（単位：ha）

区分	新計画	現計画	現計画との対比
間伐面積	7,470	6,986	484

※計画期間：新計画（H29年度～H38年度）
 （樹立）：現計画（H24年度～H33年度）

○林道の開設延長

（単位：Km）

区分	新計画	現計画	現計画との対比
林道開設延長	50	53	-3

○保安林の面積

（単位：ha）

区分	新計画	現計画	現計画との対比
水源かん養	32,314	32,173	141
災害防備	30,270	30,047	223
保健・風致	6,483	6,483	0
総数	62,604	62,222	382

※総数欄は、2以上の目的達成のために指定する保安林があるため、内訳の合計とは一致しない。

○治山事業の施行地区数

（単位：地区）

区分	新計画	現計画	現計画との対比
治山事業施行地区数	162	141	21

計画面量（庄川）

別添2

※伐採・造林・保安林の計画面量は、全国森林計画の計画面量に即して、実績や他の計画等を踏まえて設定
 ※林道及び治山事業の計画面量は、今後の計画や実施状況等を踏まえて設定

2 庄川地域森林計画の計画面量

○立木の伐採量

（単位：千m3）

区分	変更後	変更前	変更前との対比
主伐材積	281	424	-143
間伐材積	466	531	-65

○人口造林や天然更新の面積

（単位：ha）

区分	変更後	変更前	変更前との対比
人工造林	498	871	-373
天然更新	1,292	1,125	167

○間伐の実施量

（単位：ha）

区分	変更後	変更前	変更前との対比
間伐面積	6,009	6,379	-370

※計画期間：H26年度～H35年度

○林道の開設延長

（単位：Km）

区分	変更後	変更前	変更前との対比
林道開設延長	43	43	

○保安林の面積

（単位：ha）

区分	変更後	変更前	変更前との対比
水源かん養	14,922	14,922	
災害防備	16,351	16,351	
保健・風致	2,153	2,153	
総数	31,324	31,324	

※総数欄は、2以上の目的達成のために指定する保安林があるため、内訳の合計とは一致しない。

○治山事業の施行地区数

（単位：地区）

区分	変更後	変更前	変更前との対比
治山事業施行地区数	146	146	

(参考) 現計画の実行結果の概要及びその評価① (神通川)

前計画の前期5カ年分（平成24～28年度）の各計画量の実行結果（平成28年度は見込み量を算入）の概要

①伐採立木材積

主伐については、木材価格の低迷等により伐採が手控えられたため、実行量は計画量を大きく下回っているが、間伐については、各種事業の取組みの結果、概ね計画どおり実行されている。

単位：千m³、%

区 分	計画量	実行量	実行歩合
主伐材積	112	41	37
間伐材積	314	238	76

②造林面積

伐採後の更新については、適確に実施されたが、主伐が控えられたことから、人工造林の実行量については、計画量を大きく下回っている。

単位：ha、%

区 分	計画量	実行量	実行歩合
人工造林	227	58	26
天然更新	580	522	90

③間伐面積

各種事業の取組みの結果、概ね計画どおり実行されている。

単位：ha、%

区 分	計画量	実行量	実行歩合
間伐面積	3,342	2,437	73

④林道の開設延長

幹線林道の整備を重点的に行い開設単価が高くなったことから、実行量は計画量を下回っている。

単位：km、%

区 分	計画量	実行量	実行歩合
林道 開設延長	33	14	42

(参考) 現計画の実行結果の概要及びその評価② (神通川)

⑤保安林の面積

所有者の同意が順調に得られ、ほぼ計画どおり実行されている。

単位：ha、%

区 分	計画量	実行量	実行歩合
水源かん養	31,940	31,942	100
災害防備	29,742	29,687	99
保健・風致	6,483	6,483	100

⑥治山事業の整備

計画的な事業取組みにより、ほぼ計画どおり実行されている。

単位：地区、%

区 分	計画量	実行量	実行歩合
治山事業 施行地区数	66	74	112

神通川地域森林計画書(案)

(神 通 川 森 林 計 画 区)

計画期間
自 平成 2 9 年 4 月 1 日
至 平成 3 9 年 3 月 3 1 日

平成 年 月 樹立

富 山 県

目 次

はじめに	1
第1章 基本的事項	
第1項 とやまの森の現状と課題	2
第2項 とやまの森づくりのための基本的な考え方	4
1 とやまの森づくりの基本理念	4
2 とやまの森づくり基本指針	5
3 とやまの森づくり基本指針が目指す森林の姿	6
4 県民参加による森づくりの具体的な方針	8
第2章 計画事項	
第1項 計画区の概要	9
1 計画区の概況	9
2 計画区の森林・林業、木材産業の概要	11
3 前計画の実行結果の概要及びその評価	12
4 計画樹立に当たっての基本的考え方	14
第2項 計画の概要	15
1 計画の対象とする森林	15
2 計画事項の概要	16

第3項	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	19
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	19
第4項	森林の整備に関する事項	23
1	森林の立木竹の伐採に関する事項 <u>（間伐に関する事項を除く。）</u>	23
2	造林に関する事項	25
3	間伐及び保育に関する事項	30
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	32
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	36
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	39
第5項	森林の保全に関する事項	41
1	森林の土地の保全に関する事項	41
2	保安施設に関する事項	42
3	<u>鳥獣害の防止に関する事項</u>	43
4	<u>森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項</u>	44
第6項	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	46
第7項	計画量等	47
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	47

2	間伐面積	47
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	47
4	林道の開設及び拡張に関する計画	48
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	61
第8項	その他必要な事項	69
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	69
2	その他必要な事項	71

参考資料

前期計画の実行状況と林地の異動状況

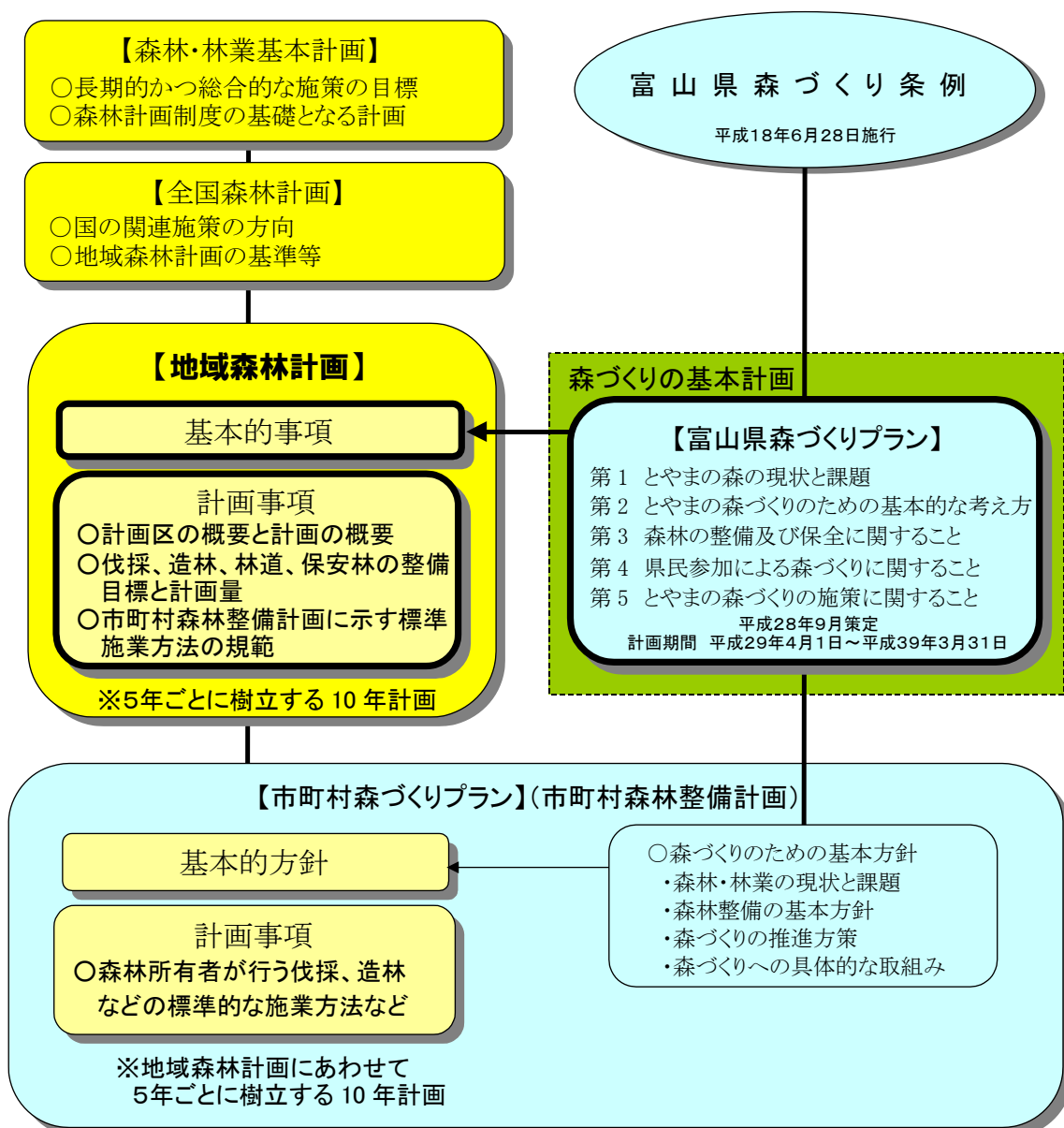
用語の解説

附属資料

はじめに

この計画は、神通川森林計画区の民有林について、森林法第5条の規定に基づき策定するもので、平成29年4月1日から平成39年3月31日までの10年間を計画期間としています。

また、平成18年6月に施行された「富山県森づくり条例」に基づき、平成28年9月に策定した「富山県森づくりプラン」の基本理念や基本指針などを、この計画の基本的事項としています。



第1章 基本的事項

第1項 とやまの森の現状と課題

本県の県土の3分の2を占める森林は、植生自然度本州一と評価され、この多種多様な動植物が生息・生育する豊かな森林は、洪水や山崩れ、なだれなどの災害から県民の暮らしを守り、また、そこから流れ出す清浄で豊潤な水は、飲料水や農業・工業用水として利用され、神秘の海「富山湾」の豊かな水産資源を育むなど、県民の生活と富山県の産業を支えてきました。

本県の森林の約60%は、自然豊かな天然林となっており、なかでも長く人手が加えられていない奥山の天然林は、野生生物の生息環境として優れ、水源涵養などの公益的機能も高く評価されています。

一方、かつて山村住民とのかかわりの中で維持・管理されてきた里山林は、昭和30年代以降の生活様式の変化等により利用されなくなり、時間の経過とともに若い林から成熟した林へとその姿を変え、明るい林を好む動植物が減少する一方で、クマなどの大型動物が人里近くまで活動域を広げる要因にもなっています。

このため、平成19年度より導入した「水と緑の森づくり税」を活用し、生物多様性の保全や野生動物との共生を目指した里山の整備及び保全を県民との協働で進めてきており、その取り組みが県内各地に広がっています。

整備した里山では、地域住民により管理・利用が行われている一方で、中山間地域では過疎化・高齢化が進行していることから、持続的な里山管理のための支援がますます重要となっています。

さらに、平成24年以降、海岸林を中心に松くい虫被害が激増しており、海岸林の有する公益的機能の維持や富山湾の景観を保全するため、重点的な対策を行うことが必要となっています。

また、本県の森林の約19%にあたる54千haのスギを中心とした人工林については、その多くが間伐等の手入れが必要な林齢から木材として利用可能な林齢となっていますが、まだまだ手入れの必要な人工林が私有林では35千haにもおよび、これらに十分な手入れがなされなければ、水土保持機能や二酸化炭素吸収源としての働きなど、森林の持つ公益的機能の低下や、風雪害など気象害の発生も懸念されます。

一方、再生産可能で、生産・加工、利用などの過程で二酸化炭素の増減に影響が少ない資材である木材の持続的な生産と利用は、地球温暖化の防止や資源循環型社会の構築に不可欠なことから、公益的機能を維持・向上させつつ木材資源の確保と生産を図ることが必要で、本県で開発した優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を再造林の切り札として、普及の促進を図り森林資源の循環利用を推進することが重要となっています。

このように、森林の有する多面的機能の持続的な発揮の観点から、適切な森林整備の一層の推進が必要とされるなか、水と緑の森づくり税を活用した活動支援により、森林ボランティア団体等の森林整備活動への取り組みが着実に増えています。

森づくりに関する県民等意識調査結果（平成27年11月実施）でも、多くの回答者が水と緑の森づくり税を活用した県民参加による森づくりの継続を期待し、自らの参加についても前向きなことなどから、森づくり活動の輪をさらに広げ、引き続きその活動を支援していきます。



豊かな水を育むとやまの森



成熟期を迎えた人工林



森林ボランティアの活動



高性能林業機械による間伐作業

第2項 とやまの森づくりのための基本的な考え方

1 とやまの森づくりの基本理念

富山県では、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、水と緑に恵まれた県土の形成及び心豊かな県民生活の実現に寄与するため、「富山県森づくり条例」を平成18年6月に制定し、県民全体で支える森づくりの推進に関する基本理念を定めました。

なお、この条例は森づくりに関する総合的な条例として、県や県民、森林所有者等関係者など各主体の責務や役割、森づくりに関する基本施策のほか、県民全体で支える森づくりのための新たな財源として「水と緑の森づくり税」についても規定しています。

◆富山県森づくり条例（抜粋）◆

（目的）

第1条 この条例は、森づくりについて、基本理念を定め、並びに県、森林所有者及び森林組合の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、森づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水と緑に恵まれた県土の形成及び心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 森づくりは、県民が将来にわたって森林のもたらす恵みを楽しむことができるよう、長期的な展望に立ち、多様な生態系に配慮しつつ、地域の特性に応じて推進されなければならない。

2 森づくりは、森林が県民にとって貴重な財産であることにかんがみ、県民の理解の下、その主体的な参画により推進されなければならない。

3 森づくりは、循環型社会の実現に資する森林資源の重要性にかんがみ、その有効な活用を図ることにより推進されなければならない。

4 森づくりは、森林の適正な整備及び保全が持続的に行われるよう、森づくりを担う人材の育成を図ることにより推進されなければならない。

5 森づくりは、県、市町村、森林所有者、森林組合、県民及び事業者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、継続して推進されなければならない。

（森づくりの基本計画）

第10条 知事は、森づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 とやまの森づくり基本指針

富山県では、とやまの森づくりの基本理念に基づき、森林の整備及び保全のあり方と、それを県民参加により進めるための仕組みを「とやまの森づくり基本指針」（以下「基本指針」という。）として次のとおり定めています。

(1) 森林の整備及び保全の指針

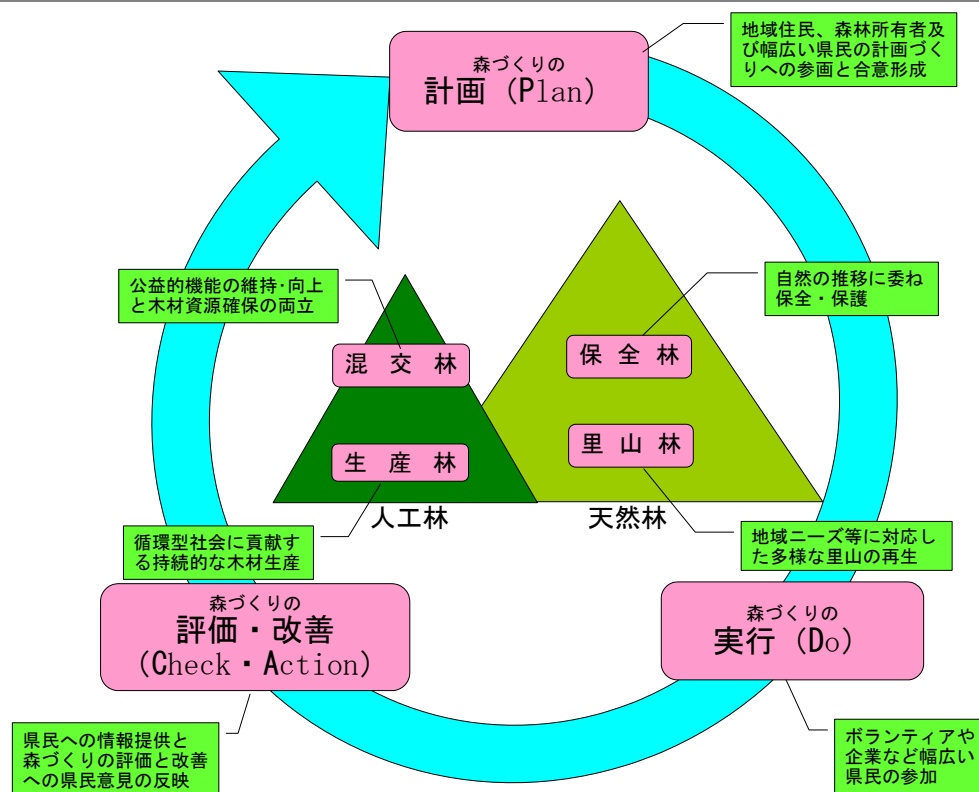
森林の整備及び保全にあたっては、

- ① 天然林については、地域ニーズ等に対応した多様な里山の再生をめざす「里山林」と、原則として自然の推移に委ね保全・保護する「保全林」に、
- ② 人工林については、地球温暖化防止と循環型社会に貢献する持続的な木材生産に重点を置く「生産林」と、針葉樹と広葉樹を混在させることで長期的な木材資源の確保と公益的機能の維持・向上の両立を図る「混交林」に、

それぞれ区分して取り扱うこととし、森林の状態や立地条件に加え、地域ニーズ等を反映した多様な森づくりを目指すこととします。

(2) 県民参加による森づくりの指針

森づくりを推進するにあたっては、計画、実行、評価、改善（PDCA サイクル）の各プロセスにおいて、幅広い県民の参加を得ながら進めることとします。



3 とやまの森づくり基本指針が目指す森林の姿

基本指針では、天然林を「里山林」と「保全林」に、人工林を「生産林」と「混交林」に区分して取り扱うこととし、それぞれが目指す森林の姿を次のとおりとしています。

1 里山林

集落周辺の里山では、地域資源としての木材等の利用、森林浴や環境教育の場の提供、生物多様性の保全、野生動物との棲み分けなど、森林の状態、生息・生育する動植物などを考慮し、地域ニーズを反映した多様な里山を目指します。



里山再生整備事業により明るく見通しが良くなった里山



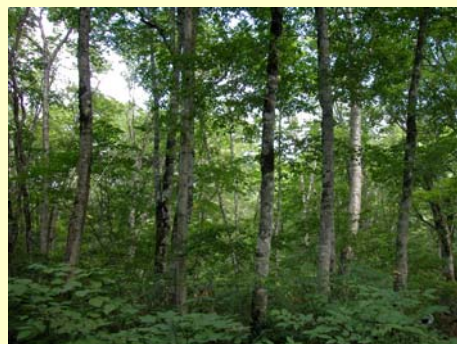
繁茂したモウソウ竹を整理し、タケノコ生産に利用

2 保全林

継続的な手入れのできない大部分の里山については、水土保持機能の持続的な発揮と向上に加え、多種多様な生物の生息環境として、自然豊かな奥山の天然林と一体として保全・保護することを原則として、自然の推移による成熟した天然林（天然生林）を目指します。



成熟しつつある里山の二次林（コナラ林）



自然豊かな奥山の天然林（ブナ林）

3 生産林

樹木の成長が良好で、傾斜が緩く道路に近いなど低コストで効率的な施業が可能な人工林では、適切な間伐を実施することで、水土保持機能や生物多様性の保全などの公益的機能を確保しつつ、適期の伐採と再生林を繰り返す、持続的な木材生産を目指すこととします。

なお、木材生産に重点を置く人工林であっても、水源地域などの公益的機能の発揮が特に求められる場所では、適切な密度管理のもとに長伐期施業に移行するなどして、水土保持機能を維持・向上させつつ持続的な木材生産と両立する人工林を目指します。



間伐が適正に実施された人工林



公益的機能も高い高齢級人工林

4 混交林

高標高地や土壌条件が悪いなどにより植栽木の十分な生長が見込めない場所や、道路から遠く管理や木材生産にコストがかかるなど、林業経営が困難な人工林では、すでに侵入している広葉樹などを活かし、あるいは整理伐を行って在来の広葉樹の自然侵入を促進するなどして、広葉樹とスギなどが混在する自然状態に近い森林に誘導し、天然力を活用することで、管理に手間をかけずに、水土保持機能や生物多様性の保全など公益的機能の維持・向上と長期的な木材資源確保とが両立する人工林(針広混交林)を目指します。



広葉樹の自然侵入により混交林化した奥山の人工林



みどりの森再生事業により光環境が改善し、広葉樹が侵入・生長

4 県民参加による森づくりの具体的な方針

基本指針では、計画・実行・評価・改善の各プロセスにおいて幅広い県民の参加を得ることとしており、それぞれのプロセスにおける県民参加のあり方については次のとおりとしています。

(1) 森づくりの計画

- 県は、森づくりの基本指針に基づき、県民意見などを反映し、森づくりに関する全県的な大枠の計画を策定します。
- 市町村は、県のプランに沿って、幅広い住民との合意形成をはかりながら、地域の実情に応じた森林整備の計画の策定に努めます。

(2) 森づくりの実行

- 里山の再生整備や竹林の整理などは、森林ボランティアなど幅広い県民の参加を得て、地域住民、森林所有者、行政が協働で整備を進めます。
- 公益性の高い混交林の整備などは、県民の支援のもとに進めます。
- 森林ボランティア活動への支援を行います。
- 持続的な木材生産を円滑に進めるために、県産材の有効利用などに努めるとともに、伐採跡地には優良無花粉スギ「立山 森の輝き」による再造林を進めます。

(3) 森づくりの評価と改善

- 森づくりに関して幅広い県民からの意見を求めるため、森林 GIS やインターネットなど多様な手段により、県民への森づくりに関する情報の提供に努めます。
- 県民意見などを踏まえた、より実効性のある森づくりを進めるため、総合的な森づくり施策や個々の実行状況を評価し、改善を行います。

第2章 計画事項

第1項 計画区の概要

1 計画区の概況

(1) 自然条件

位置 富山県東部に位置し、東は新潟県と長野県、南は岐阜県に、西は本県の庄川森林計画区に接しています。

また、富山県富山農林振興センターが所管する1市2町1村、同新川農林振興センターが所管する3市2町で構成されています。

地形 計画区の中央には富山平野が開けており、東部から南部にかけては、海からわずかな距離で3,000m級の北アルプスの峰々に続く極めて急峻な山岳地形となっています。一方、西部から南西部にかけては、比較的緩やかな丘陵地形が広がっています。

河川 東部は黒部川や常願寺川など、北アルプスを源とする急流河川が直接富山湾に流れ込んでいます。

また、中央部の富山平野を流れる神通川は、岐阜県を源とする宮川と高原川が本県県境で合流したもので、中流域で熊野川、井田川など多くの支流を有する河川が合流する本計画区最大の流域面積を有しています。

土壌 低地に一部湿性褐色森林土壌が分布していますが、広くは適湿性褐色森林土壌であり、尾根筋には乾性褐色森林土壌、標高1,000m以上の部分ではポドゾル化土壌、地形の急峻な所では残積性未熟土が見られます。

気候 富山市の平均気温は 14.8℃、年間降水量は 2,141mm、最深積雪深は 52cmと、夏季は高温で多雨多雪型の日本海側気候であり、植物の生育には適しています。

注：平成27年気象庁気象統計情報より

(2) 社会経済的条件

構成 4市（富山市、魚津市、滑川市、黒部市）
4町（上市町、立山町、入善町、朝日町）
1村（舟橋村）

人口 623千人

注：富山県人口移動調査（平成28年3月1日推計）より

産業 産業別就業者割合は、第一次産業 3.3% (全県 3.5%)、第二次産業 32.6% (同 33.4%)、第三次産業 61.9% (同 61.2%) となっています。

注：国勢調査（平成22年10月1日）より

交通 JR 北陸新幹線、国道8号線、北陸自動車道が東西に横断し、北陸各県及び首都圏、関西圏とを結ぶ県内の産業、経済の動脈となっているほか、JR高山本線と国道41号線が富山市から南に伸びて飛騨地方及び中京圏とを結んでいます。



2 計画区の森林・林業、木材産業の概要

(1) 森林資源の概要

計画区の総土地面積のうち約73%にあたる **202千ha** が森林であり、全県の森林面積の71%を占め、このうち **106千ha** が民有林となっています。

民有林のうち人工林は26千ha（人工林率 **25%**）であり、樹種ではスギが94%を占め、その齢級構成では間伐を重点的に実施する必要がある6、7 齢級が **12%**である一方で、タテヤマスギの標準伐期齢である45年生を超える林分が **14千ha**（**57%**）、材積では **7,281千m³**となっています。

一方、民有林のうちの天然林は広葉樹がほとんどであり、その内コナラを中心とした里山二次林は、燃料革命以降の生活様式の変化などに伴い利用されなくなったことで、60年生を超える林分が **81%**となっています。

(2) 林業の概要

本計画区の民有林の所有形態別森林面積は、個人が **48%**を占めていますが、この個人所有者の **70%**が、「保有山林規模1ha以下」の所有者で占められており、小規模な山林所有者が多い状況となっています。

また、木材価格の低迷や山村地域の過疎化による労働力の減少、不在村森林所有者の増加などにより、間伐などの必要な手入れが行われていない人工林については、水源涵養機能や地球温暖化防止等の公益的機能の維持・向上の観点から、間伐等の森林整備の加速化が求められています。

(3) 木材産業の概要

本県では、外材を製材する大型製材工場が港湾地区に多くあり、このため平成26年次の素材供給量 **371千m³**のうち外材依存率は **67%**と、全国平均の **22%**を大きく上まわっていますが、近年は、その中心である北洋材原木の課税強化等により、本県の木材産業を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっています。

また、県産材の平成26年次の素材生産量は **46千m³**であり、うち人工林から生産されるスギ材は **35千m³**ですが、その生産体制を強化するとともに、新たな流通加工体制を構築することが課題となっています。

3 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前期5カ年分（平成24～28年度）の各計画量の実行結果（平成28年度は見込み量を算入）の概要は、次のとおりです。

（1）伐採立木材積

主伐については、木材価格の低迷等により伐採が手控えられたため、実行量は計画量を大きく下回っていますが、間伐については、各種事業の取組みの結果、概ね計画どおり実行されています。

単位：千m³、%

区分	計画量	実行量	実行歩合
主伐材積	112	41	37
間伐材積	314	238	76

（2）造林面積

伐採後の更新については、適確に実施されましたが、主伐が控えられたことから、人工造林の実行量については、計画量を大きく下回っています。

単位：ha、%

区分	計画量	実行量	実行歩合
人工造林	227	58	26
天然更新	580	522	90

（3）間伐面積

各種事業の取組みの結果、概ね計画どおり実行されています。

単位：ha、%

区分	計画量	実行量	実行歩合
間伐面積	3,342	2,437	73

(4) 林道の開設延長

幹線林道の整備を重点的に行い開設単価が高くなったことから、実行量は計画量を下回っています。

単位：km、%

区分	計画量	実行量	実行歩合
林道 開設延長	<u>33</u>	<u>14</u>	<u>42</u>

(5) 保安林の面積

所有者の同意が順調に得られ、ほぼ計画どおり実行されています。

単位：ha、%

区分	計画量	実行量	実行歩合
水源かん養	<u>31,940</u>	<u>31,942</u>	<u>100</u>
災害防備	<u>29,742</u>	<u>29,687</u>	<u>99</u>
保健・風致	<u>6,483</u>	<u>6,483</u>	<u>100</u>

(6) 治山事業の整備

計画的な事業取組みにより、ほぼ計画どおり実行されています。

単位：地区、%

区分	計画量	実行量	実行歩合
治山事業 施行地区数	<u>66</u>	<u>74</u>	<u>112</u>

4 計画樹立に当たっての基本的考え方

本計画書では、第1章第2項のとやまの森づくりのための基本的な考え方や、前項の計画区の概況並びに前計画の実行結果概要及びその評価を踏まえ、森林の整備及び保全に関する目標と計画期間内に到達すべき計画数量や、市町村森林整備計画の規範となる基本的事項や指針等について定めることとします。

なお、神通川計画区では急峻な地形が多くを占め、また、急流河川も多いことから、水土保持機能の発揮が特に求められるほか、中部山岳国立公園をはじめとした自然公園も多く、この豊かな自然環境の保全も重要であることから、計画策定にあたっては、これらも考慮することとします。

第2項 計画の概要

1 計画の対象とする森林

この計画で対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する神通川森林計画区域内の民有林とし、この森林は、森林法第10条の2に基づく林地の開発行為の許可制度及び同条の7の2に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制度、同条の8に基づく伐採及び伐採後の造林届出制度等の対象となります。

なお、本森林計画区の森林計画図は、富山県森林政策課及び本計画区を所管する農林振興センター、関係市町役場において縦覧できます。

◆森林の対象とする森林の面積◆

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		<u>105,706</u>	
市 町 村 別 内 訳	富山市	<u>58,126</u>	旧富山市、旧大沢野町、旧大山町、旧婦中町、旧山田村、旧細入村、旧八尾町
	魚津市	<u>10,223</u>	
	滑川市	<u>699</u>	
	黒部市	<u>8,968</u>	旧黒部市、旧宇奈月町
	上市町	<u>11,974</u>	
	立山町	<u>7,462</u>	
	入善町	<u>897</u>	
	朝日町	<u>7,357</u>	

2 計画事項の概要

この計画の計画期間である平成29年度から平成38年度までの10年間の森林の整備及び保全の目標や、実施の計画量は次のとおりとします。

(1) 森林資源の目標

ア 森林面積及び蓄積

計画期末の施業方法別森林面積及び ha 当りの森林の蓄積については、伐期の長期化や放置人工林の針広混交林化、里山の整備を推進することなどを考慮し、次のとおり設定します。

	【現況 (H27.3.31)】		【期末 (H39.3.31)】
育成単層林	25,910ha	⇒	25,551ha
育成複層林	994ha	⇒	2,637ha
天然生林	67,919ha	⇒	66,732ha
森林の蓄積	213m ³ /ha	⇒	258m ³ /ha

(2) 計画量の概要

ア 立木の伐採量

計画区の森林資源の状況などを考慮し、計画期間内における伐採立木材積について、次のとおり設定します。

単位：千m³

区分	計画量 計 H29.4~H39.3	前期計画量 H29.4~H34.3	後期計画量 H34.4~H39.3
主伐材積	419	150	269
間伐材積	598	291	307

イ 人工造林や天然更新の面積

計画区的地質、土壌等の自然条件及び伐採計画量等を考慮し、計画期間内における人工造林及び天然更新する面積を次のとおり設定します。

単位：ha

区分	計画量 計 H29.4~H39.3	前期計画量 H29.4~H34.3	後期計画量 H34.4~H39.3
人工造林	865	272	593
天然更新	1,432	675	757

ウ 間伐の実施量

計画区の森林資源の状況等を考慮し、計画期間内における間伐を実施する面積を次のとおり設定します。

単位：ha

区分	計画量 計 H29.4~H39.3	前期計画量 H29.4~H34.3	後期計画量 H34.4~H39.3
間伐面積	7,470	3,634	3,836

工 林道の開設延長

計画区の路網の整備状況や森林管理及び木材搬出の効率向上等を考慮し、計画期間における林道の開設延長を次のとおり設定します。

単位：km

区分	計画量 計 H29.4~H39.3	前期計画量 H29.4~H34.3	後期計画量 H34.4~H39.3
林道開設 延長	<u>50</u>	<u>20</u>	<u>30</u>

才 保安林の面積

計画区の自然条件や社会条件等を考慮し、計画期間末における保安林の面積を次のとおり設定します。

単位：ha

区分	計画量 計 H29.4~H39.3	前期計画量 H29.4~H34.3	後期計画量 H34.4~H39.3
水源かん養	<u>32,314</u>	<u>32,151</u>	<u>32,314</u>
災害防備	<u>30,270</u>	<u>30,027</u>	<u>30,270</u>
保健・風致	<u>6,483</u>	<u>6,483</u>	<u>6,483</u>
総 数	<u>62,604</u>	<u>62,198</u>	<u>62,604</u>

※総数欄は、2 以上の目的達成のために指定する保安林があるため、内訳の合計とは合致しない。

力 治山事業の施行地区数

計画区の自然条件や社会条件、保安林の指定状況、森林の荒廃状況等を考慮し、計画期間における治山事業の施行地区数を次のとおり設定します。

単位：地区

区分	計画量 計 H29.4~H39.3	前期計画量 H29.4~H34.3	後期計画量 H34.4~H39.3
治山事業 施行地区数	<u>162</u>	<u>75</u>	<u>87</u>

第3項 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、第1章第2項の「とやまの森づくりのための基本的な考え方」を踏まえるとともに、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護に関する取組を推進します。

◆森林の有する機能（はたらき）◆

—豊かで清らかな水を育む（水源涵養機能）—

森林の土壤は、雨水を蓄え徐々に流しだすことから、洪水や濁水を防ぐとともに、土壤中の栄養素を溶かし込んだ水は、川や海の生き物を育んでもいます。



—一人々の命と暮らしを守る（山地災害防止機能／土壤保全機能）—

下草が生え、地中には樹木の根が張り巡らされている森林は、雨による土壤の流出や、山崩れやがけ崩れを防ぐとともに、木の幹は雪の動きを抑え、なだれの発生を防いでいます。

—快適な生活環境を創造する（快適環境形成機能）—

海岸林は潮風や飛砂から、街の森は騒音、強風などから私たちの生活を守っています。また、森林は空気中の汚染物質などを葉に吸着するなどして、大気の浄化にも役立っています。





—豊かな自然と豊かな心を育む（保健・レクリエーション機能）—
 森林には様々な動植物が生息・生育し、また、美しい景観を醸し出しています。さらに、この豊かな自然は、森林浴やレクリエーションの場となり、私たちの生活に安らぎと潤いを与えています。

—潤いのある自然景観を構成する（文化機能）—

森林の景観は、行楽や芸術の対象として人々に感動を与えるほか、伝統文化伝承の基盤として自然観の形成に大きく関わっています。また、森林環境教育や体験学習の場としても役だっています。



—様々な動植物を保全する（生物多様性保全機能）—

森林は、鳥類、昆虫類をはじめとする野生動植物の生息・生育の場となっています。このように、森林は、遺伝子や生物種、生態系を保全するという、根源的な機能を持っています。

—環境にやさしい生活を支える（木材等生産機能）—

木は二酸化炭素を吸収して成長し木材として利用されます。また、この木材は伐採後に再造林することによって再生産が可能です。この環境にやさしい資材である木材を生産することや、山菜やキノコを供給することも森林の大切なはたらきの一つです。



（２）森林の整備及び保全の目標

各機能に応じた森林の望ましい姿は、次のとおりです。

◆森林の有する機能を発揮する上での望ましい森林資源の姿◆

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源 ^{かん} 涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(3) 森林の整備及び保全の基本方針

各機能に応じた森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりです。

◆森林の整備及び保全の基本方針◆

森林の有する機能	森林の整備及び保全の基本方針
水源 ^{かん} 涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。 自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源^{かん}涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。 自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。

快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> 県民に憩いと学びの場を提供する観点から、<u>自然</u>条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> 美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。 野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、経級の林木を生育させるための適切な造林・保育及び間伐等を推進する。 施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。 <u>将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。</u>

(4) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画区の自然条件や社会条件を踏まえ、かつ、「とやまの森づくり基本指針」で示された、本県の森づくりのあり方をもとに、本計画区の計画期間において達成すべき森林資源の状態は、次のとおりとします。

区分		現況 (平成27年3月末)	計画期末 (平成39年3月末)
面積 (ha)	育成単層林	<u>25,910</u>	<u>25,551</u>
	育成複層林	<u>994</u>	<u>2,637</u>
	天然生林	<u>67,919</u>	<u>66,732</u>
森林蓄積 (m ³ /ha)		<u>213</u>	<u>258</u>

第4項 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項 (間伐に関する事項を除く。)

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的な事項

森林の立木竹の伐採については、第3項の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、自然条件や社会的条件及び伐採後の更新方法などを考慮した適切な方法により行うものとします。

なお、保安林等の制限林及び施業を特定する森林については、第8項の1の保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法によるものとします。

(2) 森林の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採（主伐）の標準的な方法については、次の指針に沿って、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を考慮して、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆森林の伐採（主伐）の標準的な方法◆

1. 更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する
2. 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行う。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する
3. 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

◆種類別の伐採の指針◆

種類	標準的な伐採の方法
皆伐	気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1か所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保存帯を設け、適確な更新を図る。
択伐	森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積にかかる伐採率は30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とする。

◆スギ人工林の主伐の時期の目安◆

樹種	生産目標	植栽時の本数	期待径級	主伐時期の目安
タテヤマ	一般建築材	2,500本/ha	28.5cm	45年
スギ	優良大径材	//	39.5cm	90年

※地位3の場合

(3) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢については、その樹種の平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を考慮して、市町村森林整備計画で定めることとします。

なお、標準伐期齢の目安は次のとおりとしますが、この林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

◆樹種別の標準伐期齢の目安◆

樹種	林齢
ボカスギ	35
タテヤマスギ その他スギ	45
ヒノキ	55
マツ カラマツ	40
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	60
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	60
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	15~25

(4) その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林については、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、適切な時期による計画的な伐採を行うこととします。

また、公益的機能を重視する人工林にあっては、伐期の延長や長伐期林及び複層林（針広混交林）への誘導を推進します。

2 造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、第3項の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、気候、地形、土壌等の自然条件のほかに車道等や集落からの距離といった社会的条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。

なお、保安林等の制限林及び施業を特定する森林については、第8項の1の保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法によるものとします。

(2) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほかに、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆人工造林の対象樹種に関する指針◆

木材生産を主目的とする場合はスギを主体とするが、多様な森づくりを進める観点から、適地適木を旨とし、広葉樹の郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件及び造林種苗の需給動向や木材需要にも配慮した樹種を選定する。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆人工造林の標準的な方法に関する指針◆

1. 植栽本数は、森林の確実な更新を図るため、木材生産あるいは防災など、造林の目的及び造林地の自然条件や樹種特性、既往の造林の成果などを勘案して、次の表を参考に定める。なお、実施にあたっては、画一的に行うことなく、現地の実態、立地条件を十分考慮し、多様な森づくりを進める観点及び保育コストの低減を図る観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入など、新たな施業技術なども取り入れ、幅広く検討する。
2. 新植の地拵えについては、雪害や林地の保全及びその後の作業能率に配慮し、筋置きを基本とする。また、再造林にあたっては、原則として伐根を抜き取らないものとする。
3. 植付けの方法については、気候や傾斜などの自然条件及び既往の方法の成果などを勘案して定めるとともに、植栽木が確実に活着するよう、春又は秋の適切な時期に植え付ける。

◆人工造林の植栽本数◆

樹種	施業区分	植栽本数	備考
スギ	標準施業	2,500本/ha	
	針広混交林	1,000本/ha	天然更新木との混交林に誘導する場合
広葉樹	標準施業	3,000本/ha以上	
	針広混交林	1,000本/ha	針広混交林に誘導する場合であって、天然更新と併用する場合

注1) 防災を目的とする場合は、スギ、広葉樹を含め5,000本/ha程度とする。

注2) 針広混交林に誘導する場合は、天然更新による稚樹の発生を考慮し、天然更新が期待できない場合には植栽本数を増やすなどの対応をとる。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆方法別の伐採跡地の人工造林をすべき期間◆

伐採方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内。
択伐	伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間。

(3) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆天然更新の対象樹種◆

多様な森づくりを進める観点から、天然更新の対象樹種は、コナラ、ミズナラ、ブナ、トチ、ウダイカンバ、シデ類、サクラ類など高木性の樹種を基本としつつ、ヤシャブシやヤナギ、ハンノキ類などの先駆樹種も含めた幅広い樹種を対象とする。

このうち、ぼう芽更新が可能な樹種は、コナラ、ミズナラ、シデ類、サクラ類などのぼう芽力の強い高木性の樹種とする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆天然更新の対象樹種の期待成立本数◆

伐採後おおむね5年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る樹高の更新対象樹木の期待成立本数は、1ヘクタールあたり10,000本程度とする。

◆天然更新すべき立木の本数◆

天然更新の対象樹種の期待成立本数の立木度3となる1ヘクタールあたり3,000本程度とする。

◆更新の種類別の更新補助作業の方法◆

更新の種類	作業	内容等
天然下種	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条処理等の作業を行う。
天然下種 /ぼう芽	刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
	植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
	つる切	ツル植物の繁茂により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
ぼう芽	芽かき	発生後数年までは枯死するものが多いため、その後の成長を見ながら発生位置の低い（根又は根に近い）優勢なものを株あたり1～3本残す。

◆天然更新の完了を確認する方法◆

<p>・天然更新の完了の判断基準</p> <p>伐採後おおむね5年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る更新対象樹木の幼稚樹が、概ね1ヘクタール当たり3,000本（期待成立本数の立木度3）以上成立し、かつその出現率が70%以上となった状態をもって、更新完了とする。なお、出現率とは、幼稚樹の発生したプロット数が、全プロット数に占める割合をいう。</p> <p>・天然更新の完了の確認調査の方法</p> <p>対象地の尾根部、中腹部、沢部にそれぞれ1カ所以上標準的な箇所を選んで調査区を設定し、1調査区の大きさは、帯状に長さ30m、幅1mの区域とする。ただし、対象地の稚幼樹帯の発生状況がほぼ均一と判断される場合には、調査区を適宜減ずる。プロットは1調査区を6等分に分割して設定する。</p>
--

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の天然更新をすべき期間については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆伐採跡地の天然更新をすべき期間◆

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

(4) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在は、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆天然更新による成林が期待できない森林の判断基準◆

1. ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹が区域内又は隣接した区域に存在しない森林。
2. 高標高地や尾根筋など、現地の生育状況や地形、土壌条件、当該森林及び近隣の主伐実施個所における天然更新の状況等から判断して、稚樹が発生しても十分な生長が期待できない森林。
3. 地形、傾斜、積雪量及び周辺の植生等から判断して、雪の移動(グライド)が懸念される森林。
4. 大面積人工林の皆伐予定地であって、現況の林床に木本類の発生が見られない森林。
5. 病虫獣害の発生によって、稚樹が発生しても消失する可能性が懸念される森林。

(5) その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林については、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、伐採後の人工造林に努めるものとします。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

間伐及び保育については、第3項の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、最終的に目標とする林型、主伐の時期、コストの低減などを考慮した適切な方法により、間伐等を実施することとします。

なお、保安林等の制限林及び施業を特定する森林については、第8項の1の保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法によるものとします。

(2) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、次の指針に沿って、地域における既往の間伐の方法などを考慮して、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆タテヤマスギ人工林における間伐の時期◆

施業体系		間伐時期及び間伐率		
		上段：林齢 下段：間伐率（材積）		
		初回	2回目	3回目
植栽本数 2,500本/ha	伐期 45年	17年生 24%	24年生 27%	34年生 28%
	伐期 90年	20年生 33%	33年生 33%	55年生 32%

注) 地位3における間伐時期の一般的な目安を示したもの。

◆間伐の標準的な方法◆

1. 林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）し、立木間の競争が生じ始めた時期に実施する。その際、一定の期間内に林冠がうっ閉するように行う。
2. 森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、形質不良木に偏ることなく、適切な伐採率により繰り返し行う。特に、高齢級の間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。

3. 材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で行うものとする。

なお、既往の気象害の状況などを勘案し、雪害を考慮する必要がある場合は、市町村森林整備計画において、次を参考に、間伐を実施すべき森林の立木の形状比についても定めることとします。

◆雪害を考慮した間伐を実施すべき森林の立木の形状比（参考）◆

樹種	形状比
ボカスギ・カワイダニスギ	65以上
上記以外のスギ	70以上

(3) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法（時期、回数、作業方法）については、次の指針に沿って、地域における既往の保育の方法などを考慮して、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆作業種別の標準的な方法◆

種類	標準的な方法
下刈り	局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な方法により行うこととし、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。
除伐	適正な林分構造が維持されるよう適切な時期に、適切な方法により行う。また、保育の目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値などを勘案し、有用なものは保存し育成する。
雪起し	雪起しは、林木の生長及び形質に悪影響が出ないように、雪解け後1月以内に行う。
枝打ち	枝打ちは、林木の生育状況、生産目的等に応じて適切な時期に、適切な方法により行う。

◆スギの標準的な保育の実施林齢及び回数等◆

種類	実施林齢及び回数等
根踏み	植栽の翌年春（2年生）に実施
下刈り	植栽の翌年（2年生）～4年生までは2回刈 5年生～8年生までは1回刈
つる切	つる類の繁茂状態に応じて適時に実施
除伐	下刈り終了後、13年生程度を目安に実施
雪起し	3年生～10年生まで消雪後1カ月以内に実施
枝打ち	樹高6mの頃に初回の枝打ち（枝下高2m）を実施。その後、樹高が3～4m増すごとに繰り返し（1回の枝打ち高は2mまで）、生育状況、生産目的等に応じ枝下高6～8mまで実施。

(4) その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林については、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、計画的な間伐及び保育に努めるものとします。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域^内における施業の方法に関する指針

森林の有する公益的機能の別に応じて、公益的機能別施業森林を下表のとおり4つに区分して取り扱うこととします。

また、保安林をはじめ様々な法律により施業が指定されている森林(制限林)は、公益的機能別施業森林の対象とすることを基本とします。

◆森林の有する機能と公益的機能別施業森林の関係◆

森林の有する機能	公益的機能別施業森林
水源 ^{かん} 涵養機能	水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健・レクリエーション機能	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
文化機能	

注) 生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であることから、区域設定の対象としない。

ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林の区域の設定については、次の指針に沿って、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、森林の有する地域の要請、地域における既往の森林施業体系等を考慮し、林班又は小班を単位として市町村森林整備計画で定めることとします。

◆区域の設定基準等◆

種類	森林の基準	対象となる制限林等
水源 ^{かん} の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林	<ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養保安林 ・干害防備保安林 ・水源涵養^{かん}機能の評価区分が高い森林

土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備、その他山地災害の防備を図る必要のある森林	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂流出防備保安林 ・土砂崩壊防備保安林 ・なだれ防止保安林 ・砂防指定地周辺 ・山地災害危険地区 ・山地災害防止機能の評価が高い
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件からみて、風害、霧害等気象災害を防止する機能が高い森林	<ul style="list-style-type: none"> ・飛砂防備保安林 ・防風保安林 ・潮害防備保安林 ・生活環境保全機能の評価が高い森林
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林及び、史跡、名勝等の所存する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林	<ul style="list-style-type: none"> ・保健保安林 ・風致保安林 ・都市計画法による風致地区 ・文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林 ・保健文化機能の評価区分が高い森林

イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の森林施業の方法については、次の指針に沿って、森林の有する地域の要請、地域における既往の森林施業体系等を考慮し、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆森林施業の方法◆

種 類	施 業 の 方 法
水源の涵養 ^{ひん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。なお、皆伐面積の上限は 20ha、主伐の時期は標準伐期齢に 10 年を加えた林齢を目安とする。

<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>成長量が比較的高く緩傾斜の森林は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。なお、皆伐面積の上限は 20ha、主伐の時期は標準伐期齢の 2 倍の林齢を目安とする。</p> <p>急傾斜又は成長量の低い森林のうち、特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐により育成複層林に誘導する。それ以外の森林については、択伐以外の方法により育成複層林に誘導する。</p>
<p>快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林／保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>成長量が比較的高く緩傾斜の森林は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。なお、皆伐面積の上限は 20ha、主伐の時期は標準伐期齢の 2 倍の林齢を目安とする。</p> <p>急傾斜又は成長量の低い森林のうち、特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐により育成複層林に誘導する。それ以外の森林については、択伐以外の方法により育成複層林に誘導する。</p> <p>なお、保健文化機能の維持増進を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。</p>

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域^①における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の設定については、次の基準に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆区域設定の基準◆

気候、地形、土壌等から林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や集落からの距離等から施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林施業を推進していく森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林であり、木材の生産機能の維持増進を図る森林

イ 施業の方法に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の森林施業の方法については、次の基準に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆森林施業の方法◆

生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を実施し、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

(3) その他必要な事項

<なし>

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設及び改良については、気候、地形、土壌等の自然条件、当該林道等に係る集落からの距離等の社会的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

林道事業の計画量は第7項の4のとおりとします。

◆基幹路網（林道及び林業専用道）の現状◆

区分	路線数	延長 (km)
基幹路網	<u>294</u>	<u>880</u>
うち林業専用道	<u>1</u>	<u>1</u>

※平成 26 年度 富山県森林・林業統計書（平成 28 年 6 月）による。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準については、林地の傾斜度を因子とし、その目安を下表のとおり定めます。

地域ごとに目標とする路網密度や作業システムの組合せを明らかにしていくことにより、効率的・効果的な基盤整備を進めます。

◆効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準◆

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	5以上

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的考え方

傾斜が急峻な箇所、脆弱な地質・土壌な箇所、木材等生産機能の評価区分が低い森林を除き、基幹路網整備と併せて施業の集約化を図ることにより、低コストの森林施業を推進する区域を路網整備等推進区域とします。

路網整備等推進区域については、この基本的考え方を踏まえ、市町村森林整備計画で定めることとします。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の整備にあたっては、以下の規定、指針に則り、適切な規格・構造を確保することとします。

ア 林道及び林業専用道

林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 24 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）及び富山県林業専用道作設指針（平成 23 年 4 月 1 日森政第 432 号）。

イ 森林作業道

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）及び富山県森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日森政第 541 号）。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

《該当なし》

(6) その他必要な事項
<なし>

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関しては、不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託や、林業経営の委託への転換を促進することとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

森林施業の共同化に関しては、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進します。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保に関しては、富山県林業担い手センターや富山県林業カレッジを中心として、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援を行うこととします。

また、森林組合等の林業事業者における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善支援に取り組むこととともに、経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業者の育成に向けて、生産管理手法の導入や事業量の安定確保、生産性の向上等による事業の合理化についても、一体的に促進することとします。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業機械の導入の促進に関しては、本県の地形等の条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入・稼働率の向上を図るとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進することとします。

また、林業機械の導入に当たっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、目標とすべき路網密度の水準と作業システムを目安として林道、林業専用道及び森林作業道の整備を推進することとします。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用促進のための施設の整備に関しては、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備に加え、森林に関する法令に照らし伐採に係る手続きが適正になされたものであることや持続可能な森林経営が営まれている森林であることが証明された木材・木製品の利用の普及について、関係者一体となって推進することとします。

(5) その他必要な事項

林業や木材産業での就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進するとともに、レクリエーションや環境教育の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとします。また、自伐林家や地域住民、NPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとします。

第5項 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
 については、次表のとおり定めます。

区分	面積 (ha)	留意すべき事項	備考	
総数	<u>83,954.92</u>	1. 立木の伐採にあたっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう大面積の皆伐を避けること。 2. 土地の形質の変更は、極力行わないこととし、変更する場合にあってもその目的態様に応じた最小限度の規模にとどめ、土砂の流出、崩壊防止等の施設を設けるなど土地の保全に十分留意すること。	対象森林 次の保安林及び普通林で、山地災害防止機能等を高度に発揮させる必要のある森林 (1) 水源かん養 (2) 土砂流出防備 (3) 土砂崩壊防備 (4) 干害防止 (5) なだれ防止 (6) 魚つき	
市 町 村 区 分	富山市			<u>45,695.25</u>
	魚津市			<u>7,254.71</u>
	滑川市			<u>428.18</u>
	黒部市			<u>7,497.08</u>
	上市町			<u>10,106.21</u>
	立山町			<u>5,518.92</u>
	入善町			<u>798.21</u>
	朝日町			<u>6,656.36</u>

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

《該当なし》

- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取、盛土等土地の形質変更にあたっては、森林の土地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行うとともに、土石の切取、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設を設けることとします。

- (4) その他必要な事項

<なし>

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第3項の森林の整備及び保全に関する基本的な事項に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとし、保安林として管理すべき面積（計画期末の保安林面積）は第7項の5（1）のとおりとします。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、現況が森林以外の土地において、水源の涵養又は災害の防備のため、保安施設事業を行う必要があると認められたときに、必要に応じて指定することとします。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、第3項の1に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、近年、豪雨災害などが頻発していることから、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を計画的に推進することとし、治山事業の計画量は第7項の5（3）のとおりとします。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めることとします。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

<なし>

(5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を行うため、地域住民、市町村等の協力参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整等、標識の設置、巡視・指導の徹底等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関する情報の総合的な管理を推進することとします。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣による被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を市町村森林整備計画で設定することとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置(防護柵の設置、ビニールテープ巻き、現地調査等による森林モニタリング等)又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。その際は、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、関係行政機関等と連携して対策に努めることとします。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策については、次の指針に沿って、病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

◆松くい虫防除対策◆

防除方法	対象松林
地上散布	保安林等公益的機能の発揮が特に高く求められる人工林で、駆除だけでは被害が拡大する恐れのある松林
樹幹注入	老齢松林など保全すべき重要な松林で、対象木を限定して実施。
伐倒駆除	被害程度が微害～激害の松林
衛生伐	被害程度が微害～中害の松林（伐倒駆除との重複は不可）

◆カシノナガキクイムシ防除対策◆

防除方法	対象森林
伐倒駆除	地域住民と関わりが深い森林等
樹幹注入	防災上、景観上特に保全すべき森林で、対象木を限定して実施。

また、「水と緑の森づくり税」を財源とした海岸林の保全対策については、海岸林及びその周辺を松くい虫被害対策重点区域（以下、重点区域とする）として設定し、海岸林における一体的かつ重点的な松くい虫対策を実施します。重点区域は海岸林から外側に 300mの範囲を基本として、市町村森林整備計画において設定することとします。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、被害対策等に努めることとします。

◆クマ剥ぎ被害対策◆

防除方法	対象森林
ビニールテープ巻き、防除ネット、枝条巻き	造林公共事業の対象森林 (1 施業地の面積が 0.1ha 以上)
テープ巻き、トタン巻き	造林公共事業の対象外森林

◆ニホンジカ被害対策◆

防除方法	対象森林
防護柵の設置、忌避剤の散布等	造林公共事業の対象森林 (1 施業地の面積が 0.1ha 以上)
防護柵の設置等	造林公共事業の対象外森林

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の予防については、山火事等の森林被害を未然に防止するため、山火事注意看板等の設置による地域住民等への普及啓発を図りつつ、防火線や防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとします。

(4) その他必要な事項

<なし>

第6項 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林とは、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林とします。

保健機能森林の区域については、次の指針に沿って、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、森林施業の担い手となる森林組合の存在等を考慮して、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆保健機能森林の区域の基準◆

湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林。

(2) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法等に関する指針

保健機能森林の区域内の森林における施業の方法、森林保健施設の整備については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆保健機能森林の区域内の森林における施業の方法等に関する指針◆

項 目	指 針 等
施業の方法	<p>森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、^{かん} 県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、択伐による施業、特定広葉樹の育成を行う施業等の皆伐以外の方法を原則とする。</p> <p>また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行う。</p>
森林保健施設の整備	<p>自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行う。</p> <p>また、整備に当たっては、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高。すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高。）を定め実施する。</p>

第7項 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

計画区の森林資源の状況などを考慮し、計画期間内における伐採立木材積について、次のとおり設定します。

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	<u>1,017</u>	<u>895</u>	<u>122</u>	<u>419</u>	<u>297</u>	<u>122</u>	<u>598</u>	<u>598</u>	<u>0</u>
前半5カ年の計画量	<u>441</u>	<u>384</u>	<u>57</u>	<u>150</u>	<u>93</u>	<u>57</u>	<u>291</u>	<u>291</u>	<u>0</u>

2 間伐面積

上記1により定める間伐に係る伐採立木材積、間伐を実施すべき林齢となっている森林、過去の間伐の実施の傾向等を考慮し、計画期間内における間伐面積について、次のとおり設定します。

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	<u>7,470</u>
前半5カ年の計画量	<u>3,634</u>

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

計画区の地質、土壌等の自然条件及び伐採計画量などを考慮し、計画期間内における人工造林及び天然更新別の造林面積について、次のとおり設定します。

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	<u>865</u>	<u>1,432</u>
前半5カ年の計画量	<u>272</u>	<u>675</u>

4 林道の開設及び拡張に関する計画

計画区の路網の整備状況や森林の管理及び木材の搬出効率の向上等を考慮し、計画期間内における開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、次のとおり設定します。

① 市町村別集計表

単位 延長：km

開設拡張の別		市町村名	路線数	延長計	備考
開設	市町村別内訳	総数	53	50.0	
		富山市	17	17.1	
		魚津市	4	3.6	
		滑川市	1	0.3	
		黒部市	5	7.7	
		上市町	6	8.0	
		立山町	13	6.7	
		入善町	1	1.0	
		朝日町	6	5.6	

開設拡張の別		市町村名	路線数	延長計	備考
拡張	市町村別内訳	総数	187	344.5	
		富山市	65	151.5	
		魚津市	28	50.4	
		滑川市	3	3.7	
		黒部市	24	24.8	
		上市町	15	15.4	
		立山町	25	53.6	
		入善町	6	22.8	
		朝日町	21	22.3	

② 路線別明細表

ア 開 設

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 の別	種 類	区分	市町村名	路 線 名	延長	利 用 区 域 面 積	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
開設	自動車道		富山市	町長水須	5.7	5,732	○	
//	//		//	有峰	2.3	15,102	○	
//	//		//	大山Ⅰ	0.1	2,388		
//	//		//	大山Ⅱ	0.1	1,024		
//	//		//	大山・大沢野	0.5	1,226		
//	//		//	大沢野・八尾	3.1	3,208	○	
//	//		//	中山	0.3	17		
//	//		//	市場	0.3	103		
//	//		//	須原御鷹山	0.3	178		
//	//		//	万願寺・寺家	0.3	431		
//	//		//	町長	1.5	81		
//	//		//	今生津	0.3	194		
//	//		//	金昌寺	0.3	21		
//	//		//	黒牧文珠寺	0.8	223	○	
//	//		//	稻荷堂・新屋	0.4	119		
//	//		//	西御鷹山	0.3	188		
//	//		//	笹津山	0.5	31		
			小 計	17	17.1			
開設	自動車道		(黒部市)	別又嘉例沢	1.8	(3,106)	○	
//	//		魚津市			799		
//	//		魚津市	鉢春日	0.3	210		
//	//		//	大菅沼沌滝	1.0	123		
//	//		//	福平・東城	0.5	631	○	
			小 計	4	3.6			
開設	自動車道	林業専用道	滑川市	蓑輪	0.3	131		
			小 計	1	0.3			
開設	自動車道		(魚津市)	別又嘉例沢	5.3	(3,106)		
//	//		黒部市			2,214		
//	//		黒部市	田舩	0.3	150		
//	//		//	池尻	0.7	138		
//	//		//	福平・東城	0.9	627	○	
//	//		//	下立・嘉例沢	0.5	846		
			小 計	5	7.7			

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 の別	種 類	区分	市町村名	路 線 名	延長	利 用 区 域 面 積	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
開設	自動車道		(立山町) 上市町	須山芦峯寺	0.3	(2,279) 1,128		
//	//		上市町	片地1号	0.5	27	○	
//	//		//	骨原	1.5	207	○	
//	//		(滑川市) 上市町	黒川	1.5	(35) 31		
//	//		//	本ノ蔵	0.5	82		
//	//		//	開谷中村	3.7	228	○	
			小 計	6	8.0			
開設	自動車道		(上市町) 立山町	須山芦峯寺	0.3	(2,279) 1,151		
//	//		//	芦見	0.3	44		
//	//		//	池田1号	0.3	105		
//	//		//	松倉	0.3	92		
//	//		//	長倉	0.4	266	○	
//	//		//	鏡谷	0.3	60		
//	//		//	ドス谷	1.2	20		
//	//		//	虫谷	1.2	62		
//	//		//	城前	0.3	164		
//	//		//	黒谷	0.3	155		
//	//		//	吉峰	1.0	72		
//	//		//	池田2号	0.5	52		
//	//		//	二ツ竹	0.3	41		
			小 計	13	6.7			
開設	自動車道		入善町	羽入・明日	1.0	863	○	
			小 計	1	1.0			
開設	自動車道		(入善町) 朝日町	舟見小川	0.3	(947) 90		
//	//		//	宇津谷	0.5	108		
//	//		//	四倉谷	0.3	72		
//	//		//	蛭谷2号	0.5	52		
//	//		//	宮崎・蛭谷	3.0	2,555	○	
//	//		//	羽入・明日	1.0	554	○	
			小 計	6	5.6			
			計	53	50.0			

注：1 市町村名欄の（ ）は、当該林道が通じている隣接市町村
 2 利用区域欄の（ ）は、当該市町村を含めた全体の数量

イ 拡 張

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 の別	種 類	区分	市町村名	路 線 名	延長	利 用 区 域 面 積	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
拡張	(舗装)		富山市	吉野東猪谷	(1) 8.4	818		
	(改良)	(20) 2.0						
〃	(舗装)		〃	御前山	(1) 5.0	235		
	(改良)	(2) 1.0						
〃	(舗装)		〃	御前山2号	(1) 0.5	41		
	(改良)	(1) 0.5						
〃	(舗装)		〃	金昌寺	(1) 0.2	21		
	(改良)	(1) 0.2						
〃	(舗装)		〃	大清水	(1) 1.8	88		
	(改良)	(1) 1.8						
〃	(舗装)		〃	黒牧文珠寺	(1) 2.0	223	○	
	(改良)	(1) 3.3						
〃	(舗装)		〃	床鍋	(1) 1.5	109		
	(改良)	(1) 1.5						
〃	(舗装)		〃	小見	(1) 0.7	155		
	(改良)	(1) 0.7						
〃	(舗装)		〃	牧野	(1) 2.4	73		
	(改良)	(1) 2.4						
〃	(舗装)		〃	鎌ヶ谷	(1) 5.1	192		
	(改良)	(1) 2.0						
〃	(舗装)		(南砺市)	清水入谷	(1) 5.8	(319)	○	
	(改良)		富山市		(5) 1.1	252		
〃	(舗装)		富山市	狐寺	(1) 0.6	44		
	(改良)	(2) 0.5						
〃	(舗装)		〃	赤目谷	(1) 2.5	51		
	(改良)	(2) 0.5						

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 の別	種 類	区分	市町村名	路 線 名	延長	利 用 区 域 面 積	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
拡張	(舗装)		富山市	楡原割山	(1) 1.7	81		
	(改良)	(3) 1.0						
〃	(舗装)		〃	須原御鷹山	(1) 5.4	178	○	
	(改良)	(8) 2.3			○			
〃	(舗装)		〃	大谷	(1) 1.4	541	○	
	(改良)	(10) 3.0			○			
〃	(舗装)		〃	高橋	(1) 1.4	20	○	
	(改良)	(5) 1.0						
〃	(舗装)		〃	滝又	(10) 5.0	308		
	(改良)	(1) 0.1			○			
〃	(舗装)		〃	須原2号	(1) 0.8	186		
〃	〃		〃	伏木	(1) 1.0	52	○	
〃	〃		〃	袖山	(1) 1.1	39		
〃	〃		〃	東山	(1) 0.7	32		
〃	〃		〃	中尾	(1) 0.5	41		
〃	〃		〃	安蔵	(10) 5.0	554		
〃	〃		〃	東俣	(5) 2.0	122		
〃	〃		〃	小原河内	(1) 7.2	1,028		
〃	〃		〃	千待谷	(1) 1.1	39		
〃	〃		〃	小田刈	(1) 1.3	42		
〃	〃		〃	本宮	(1) 1.1	34		
〃	〃		〃	すべり川	(1) 0.5	49		
〃	〃		〃	掛畑・上笹原	(1) 1.5	48	○	
〃	〃		〃	深道	(1) 8.6	330		
〃	〃		〃	今山田中村	(1) 1.7	23		
〃	〃		〃	笹津山	(1) 0.6	31		
〃	(改良)		〃	寺津	(1) 0.5	48		
〃	〃		〃	須原土	(3) 2.0	330		
〃	〃		〃	市場	(1) 0.6	103	○	

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 の別	種 類	区分	市町村名	路 線 名	延長	利 用 区 域 面 積	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
拡張	(改良)		富山市	東俣	(3) 0.5	122		
//	//		//	小原赤倉	(5) 2.0	143		
//	//		//	下瀬戸	(1) 0.1	109	○	
//	//		//	牧線	(1) 0.2	103		
//	//		//	ヒノ谷	(1) 0.2	490		
//	//		//	西谷	(1) 2.0	118		
//	//		//	下ノ谷	(5) 1.2	59		
//	//		//	茗ヶ原中根	(1) 0.3	36		
//	//		//	祖父岳	(3) 0.3	1,324	○	
//	//		//	小原河内	(10) 5.7	1,028		
//	//		//	西瀬戸	(2) 0.8	212		
//	//		//	天池足谷	(1) 0.7	53	○	
//	//		(砺波市) 富山市	牛岳	(3) 1.5	(1,955) 1,631	○	
//	//		//	安蔵	(2) 0.5	554		
//	//		//	真川	(3) 0.5	10,177	○	
//	//		//	湖周南岸	(10) 1.0	542	○	
//	//		//	原亀谷	(3) 1.0	563		
//	//		//	有峰	(2) 0.5	7,826	○	
//	//		//	有峰西岸	(5) 2.0	1,956	○	
//	//		//	町長水須	(3) 6.5	5,732	○	
//	//		//	御鷹山	(6) 2.5	806	○	
//	//		//	小口川	(5) 1.0	3,698	○	
//	(舗装)		富山市	笹津岩稲	(5) 1.0	109		
//	//		//	庵谷峠	(2) 1.0	78	○	
//	//		//	猪谷川	(6) 1.9	321	○	
//	//		//	大谷川	(5) 1.0	424	○	
//	//		//	万願寺寺家	(5) 1.0	431		
//	//		//	鍋谷	(3) 0.5	142		
			小計	65	(229) 151.5			

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 の別	種 類	区分	市町村名	路 線 名	延長	利 用 区 域 面 積	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
拡張	(舗装)		(黒部市)	別又僧ヶ岳	(1) 3.1	(1,941)	○	
	(改良)		魚津市		(15) 3.1	931	○	
〃	(舗装)		魚津市	坪野虎谷	(2) 3.0	1,512	○	
	(改良)				(10) 3.0		○	
〃	(舗装)		〃	奥東城1号	(1) 2.2	111	○	
	(改良)				(1) 1.1		○	
〃	(舗装)		〃	前東城1号	(1) 1.5	148	○	
	(改良)				(4) 1.8		○	
〃	(舗装)		〃	黒谷1号	(1) 2.6	128	○	
	(改良)				(2) 2.6		○	
〃	(舗装)		〃	山女	(1) 0.5	158	○	
	(改良)				(1) 1.0		○	
〃	(舗装)		〃	大熊	(1) 0.6	62	○	
	(改良)				(1) 0.2		○	
〃	(舗装)		〃	大菅沼沌滝	(1) 1.0	123	○	
	(改良)				(1) 1.0		○	
〃	(舗装)		〃	西谷	(1) 1.2	82	○	
	(改良)				(1) 1.2		○	
〃	(舗装)		〃	御影	(1) 1.0	54	○	
	(改良)				(3) 1.0		○	
〃	(舗装)		〃	常泉寺	(1) 0.4	43	○	
	(改良)				(3) 0.4		○	
〃	(舗装)		〃	成谷	(1) 1.5	659	○	
	(改良)				(9) 0.5		○	
〃	(舗装)		〃	稗畠1号	(1) 1.0	69	○	
	(改良)				(1) 0.5		○	
〃	(舗装)		〃	キリカケ場	(1) 0.8	14		
〃	〃		〃	鉢春日	(1) 1.3	210		

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 の別	種 類	区分	市町村名	路 線 名	延長	利 用 区 域 面 積	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
拡張	(舗装)		魚津市	口ノ入	(1) 1.8	52		
//	//		//	二ヶ赤瀬羅	(5) 3.4	40		
//	//		//	前東城二号	(1) 1.4	27	○	
//	//		//	大沢	(1) 0.3	19	○	
//	(改良)		//	平沢池ノ原	(5) 1.0	742	○	
//	//		//	平沢沌滝	(1) 0.5	39	○	
//	//		//	鹿熊	(1) 0.1	118		
//	//		//	東城日尾	(2) 0.6	169	○	
//	//		//	鹿熊城	(2) 0.2	9	○	
//	//		//	蛇根谷	(1) 1.7	51		
//	//		//	石垣平大菅沼	(1) 0.1	34	○	
//	//		//	下椿升方	(1) 0.1	33	○	
//	//		//	北山	(1) 0.1	8	○	
			小計	28	(91) 50.4			
拡張	(舗装)		滑川市	東福寺	(1) 1.0	50		
	(改良)	(2) 0.5						
//	(改良)	林業専用道	//	蓑輪	(1) 0.6	131		
//	//		//	大林谷	(1) 1.6	67		
			小計	3	(5) 3.7			
拡張	(舗装)		(魚津市)	別又僧ヶ岳	(1) 0.5	(1,941)	○	
	(改良)		黒部市		(1) 0.1	1,010	○	
//	(舗装)		黒部市	別所中山	(1) 0.5	4		
	(改良)	(2) 1.0						
//	(舗装)		//	内生谷	(1) 0.5	109		
	(改良)	(1) 1.0						
//	(舗装)		//	明日	(1) 1.0	140		
	(改良)	(2) 0.2						
//	(舗装)		//	青岩	(2) 1.4	82		
	(改良)	(2) 0.2						

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 の別	種 類	区分	市町村名	路 線 名	延長	利 用 区 域 面 積	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
拡張	(舗装)		黒部市	寺蔵	(1) 1.0	45		
	(改良)	(1) 1.0						
〃	(舗装)		〃	土山	(1) 0.3	19		
	(改良)	(1) 0.3						
〃	(舗装)		〃	中谷	(1) 2.0	290	○	
	(改良)	(3) 0.2						
〃	(舗装)		〃	青岩2号	(2) 0.6	70		
	(改良)	(3) 0.6						
〃	(舗装)		〃	福平	(2) 0.5	90		
〃	〃		〃	与茂谷	(2) 0.2	52		
〃	〃		〃	福平池尻	(2) 2.6	105		
〃	〃		〃	前沢	(1) 1.1	13	○	
〃	〃		〃	南別所	(1) 1.5	20		
〃	〃		〃	氷解本	(1) 0.4	17		
〃	〃		〃	阿弥陀堂1号	(1) 0.1	23		
〃	(改良)		〃	田糶	(1) 2.6	150		
〃	〃		〃	池尻	(1) 0.2	138		
〃	〃		〃	下立嘉例沢	(3) 0.5	261		
〃	〃		〃	仁王堂	(4) 0.5	145		
〃	〃		〃	柳又	(3) 0.3	53		
〃	〃		〃	杉谷	(1) 0.1	139		
〃	〃		〃	氷解	(3) 0.5	79		
〃	〃		〃	福平開拓地	(1) 1.3	40		
			小計	24	(54) 24.8			
拡張	(舗装)		上市町	南谷	(5) 1.5	43		
	(改良)	(5) 1.5						
〃	(舗装)		〃	滝谷	(10) 1.2	22	○	
	(改良)	(10) 1.2						
〃	(改良)		(立山町) 上市町	大辻山	(2) 2.0	(1,808) 988	○	

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 の別	種 類	区分	市町村名	路 線 名	延長	利 用 区 域 面 積	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
拡張	(改良)		上市町	釈泉寺	(5) 1.0	31		
//	//		//	北谷	(2) 1.2	87	○	
//	//		//	坪野蓬沢	(2) 0.5	2,252	○	
//	//		//	大観峰	(1) 0.1	89		
//	//		//	上原	(1) 0.3	57		
//	//		//	桑ノ木鍋増	(5) 3.0	832		
//	//		//	桑首	(4) 1.4	271	○	
//	//		//	片地	(1) 0.1	154		
//	//		//	千石	(1) 0.1	75		
//	//		//	伊折千石	(1) 0.1	963		
//	//		//	西種	(1.0) 0.1	270		
//	//		(滑川市) 上市町	黒川	(2) 0.1	(35) 31		
			小計	15	(58) 15.4			
拡張	(舗装)		立山町	目桑	(2) 1.0	42	○	
	(改良)	(1) 0.5						
//	(舗装)		//	虫谷	(1) 2.1	62		
	(改良)	(1) 0.5						
//	(舗装)		//	黒谷	(3) 2.3	155		
	(改良)	(1) 0.5						
//	(舗装)		//	城前	(1) 3.4	164	○	
	(改良)	(2) 2.0						
//	(舗装)		//	長倉	(1) 5.0	266		
	(改良)	(1) 2.0						
//	(舗装)		//	四谷尾第2	(1) 0.5	16		
	(改良)	(2) 1.3						
//	(舗装)		//	吉峰	(1) 1.0	72		
	(改良)	(1) 1.0						
//	(舗装)		//	白岩	(1) 3.7	174	○	
	(改良)	(1) 0.5						

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 の別	種 類	区分	市町村名	路 線 名	延長	利 用 区 域 面 積	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
拡張	(舗装)		立山町	池田1号	(1) 5.0	105		
〃	(舗装)		〃	栃津	(3) 2.3	89	○	
	(改良)				(1) 0.1			
〃	(舗装)		〃	埃谷1号	(1) 0.6	27		
〃	〃		〃	松倉	(1) 3.8	92		
〃	〃		〃	芦見	(1) 1.5	44		
〃	〃		〃	池田2号	(2) 0.4	52		
〃	〃		〃	四谷尾第3	(1) 0.5	12		
〃	〃		〃	ドス谷	(1) 0.4	20		
〃	(改良)		〃	志鷹谷	(1) 0.7	25		
〃	〃		〃	新村	(1) 5.1	244		
〃	〃		〃	座主坊	(1) 0.5	192		
〃	〃		〃	塔倉山	(3) 1.0	611		
〃	〃		〃	大観峰	(1) 0.7	89		
〃	〃		〃	乳子場	(1) 0.7	58		
〃	〃		〃	尼子谷	(1) 0.5	67		
〃	〃		(上市町) 立山町	大辻山	(1) 2.0	(1,808) 820		
〃	〃		立山町	茨谷	(2) 0.5	609		
			小計	25	(45) 53.6			
拡張	(舗装)		入善町	中谷	(1) 1.7	170	○	
	(改良)				(1) 1.7			
〃	(舗装)		〃	奥中野	(1) 3.1	37	○	
	(改良)				(1) 3.1			
〃	(舗装)		〃	舟見小川	(1) 2.0	873	○	
	(改良)				(1) 2.0			
〃	(舗装)		〃	六谷	(1) 3.5	342	○	
	(改良)				(1) 3.5			
〃	(舗装)		〃	中野	(1) 0.8	36	○	
	(改良)				(1) 0.8			

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 の別	種 類	区分	市町村名	路 線 名	延長	利 用 区 域 面 積	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
拡張	(舗装)		入善町	熊坂	(1) 0.3	34		
	(改良)				(1) 0.3			
			小計	6	(12) 22.8			
拡張	(舗装)		朝日町	大平	(2) 1.0	3,120		
	(改良)				(3) 1.0			
//	(舗装)	//	//	蛭谷	(1) 0.5	783		
	(改良)				(1) 0.5			
//	(舗装)	//	//	蛭谷2号	(1) 0.8	52		
	(改良)				(1) 0.5			
//	(舗装)	//	//	棚山	(2) 0.3	53		
	(改良)				(3) 0.5			
//	(舗装)	//	//	石谷・谷	(2) 1.5	209		
	(改良)				(3) 1.5			
//	(舗装)	//	//	辻	(2) 1.0	151	○	
	(改良)				(2) 3.5			
//	(舗装)	//	//	小在池	(1) 1.0	60	○	
	(改良)				(1) 0.2			
//	(舗装)	//	//	湯上谷	(1) 0.2	17		
//	//	//	//	上木谷	(1) 0.4	71		
//	//	//	//	宇津谷	(1) 0.5	108		
//	//	//	//	四倉谷	(1) 2.0	72		
//	//	//	//	岩井谷	(1) 0.5	31		
//	//	//	//	南谷	(1) 0.5	51		
//	(改良)	//	//	常福寺	(1) 0.5	36		
//	//	//	//	山合	(3) 0.3	63		
//	//	//	//	金剛谷	(1) 0.5	40		
//	//	//	//	横田	(1) 0.5	13		
//	//	//	//	道口	(1) 1.5	53		
//	//	//	//	相ノ又	(3) 0.6	1,235		

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 の別	種 類	区分	市町村名	路 線 名	延長	利 用 区 域 面 積	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
拡張	(改良)		朝日町	上ノ山	(1) 0.1	21		
//	//		//	花房熊坂	(1) 0.4	2		
			小計	21	(43) 22.3			
			合計	187	(537) 344.5			

- 注 : 1 市町村名欄の()は、当該林道が通じている隣接市町村
 2 延長欄の()は、箇所数
 3 利用区域欄の()は、当該市町村を含めた全体の量

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

計画区其自然条件や社会条件を考慮し、計画期間内における保安林として管理すべき森林の種類別面積等については、次のとおり設定します

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保安林の種類	面積 (ha)	前半5カ年の 計画面積	備考
総数(実面積)	<u>62,604</u>	<u>62,198</u>	
水源涵養のための保安林	<u>32,314</u>	<u>32,151</u>	
災害防備のための保安林	<u>30,270</u>	<u>30,027</u>	
保健、風致の保存等のための保安林	<u>6,483</u>	<u>6,483</u>	

※総数欄は、2以上の目的達成のために指定する保安林があるため、内訳の合計とは合致しない。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積

指定/ 解除	種類	森林の所在		面積 (ha)	前半5カ年 の計画面積	指定又は解除を必 要とする理由	備考	
		市町村	区域					
指定	水源涵 養のた めの保 安林	富山市 (山田村)	<u>山田鍋谷</u>	<u>70</u>	<u>40</u>	水源涵養のため		
			<u>山田数納</u>	<u>70</u>	<u>40</u>			
			<u>山田赤目谷</u>	<u>70</u>	<u>40</u>			
		(八尾町)	<u>尾久</u>	<u>81</u>	<u>44</u>			
			(細入村)	<u>猪谷</u>	<u>81</u>			<u>45</u>
					-			-
総計			<u>372</u>	<u>209</u>				

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積 (ha)	前半5カ年 の計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考	
		市町村	区 域					
	災害防 備のた めの保 安林	富山市 (大沢野町)	伏木	10	5	災害防備のため		
			寺津	10	5			
			(大山町)	有峰	10			5
				小見	<u>10</u>			10
				大双嶺	10			5
				小原	<u>10</u>			10
			(八尾町)	上牧	<u>10</u>			10
				内名	20			10
				小井波	20			10
				切詰	20			10
				桐谷	20			10
			(山田村)	新屋	10			5
				数納	20			<u>15</u>
				高清水	20			<u>15</u>
			(細入村)	庵谷	20			<u>15</u>
		猪谷		20	<u>15</u>			
		小計			<u>240</u>			<u>155</u>
		魚津市	平沢	20	10			
			小川寺	10	5			
			小計	30	15			
		黒部市 (黒部市) (宇奈月町)	田粳	10	5			
			尾ノ沼	20	10			
			内山	10	5			
			小計	40	20			
		入善町	<u>五十里</u>	<u>8</u>	6			
			八幡・横山	13	7			
			神子沢	14	7			
小計	<u>35</u>		20					
上市町	西種	10	5					
	伊折六ヶ村	10	5					
	入会							
	伊折	20	10					
小計		40	20					

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積 (ha)	前半5カ年 の計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区 域				
		立山町	芦峯寺	20	10	災害防備のため	
			虫谷	20	10		
			目桑	20	10		
			千垣	10	5		
		小計		70	35		
		朝日町	大平	<u>18</u>	<u>15</u>		
			元屋敷	<u>15</u>	<u>10</u>		
			笹川	<u>15</u>	10		
			南保	20	10		
			蛭谷	20	10		
			山崎	20	10		
			境	10	5		
			宮崎	10	5		
		小計		<u>128</u>	<u>75</u>		
	総計			<u>583</u>	<u>340</u>		
解除	水源涵 養のた めの保	富山市	<u>有峰</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	指定理由の消滅	
			<u>水須</u>	<u>1</u>	<u>0</u>		
	小計		<u>2</u>	<u>1</u>			
	安林	魚津市	<u>三ヶ</u>	<u>4</u>	<u>2</u>		
		小計		<u>4</u>	<u>2</u>		
	計		<u>6</u>	<u>3</u>			
災害防 備のた めの保 安林	富山市		<u>中地山</u>	<u>8</u>	<u>5</u>	指定理由の消滅	
			<u>小見亀谷入会</u>	<u>1</u>	<u>1</u>		
			横越	1	1		
			<u>海岸通</u>	<u>2</u>	<u>1</u>		
			日方江	2	1		
			針日	1	0		
	小計			15	9		
	魚津市	<u>平沢</u>	<u>1</u>	<u>1</u>			
	小計		<u>1</u>	<u>1</u>			
	朝日町	<u>大平</u>	<u>1</u>	<u>1</u>			
	<u>蛭谷</u>	<u>1</u>	<u>1</u>				
小計		<u>2</u>	<u>2</u>				

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積 (ha)	前半5カ年 の計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	市町村				
		黒部市	正光寺	1	1		
			荒俣	1	0		
		小計		2	1		
		入善町	芦崎	1	1		
			下飯野	1	0		
		小計		2	1		
	総計			<u>22</u>	<u>14</u>		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源の涵養			9,600	9,600	950
災害の防備			9,000	9,000	900
保健・風致 の保存等			2,000	2,000	200

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

《該当なし》

(3) 実施すべき治山事業の数量

計画区内の事業の重要性、緊急度等を勘案し、計画期間内における治山事業（保安施設事業及び林野の保全にかかる地すべり防止事業）を実施する箇所について、次のとおり設定します。

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5ヶ年 の計画数量		
富山市 (大沢野町)	伏木	1	1	山腹工、本数調整伐	
	町長	1	1	溪間工、山腹工	
	寺津	1	1	溪間工、本数調整伐	
	今生津	1	1	山腹工	
	小計	4	4		

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5ヶ年の計画数量		
富山市 (大山町)	亀谷	1		溪間工、山腹工	
	有峰	3	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	日尾	1		山腹工	
	中地山	1		溪間工、山腹工	
	石淵	1		溪間工	
	本宮	1		本数調整伐	
	小見	1		溪間工、本数調整伐	
	原	1		溪間工	
	牧	1	1	溪間工、山腹工	
	大双嶺	1	1	溪間工、本数調整伐	
	下双嶺	1	1	溪間工、山腹工	
	河内	1		本数調整伐	
	小原	2	1	溪間工、本数調整伐	
	水須	1		溪間工	
	才覚地	2	2	溪間工、山腹工	
	岡田	1	1	溪間工	
	文珠寺	1	1	本数調整伐	
	小計	21	9		
富山市 (八尾町)	上牧	2		溪間工、本数調整伐	
	東原	1		本数調整伐	
	田ノ頭	2		溪間工、山腹工	
	内名	2		溪間工、本数調整伐	
	小井波	2	1	溪間工、本数調整伐	
	切詰	3	2	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	平沢	2		本数調整伐	
	桐谷	2		溪間工、本数調整伐	
	小谷	2		本数調整伐	
	大玉生	1		山腹工	
	新屋	1		溪間工、山腹工、本数調整伐	
	薄尾	1	1	地下水排除工	
	栃折	2	2	溪間工	
	井田	1		溪間工	
	柚ノ木	1	1	地下水排除工	
	三ツ松	1	1	溪間工、山腹工	
小計	26	8			

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5ヶ年の計画数量		
富山市 (婦中町)	外輪野	1		溪間工	
	千里	1	1	山腹工	
	小計	2	1		
富山市 (山田村)	鍋谷	2		溪間工、山腹工	
	白井谷	1		溪間工	
	数納	2		溪間工、本数調整伐	
	高清水	2		溪間工、本数調整伐	
	若土	1	1	溪間工	
	小計	8	1		
富山市 (細入村)	庵谷	2	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	楡原	2		本数調整伐	
	猪谷	2	1	溪間工、本数調整伐	
	笹津	1		溪間工	
	片掛	1		溪間工、山腹工	
	小計	8	2		
魚津市	鹿熊	1		溪間工	
	二ヶ	2	2	溪間工、山腹工	
	平沢	2	1	溪間工、本数調整伐	
	三ヶ	<u>2</u>	<u>2</u>	溪間工	
	古鹿熊	1		溪間工	
	宮津	1		溪間工	
	東山	1		地下水排除工	
	長引野	<u>2</u>	1	溪間工	
	小川寺	1	1	溪間工、本数調整伐	
	湯ノ上	1	1	山腹工	
	<u>東城</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>溪間工、本数調整伐</u>	
	<u>湯上谷</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>溪間工</u>	
	<u>計</u>	<u>16</u>	<u>10</u>		
黒部市	田糶	1	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	池尻	2		溪間工	
	三ヶ山	<u>3</u>		溪間工、山腹工	
	朴谷	1		溪間工	
	笠破	1		溪間工	
	尾中	2	2	溪間工	
	小計	<u>10</u>	3		

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5ヶ年の計画数量		
黒部市 (宇奈月町)	舟見明日音沢	<u>2</u>	1	溪間工、山腹工	
	深谷	2		溪間工、山腹工	
	尾ノ沼	1	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	浦山	1		溪間工	
	下立	1	1	溪間工	
	大尾	<u>3</u>	2	溪間工	
	内山	<u>3</u>	<u>3</u>	溪間工、本数調整伐	
	小計	<u>13</u>	<u>8</u>		
上市町	桧谷	1		溪間工	
	折戸	1		溪間工	
	千石	2	2	溪間工、山腹工	
	西種	2		溪間工、山腹工、本数調整伐	
	蓬沢	<u>2</u>		溪間工、山腹工	
	伊折六ヶ村入会	<u>2</u>	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	稲村	1		溪間工	
	大沢	2		溪間工	
	東種	<u>3</u>	2	溪間工、地下水排除工	
	伊折	<u>8</u>	<u>4</u>	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	小計	<u>24</u>	<u>9</u>		
立山町	芦峯寺	<u>3</u>	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	長倉	1	1	溪間工、地下水排除工	
	虫谷	1	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	目桑	1	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	千垣	1	1	溪間工、本数調整伐	
	栃津	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>本数調整伐</u>	
	小計	<u>8</u>	<u>6</u>		

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5ヶ年の計画数量		
入善町	舟見	1	1	本数調整伐	
	木根・古黒部	1	1	本数調整伐	
	八幡・横山	1	1	本数調整伐	
	神子沢	1	1	本数調整伐	
	田中	1	1	本数調整伐	
	五十里	1	1	本数調整伐	
	小計	6	6		
朝日町	大平	3	2	溪間工、本数調整伐	
	元屋敷	1		山腹工、本数調整伐	
	笹川	3	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	南保	1		溪間工、山腹工、本数調整伐	
	蛭谷	2	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	山崎	1	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	横尾	1		山腹工	
	境	2	2	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	宮崎	2	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	小計	16	8		
	計	162	75		

第8項 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、以下のとおりです。

◆保安林◆

保安林及び保安施設地区の施業方法については、保安林ごとに個々の指定施業要件が定められています。

なお、森林法施行令の「指定施業要件を定める場合の基準」は以下のとおりです。

事 項	基 準
伐採の方法	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <p>イ 水源のかん養又は風害若しくは干害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備若しくは潮害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、択伐による。</p> <p>ハ なだれの防止をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。</p> <p>ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(二) 間伐に係るもの</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。</p>
伐採の限度	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p>

	<p>□ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>ハ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(二) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第一号(二)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
植栽	<p>(一) 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(二) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(三) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

◆自然公園等◆

区 分	施業の方法等
国立公園特別保護地区	● 原則として禁伐とする
国立公園・国定公園・県立自然公園 第1種特別地域	● 単木択伐法によるものであること。 ● 単木択伐法は、次の規定により行う。 ・ 伐採できる林齢は、標準伐期齢に10年以上加えて決定する。 ・ 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
国立公園・国定公園・県立自然公園 第2種特別地域	● 伐採方法は原則として択伐とする。ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐を行うことができる。 ● 公園事業に係る施設及び集団施設地区の周辺は、単木択伐とする。 ● 伐採できる林齢は、標準伐期齢以上とする。 ● 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以下とし、薪炭林においては60%以下とする。 ● 皆伐を行う場合の1伐区の面積は2ha以内とし、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。
国立公園・国定公園・県立自然公園 第3種特別地域	● 全般的な風致の維持を考慮して施業を実施することとし、特に施業の制限は定めない。

◆その他◆

砂防指定地	● 富山県砂防指定地等管理規則による。
史跡名勝天然記念物	● 文化庁長官及び市町村教育委員会との協議による。
鳥獣保護区特別保護地区	● 富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則による。
特別母樹林	● 原則として禁伐とする
県自然環境保全地域の特別地区	● それぞれの地域ごとに定められている保全計画による。
都市計画区域風致地区	● 皆伐を行う場合にあっては、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域面積が1haをこえないこと。

2 その他必要な事項

<なし>

参 考 资 料

(参考資料)

前期計画の実行状況と林地の異動状況

1 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積

区 分	伐採立木材積								
	計 画 (千m3)			実 行 (千m3)			実行歩合 (%)		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	112	314	428	41	238	279	37	76	65
針葉樹	80	314	394	31	238	269	39	76	68
広葉樹	34	0	34	10	0	10	29	—	29

注) 計画量及び実行量は、前計画の前期分 (H24~H28) の数量。ただし、平成 28 年度分の実行量については見込み量 (以下同じ)

(2) 人工造林・天然更新別面積

人工造林			天然更新		
計画 (ha)	実行 (ha)	実行歩合 (%)	計画 (ha)	実行 (ha)	実行歩合 (%)
227	58	26	580	522	90

(3) 林道の開設延長

	開設延長		
	計画 (km)	実行 (km)	実行歩合 (%)
基幹路網	33	14	42

(4) 保安林の面積

区 分	保安林の面積 (計画期末)		
	計画 (ha)	実行 (ha)	実行歩合 (%)
水源かん養	31,940	31,942	100
災害防備	29,742	29,687	99
保健風致等	6,483	6,483	100

(5) 治山事業の施行地区数

計画 (箇所)	実行 (箇所)	実行歩合 (%)
66	74	112

(6) 要整備森林の整備面積

施業区分		計画 (ha)	実行 (ha)	実行歩合 (%)
造林	総 数	—	—	—
	人工造林	—	—	—
	天然更新	—	—	—
保育		—	—	—
伐採	総 数	—	—	—
	主 伐	—	—	—
	間 伐	—	—	—
そ の 他		—	—	—

2 林地の異動状況

(1) 森林より森林以外への異動状況

単位：ha

農用地 (田畑、樹園地)	レジャー施設 用地	宅地、工場用 地等建物敷地 及びその付帯 用地	採石採土地	その他	合 計
0.00	4.98	8.98	0.00	22.56	36.52

注) 面積は、前計画の前期分(H24～H28)の数量。ただし、平成 27, 28 年度分の実行量については見込み量(以下同じ)

(2) 森林以外より森林への異動状況

単位：ha

原野	農用地	その他	合計
1.18	25.90	142.56	169.64

用語の解説

《あ行》

育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

枝打ち

節のない木材を生産すること等を目的に、立木の枝を切り落とす作業。

《か行》

快適環境形成機能

蒸発散作用等による気候を緩和、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃の吸着、ヒートアイランド現象の緩和などにより、快適な環境形成に寄与する機能。

皆伐

一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採する主伐の一種。

拡大造林

天然林を伐採した跡地、原野等に人工造林を行うこと。

カシノナガキクイムシ

体長五ミリ弱のクイムシの一種。カシやナラに集団で穿入して病原菌を持ち込み、枯死被害を発生させる。

下層植生

森林において上木に対する下木（低木）、及び草本類からなる植物集団のまとまりのこと。

刈出し

ササ等の被圧により天然更新目的樹種の更新が阻害されることを防ぐため、ササ等を刈り払うこと。

間伐

育成段階にある森林内における樹木の混み具合に応じて、育成目的の樹木の密度を調整するために伐採（間引き）する作業。植栽木の木材的価値を高めるとともに、林内を明るくして森林の有する多面的機能を維持・向上させる。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

郷土種

郷土種とは、もともとその地域に生育していた植物種のこと。

これに対して、何らかの理由で対象とする地域や個体群の中に外部から入り込んだ個体の種のことを「外来種」「移入種」といい、外来種（移入種）は在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼすことから、郷土種による森づくりが必要とされている。

禁伐

法令等で伐採が禁止されていること。

溪間工

森林の保全や下流域への土砂流出の防止を目的として溪流内で実施される工事。治山ダム工、流路工等がある。

形状比

樹幹の形状を示す物さしの1つで、樹高(H)を胸高直径(D)で割った H/D の値をいう。形状比が大きいほど細く長い幹なので冠雪害などに対する抵抗力が小さくなる。

更新

伐採等により樹木が無くなった箇所に、植林を行うこと等により新しい森林をつくること。

更新樹種

植栽木、天然下種等により発生する稚樹及びぼう芽のうち将来の森林の樹冠を構成する樹種。

更新の完了

伐採跡地において、更新樹種が十分に発生・成長し、目標とする森林が成立すると見込まれる状態。

高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能をもつ林業機械。主な高性能林業機械は、フェラーバンチャ、スキッド、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ。

国有林

国が所有する森林。

混交林

「とやまの森づくり基本指針」に基づき、針広混交林に誘導し、公益的機能の維持・向上と木材資源の確保を図る人工林。

《さ行》

再造林

人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。

作業道

林道等から分岐し、立木の伐採、搬出、造林等の作業を行うために作設される簡易な構造の道路。

里山

人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、又

は近接する土地に存する森林であって、人により維持若しくは管理がなされており、又は、かつてなされていたものをいう。

里山林

「とやまの森づくり基本指針」に基づき、地域ニーズや森林の状態、生息・生育する動植物などに応じた、多様な里山の再生を目指す集落周辺の天然林。

山地災害防止機能／土壌保全機能

森林の下層植生や落枝落葉が地表の浸食の抑制、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ機能。

山腹工

荒廃した山腹斜面等において植生を回復させることにより斜面の安定化を図るために実施される工事。土留工、実播工等がある。

資源循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。自然の循環（自然生態系）に大きな負荷を与えず、その再生に人間が積極的に関与する。

下刈り

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間実施。

市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が、地域森林計画に即しつつ、市町村の実情に応じた造林・保育・伐採時期などの森林整備及び施業の共同化の促進、担い手の育成など、森林整備の条件整備に関する事項について、10年を一期として5年ごとに樹立する計画で、地域森林計画対象森林（民有林）を有する全ての市町村で策定する。

収量比数

ある平均樹高の時、その立木が達し得る最大の材積に対する現実の立木材積の比率。

樹下植栽

複層林の造成を目的として行う樹下への苗木の植栽。

樹冠

樹木の枝と葉の集まりをいい、上層の主に陽葉からなる部分を陽樹冠、下層の主に陰葉からなる部分を陰樹冠という。

樹冠疎密度

一定森林面積上の林木の生育状態を示す密度。おおむね20㎡の森林の区域に係る樹冠投影面積を当該区域の面積で除して算出される。

主伐

利用できる時期に達した立木を伐採し収穫すること。間伐を異なり、伐採したあとに植林等を行う。

除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

針広混交林

スギやヒノキなどの針葉樹と、コナラなどの広葉樹が混生している森林。

人工造林（植林）

苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等の人為的な方法により森林を造成すること。

人工林

人工造林により成立した森林。

薪炭林

薪及び木炭の原材料となる木材の生産を目的とする森林で、主に伐採後の株から萌芽により更新する。

森林環境教育

森林林業をテーマとして体験を重視しながら行う環境教育、森での体験を通して豊かな人間形成を目指す体験教育で、知識、体験を問わず森林や林業に関して学ぶこと。

森林組合

森林組合とは、森林所有者の社会的経済的地位向上と森林の保続培養と森林生産力の増進を図る目的で作られた森林所有者の協同組合で、施業、販売、購買などを共同化するもの。

森林経営計画

森林所有者又は森林経営の受託を受けた者が、単独又は共同で自ら所有する森林又は森林経営を受託している森林を対象として作成する伐採、造林、路網整備、森林の保護等の5年間の計画。

森林計画区

森林法第6条に基づいて、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴くとともに、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に分けた区域。

森林生態系

ある植生地域に生息する各種生物（植物と動物）が密接な関係をもちながら共存する状態を総括していう。

森林整備

森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

森林施業（施業）

目的とする森林を造成、維持するための造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為。

森林施業計画

森林の持つ諸機能が持続的かつ高度に発揮されるよう、計画的、合理的な森林施業を確保するため、森林所有者等が自発的に単独または共同で作成する具体的な伐採・造林等の5カ年間の計画。

森林の公益的機能

社会公共に利益をもたらす機能で、水源の涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、地球環境保全等の機能をいう。

森林・林業基本計画

「森林・林業基本法」の基本理念の実現に向けて、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法に基づき策定した計画。森林及び森林施策の基本方針、森林のもつ多面的機能の発揮並びに木材の供給及び利用に関する目標、政府が講ずべき施策を明記。

森林・林業基本法

森林のもつ多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とする政策を国民的合意の下に進めていくため、その実現を図る基本的事項を定めた法律。平成13年7月にそれまでの「林業基本法」を改正して成立。

森林GIS

Geographic Information System(地理情報システム)の略で、地図や空中写真等の森林の位置や形状に関する図面情報と、林種や林齢等の文字・数値情報を、コンピュータ上で総合的に管理、分析、処理するシステム。地図上に様々な情報を重ね合わせて表示し、関連づけて解析できる。

水源涵養機能

雨水を蓄え、渇水を緩和するとともに、地表流出水の減少を図り、洪水を防止する機能。

生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能。

制限林

法令により立木竹の伐採を制限(許可制)されている森林。制限林以外の森林を普通林という。

生産林

「とやまの森づくり基本指針」に基づき、持続的な木材生産を目指す、道から近く生産力のある人工林。

生物多様性

生物多様性とは、地球上に存在する多様な生物すべてに違いがあることを意味し、大きく「生態系の多様性」「種の多様性」「種内の多様性」に分けられる。

生物多様性保全機能

様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全する機能。

施業実施協定

森林所有者等が市町村長の認可を受けて森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関して締結する協定。

遷移

時間の経過にともなって植物の構成が移り変わる現象。

全国森林計画

農林水産大臣が全国の森林につき5年ごとにたてる15年を1期とする計画。森林のもつ各種機能の重要性にかんがみ、国が森林施業に関する基本的事項などを定めることにより、森林・林業施策の推進方向を明らかにするとともに、地域森林計画の策定にあたっての基準を示すもの。

《た行》

択伐

森林内の樹木の一部を抜き伐りすることで、主伐の一種。

地位

林地の材積生産量を示す指数で、気候、地勢、土壌条件等の地況因子が総合化されたものである。一般に1から5の5段階で区分し、数字が小さいほど材積成長量及び上長成長量が大きく、地位が高いことになる。

地域森林計画

森林法に基づき、都道府県知事が森林計画区ごとに10年を一期として5年毎に樹立する計画で、都道府県の森林関連の施策の方向性や伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等を定め、市町村森林整備計画の規範となるもので、富山県では「神通川」「庄川」の2つの森林計画区がある。

地下水排除工

地すべりの原因となる有害な地下水を排除するために実施される工事。ボーリング暗渠工、集水井工等がある。

地ごしらえ

人工造林や天然更新の準備のため雑草木や伐採木の枝・葉を取り除く作業。

治山事業

災害防止や水源のかん養など森林の公益的機能を高度に発揮させるため、保安林等における森林整備や防災施設整備を行う事業。

長伐期施業

通常の主伐林齢(例えばスギの場合 40 年程度)のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業。

長伐期林

伐採年齢を通常の倍(40～60年→80～100年)に延ばし、下層植生と表土を安定させる森林。

つる切

下刈りの終わった造林地において造林木に巻きつき、または樹冠に登ってこれを覆い被圧するなど、造林木の生育に障害を及ぼしているつる植物を除去する保育行為。

天然下種更新

森林内で天然(自然)に散布した種が発芽して稚樹として育つことにより、後継の森林を育成する方法。

天然更新

植林等の人為によらずに森林の造成を行うこと。自然に落ちた種子の発芽や樹木の根株からの萌芽等による方法がある。必要に応じて、ササ類の除去等の人手を補助的に加えることもある。

天然更新補助作業

天然更新が確実に行われるようにするため実施する作業のことで、刈出し、芽かき等がある。

天然林

主に天然の力によって造成された森林。

天然生林

主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。

特定保安林

指定の目的に即して機能していない保安林。

富山県林道網整備計画

森林・林業及び山村地域の発展の基盤である林道の整備を進めるにあたっての基本理念を明らかにし、21世紀における林道施策を展開していくための方向を示すものとして平成

14年2月に策定された計画。

富山県森づくりプラン

「富山県森づくり条例」に基づく「森づくりの基本計画」として、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項について定めたもの。

《な行》

二次林

その土地本来の植生が、災害や人為などによって置き換えられた発達途中の森林状態のことで、本県の丘陵地帯での潜在植生はウラジロガシなどの常緑広葉樹であり、二次林の多くはコナラ・アカマツ林となっている。

根踏み

越冬により根元がゆるんだ植栽木の抜けや倒伏を防ぐため、植栽木の周囲を踏み固めること。

農林業センサス

我が国農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に農林水産省が5年ごとに行う調査。

《は行》

バイオマス

「再生産可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。」バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り

持続的に再生産可能な資源である。

伐期

主伐が予定される時期。

標準伐期齢

主伐を行う標準的林齢。主要樹種について平均成長量が最大となる林齢を基準とし、公益的機能を発揮できる状況及び既往の平均伐採齢を勘案して定める。原則として5の倍数とし、市町村森林整備計画において定める。

PDCA サイクル

PDCA サイクルとは、プロジェクトの実行に際し、「計画をたて (Plan)、実行し (Do)、その評価 (Check) にもとづいて改善 (Action) を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み (考え方) のことである。PDCA サイクルの特徴は、プロジェクトを流れて捉え、評価を次の計画に活かしてプロジェクトをより高いレベルにもっていくことで、民間企業では品質向上や経費削減などに広く用いられてきた。

不在村森林所有者

自分の森林の所在する市区町村の区域に居住していない森林所有者。

文化機能

文化及び教育活動に寄与する機能。

保安施設地区

農林水産大臣が保安林の指定目的を達成するための事業を行う必要があると認めた場合、その事業を行うに必要な限度で、森林、原野、その他の土地を指定した地区。

保安林

水源かん養など特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。制限林のひとつ。

保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

ぼう芽

伐採した後の切り株から芽が発生すること。

ぼう芽更新

林木を伐採した後の株から発生させたぼう芽を成長させて林を更新する方法。

保健機能森林

森林の保健機能の増進を図るべき森林。

保健・レクリエーション機能

森林浴、レクリエーションなどの場、としての利用により、人々に安らぎや癒しを与える機能。

母樹

優良な形質をもった種子や穂木、茎や根を採取する樹をいう。

保全林

「とやまの森づくり基本指針」に基づき、成熟した天然林を目指し、原則として自然の推移に委ね保全・保護する森林。

本数調整伐

過密化により保安林機能の低下した森林に対し、林内環境の改善を目的として、上木の立木密度を調整するために行う選択的な伐採。

《ま行》

松くい虫

マツノザイセンチュウを媒介し、松を枯死させる森林害虫の総称。

民有林

国有林以外をいい、個人、会社、社寺等が所有する私有林、都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林に区分される。

芽かき

ぼう芽更新の際に発生するぼう芽枝の本数が多くなりすぎないように、ぼう芽が適正本数になった以降に発生した芽を摘み取ること。

木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能。

モウソウチク

モウソウチクは北海道から南西諸島の各地に植栽され、竹林を形成している。1736年に中国から薩摩藩にもたらされたという。マダケよりも大きくて太く、樹高12mになる。この高さまで一ヶ月ほどで一気に到達してしまう。筍（タケノコ）は柔らかく大形であるため食用に供される。稈は物理性が劣るため繊細な細工物の素材としては一級品ではなく、花器、ざる、かご類、すだれ、箸などのほか建築材料などとして用いられる。

木本類（木本植物）

茎及び根の形成層が働いて多量の木部をつくり、年々その細胞壁を増大する多年生植物の総称。草本植物に対応する語。

《や行》

雪起し

雪圧や冠雪により倒れた樹木を引き起こし、縄、棒などで固定する作業。樹木の根元曲がりを軽減し、樹幹の成長促進を目的として行われる。

要整備森林

特定保安林が指定の目的に即して機能することを確保するため、造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認

められる森林。

《ら行》

立木

土地に生育する個々の樹木。

立木度

森林の植栽の密度を数値化したもの。幼齡林（おおむね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率により表します。立木度3は、期待成立本数の10分の3である状態。

利用区域

林道の利用対象となる区域。山間部にあつては原則として集水区域、平坦部にあつては地形・地物により区画された地域とされている。

林家

林業を営む世帯。2010年世界農業センサスでは、1ha以上の山林を所有する世帯。

林業経営体

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する、世帯、会社など。

林業事業者

林業経営体からの委託等により、素材生産、森林整備等行う森林組合、造林業者、木材生産者等。

林業専用道

幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供する道。

林産物

林野から生産または採取される産物。木材の他に薪や木炭、しいたけなどのきのこ類、樹

液採取（うるし）などの特用林産物などがある。

林小班

森林管理のため、字界や尾根・沢等の天然地形により設定された区画。林班は概ね50ヘクタールの区画であり、さらに5ヘクタール程度の小班に分けられる。

林内相対照度

林内の光の強さを表す指標。林外を100とした場合の比率で表されることが多い。

林分

樹木の種類（組成）とその大きさや密度（構造）がほぼ一様な樹木の集団と、それらが生育している土地を総合しての呼称。

林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。

齡級

林齢を一定の幅でくくったもので、一般的には5年をひとくりにしている。例えば1～5年生は1齡級。

列状間伐

選木基準を定めずに単純に列状に間伐する方法。高性能林業機械の導入による作業効率の向上、選木作業の省力化等による間伐経費の削減に有効な手段。

附 属 资 料

1 各森林計画区の概況

(1) 市町村別森林面積及び土地利用の現況

市町村別	総土地面積	森 林 面 積			
		総 数	国 有 林	公 有 林	私 有 林
県計	424,762	285,381	105,676	29,648	150,057
神通川計画区	276,859	202,066	96,359	20,934	84,772
富山市	124,185	86,349	28,223	13,769	44,357
魚津市	20,063	14,646	4,423	517	9,707
滑川市	5,461	702	3	11	688
黒部市	42,634	36,103	27,135	4,287	4,681
舟橋村	347	0	0	0	0
上市町	23,677	19,504	7,530	1,284	10,690
立山町	30,731	23,918	16,456	314	7,147
入善町	7,129	928	31	16	881
朝日町	22,632	19,917	12,560	736	6,622
庄川計画区	147,903	83,315	9,316	8,714	65,285
高岡市	20,942	6,707	25	153	6,530
氷見市	23,050	13,485	66	296	13,123
砺波市	12,696	3,460	10	152	3,298
小矢部市	13,411	5,914	27	100	5,787
南砺市	66,886	52,561	9,178	7,957	35,427
射水市	10,918	1,188	10	57	1,121

資料 1 総数 富山県勢要覧 平成26年度版

2 耕地面積 北陸農政局「農林水産統計年報 富山県」平成25年

3 森林面積 県森林政策課調(平成27年3月31日現在)

注: 計と内訳の和が一致しないのは、四捨五入による。

単位:ha

耕 地 面 積			そ の 他
総 数	田 耕 地 面 積	畑 耕 地 面 積	
59,100	56,600	2,450	80,281
30,897	29,613	1,284	43,896
13,340	12,500	840	24,496
1,969	1,830	139	3,448
2,228	2,190	38	2,531
2,785	2,660	125	3,746
185	183	2	162
1,653	1,600	53	2,520
3,445	3,400	45	3,368
3,852	3,840	12	2,349
1,440	1,410	30	1,275
28,141	26,980	1,161	36,447
5,380	5,270	110	8,855
3,208	2,870	338	6,357
4,839	4,770	69	4,397
3,681	3,570	111	3,816
7,316	6,970	346	7,009
3,717	3,530	187	6,013

(2) 産業別就業者数

市町村別	人		口	世帯数
	総 数	男	女	
県 計	1,064,881	514,481	550,400	391,941
神通川計画区	622,653	301,684	320,969	237,238
富 山 市	418,730	203,433	215,297	164,171
魚 津 市	42,785	20,817	21,968	15,875
滑 川 市	32,738	15,837	16,901	11,765
黒 部 市	40,869	19,849	21,020	14,776
舟 橋 村	2,983	1,428	1,555	914
上 市 町	20,895	9,979	10,916	7,450
立 山 町	26,247	12,617	13,630	9,128
入 善 町	25,294	12,087	13,207	8,653
朝 日 町	12,112	5,637	6,475	4,506
庄川計画区	442,228	212,797	229,431	154,703
高 岡 市	171,984	82,767	89,217	63,979
氷 見 市	47,727	22,630	25,097	16,174
砺 波 市	48,960	23,786	25,174	16,276
小 矢 部 市	30,313	14,584	15,729	9,526
南 砺 市	51,032	24,299	26,733	16,615
射 水 市	92,212	44,731	47,481	32,133

資料 世帯数、人口 県統計調査課調「富山県人口移動調査」(平成28年3月1日推計)
 就業者数 総務省統計局「国勢調査」(平成22年10月1日)

(単位:戸、人)

就 業 者 数							
総 数	第 1 次 産 業				第2次産業	第3次産業	その他
	総 数	農 業	林 業	漁 業			
546,363	18,916	17,095	737	1,084	182,225	334,233	10,989
317,035	10,553	9,679	359	515	103,340	196,162	6,980
208,790	5,212	4,842	217	153	61,396	136,238	5,944
22,956	921	732	36	153	8,732	12,661	642
16,830	600	533	6	61	6,733	9,454	43
21,382	855	787	14	54	9,150	11,288	89
1,521	76	75		1	468	961	16
11,128	578	556	22		4,161	6,336	53
14,224	917	894	21	2	4,496	8,660	151
13,710	1,012	930	24	58	5,835	6,823	40
6,494	382	330	19	33	2,369	3,741	2
229,328	8,363	7,416	378	569	78,885	138,071	4,009
86,985	1,941	1,783	63	95	28,727	53,820	2,497
24,956	1,216	864	77	275	9,166	14,417	157
26,093	1,470	1,408	59	3	9,194	15,232	197
16,301	735	702	31	2	6,068	9,274	224
28,191	1,867	1,738	115	14	10,830	15,307	187
46,802	1,134	921	33	180	14,900	30,021	747

2 森林の現況
(1) 年齢別森林資源表

区分	区分	区分	区分	総数			1 齡 級			2 齡 級			3 齡 級			
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
県	立	木	地	総数	17970.15	39,466.959	437.792	270.37	1,510	304	390.92	5,971	1,015	361.87	21,270	3,728
				針	163355.08	39,152.559	437.792	270.37	1,510	304	390.92	5,971	1,015	361.87	21,270	3,728
				総数	53450.45	22,186.283	339.880	46.61	0	0	145.30	2,268	630	326.64	20,343	3,670
				針	109904.63	16,966.276	97.912	223.76	1,510	304	245.62	3,703	385	35.23	927	58
				総数	163355.08	39,152.559	437.792	270.37	1,510	304	390.92	5,971	1,015	361.87	21,270	3,728
				針	50499.89	21,488.512	339.444	46.41	0	0	143.63	2,258	624	326.12	20,326	3,666
				広	560.68	63.965	701	9.13	66	7	79.51	1,259	119	22.26	603	41
				総数	50579.51	21,408.009	338.394	50.39	55	7	210.49	3,443	739	346.26	20,828	3,690
				針	50034.40	21,344.175	337.695	44.18	0	0	143.03	2,251	621	324.00	20,225	3,649
				広	545.11	63.834	699	6.21	55	7	67.46	1,192	118	22.26	603	41
				総数	481.06	144.468	1,751	5.15	11	0	12.65	74	4	2.12	101	17
				針	465.49	144.337	1,749	2.23	0	0	0.60	7	3	2.12	101	17
				広	15.57	131	2	2.92	11	0	12.05	67	1	0.00	0	0
				総数	112294.51	17,600.082	97.647	214.83	1,444	297	167.78	2,454	272	13.49	341	21
				針	2950.56	697.771	436	0.20	0	0	1.67	10	6	0.52	17	4
				針	109343.95	16,902.311	97.211	214.63	1,444	297	166.11	2,444	266	12.97	324	17
				総数	65.63	5,055	69	30.87	235	30	5.45	68	4	0.00	0	0
				針	2.13	765	9	0.15	0	0	0.01	0	0	0.00	0	0
				広	63.50	4,290	60	30.72	235	30	5.44	68	4	0.00	0	0
				総数	766.84	84,995	439	8.14	73	9	6.60	83	13	0.85	22	2
針	14.83	2,032	18	0.00	0	0	0.84	5	5	0.28	12	2				
広	752.01	82,963	421	8.14	73	9	5.76	78	8	0.57	10	0				
総数	111462.04	17,510.032	97.139	175.82	1,136	258	155.73	2,303	255	12.64	319	19				
針	2933.60	694.974	409	0.05	0	0	0.82	5	1	0.24	5	2				
広	108528.44	16,815.058	96.730	175.77	1,136	258	154.91	2,298	254	12.40	314	17				
竹	524.00	314.400	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0				
その他	15826.07	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0				

区分	区分	区分	区分	8 齡 級			9 齡 級			10 齡 級			11 齡 級			
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
県	立	木	地	総数	4652.93	1,592.868	46.440	7876.99	2,841.562	64.622	12770.96	4,290.548	78.305	12998.51	4,223.470	38.579
				針	4492.31	1,576.333	46.072	6621.48	2,699.588	62.454	8433.56	3,793.921	71.344	7799.29	3,535.488	31.726
				広	160.62	16.535	368	1255.51	141.974	2.168	4337.40	496.627	6.961	5199.22	687.982	6.853
				総数	4652.93	1,592.868	46.440	7876.99	2,841.562	64.622	12770.96	4,290.548	78.305	12998.51	4,223.470	38.579
				針	4491.33	1,576.156	46.069	6616.35	2,698.176	62.423	8413.20	3,788.571	71.251	7766.95	3,530.707	31.689
				広	14.26	1.539	34	2.19	267	2	4.57	579	4	25.94	3,727	33
				総数	4490.04	1,574.179	46.004	6560.54	2,681.873	62.037	8363.85	3,772.419	70.936	7706.18	3,506.965	31.469
				針	4475.78	1,572.640	45.970	6558.35	2,681.606	62.035	8359.28	3,771.840	70.932	7680.24	3,503.238	31.436
				広	14.26	1.539	34	2.19	267	2	4.57	579	4	25.94	3,727	33
				総数	15.55	3,516	99	58.00	16,570	388	53.92	16,731	319	86.71	27,469	253
				針	15.55	3,516	99	58.00	16,570	388	53.92	16,731	319	86.71	27,469	253
				広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
				総数	147.34	15,173	337	1258.45	143,119	2,197	4353.19	501,398	7,050	5205.62	689,036	6,857
				針	0.98	177	3	5.13	1,412	31	20.36	5,350	93	32.34	4,781	37
				針	146.36	14,996	334	1253.32	141,707	2,166	4332.83	496,048	6,957	5173.28	684,255	6,820
				針	0.72	82	2	0.59	170	4	1.22	147	0	1.08	325	3
				針	0.00	0	0	0.29	134	3	0.00	0	0	0.75	281	3
				針	0.72	82	2	0.30	36	1	1.22	147	0	0.33	44	0
				総数	2.07	211	4	4.53	433	5	11.60	1,267	17	20.57	1,979	11
				針	0.00	0	0	0.05	24	1	0.26	133	3	0.42	88	0
針	2.07	211	4	4.48	409	4	11.34	1,134	14	20.15	1,891	11				
総数	144.55	14,880	331	1253.33	142,516	2,188	4340.37	499,984	7,033	5183.97	686,732	6,843				
針	0.98	177	3	4.79	1,254	27	20.10	5,217	90	31.17	4,412	34				
針	143.57	14,703	328	1248.54	141,262	2,161	4320.27	494,767	6,943	5152.80	682,320	6,809				
竹	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0				
その他	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0				

区分	区分	区分	区分	16 齡 級			17 齡 級			18 齡 級			19 齡 級			
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
県	立	木	地	総数	10970.33	2,168.745	8,012	8035.13	1,688.257	4,327	7626.22	1,657.306	5,497	4218.12	924.640	1,765
				針	1016.07	516.181	58	991.80	506.227	11	1144.76	576.391	4	728.63	346.526	0
				針	9954.26	1,652.564	7,954	7043.33	1,182.030	4,316	6481.46	1,080.915	5,493	3489.49	578.114	1,765
				針	10970.33	2,168.745	8,012	8035.13	1,688.257	4,327	7626.22	1,657.306	5,497	4218.12	924.640	1,765
				針	887.43	493.637	8	848.45	474.676	3	958.72	542.729	1	552.83	316.456	0
				針	19.02	3,201	11	14.60	2,601	9	19.40	3,580	19	1.33	253	0
				針	897.15	493.283	19	851.13	472.850	12	960.05	539.879	20	545.81	313.602	0
				針	878.13	490.082	8	836.53	470.249	3	940.65	536.299	1	544.48	313.349	0
				針	19.02	3,201	11	14.60	2,601	9	19.40	3,580	19	1.33	253	0
				針	9.30	3,555	0	11.92	4,427	0	18.07	6,430	0	8.35	3,107	0
				針	9.30	3,555	0	11.92	4,427	0	18.07	6,430	0	8.35	3,107	0
				針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
				針	10063.88	1,671.907	7,993	7172.08	1,210.980	4,315	6648.10	1,110.997	5,477	3663.96	607.931	1,765
				針	128.64	22,544	50	143.35	31,551	8	186.04	33,662	3	175.80	30,070	0
				針	9935.24	1,649.363	7,943	7028.73	1,179.429	4,307	6462.06	1,077.335	5,474	3488.16	577.861	1,765
				針	0.43	74	0	0.71	121	0	0.34	62	0	0.98	173	0
				針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.10	14	0
				針	0.43	74	0	0.71	121	0	0.34	62	0	0.88	159	0
				針	18.84	2,315	6	24.56	2,738	4	36.15	3,783	18	19.65	1,775	5
				針	1.08	126	0	1.14	124	0	1.84	193	0	0.58	68	0
針	17.76	2,189	6	23.42	2,614	4	34.31	3,590	18	19.07	1,707	5				
針	10044.61	1,669.518	7,987	7146.81	1,208.121	4,311	6611.61	1,107.152	5,459	3643.33	605.983	1,760				
針	127.56	22,418	50	142.21	31,427	8	184.20	33,469	3	175.12	29,988	0				
針	9917.05	1,647.100	7,937	7004.60	1,176.694	4,303	6427.41	1,073.683	5,456	3468.21	575.995	1,760				
竹	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0				
その他	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0				

單位 面積:ha 材積:m³ 成長量:m³

4 齡 級			5 齡 級			6 齡 級			7 齡 級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
759.26	88.210	9.629	1255.87	246.727	17.662	2037.39	511.131	26.011	3507.64	1,045.710	39.337
759.26	88.210	9.629	1255.87	246.727	17.662	2037.39	511.131	26.011	3507.64	1,045.710	39.337
728.80	87.105	9.535	1229.61	245.249	17.579	2004.45	508.536	25.920	3430.00	1,038.607	39.108
30.46	1.105	94	26.26	1.478	83	32.94	2.595	91	77.64	7.103	229
759.26	88.210	9.629	1255.87	246.727	17.662	2037.39	511.131	26.011	3507.64	1,045.710	39.337
728.48	87.084	9.532	1229.41	245.241	17.579	2004.29	508.508	25.919	3429.12	1,038.534	39.107
23.12	893	76	13.88	746	43	16.29	1.186	39	11.53	953	29
748.83	87.863	9.594	1233.69	244.792	17.527	2013.71	508.586	25.902	3421.88	1,035.731	38.994
725.71	86.970	9.518	1219.81	244.046	17.484	1997.58	507.407	25.863	3410.79	1,034.824	38.966
23.12	893	76	13.88	746	43	16.13	1.179	39	11.09	907	28
2.77	114	14	9.60	1.195	95	6.87	1.108	56	18.77	3.756	142
2.77	114	14	9.60	1.195	95	6.71	1.101	56	18.33	3.710	141
0.00	0	0	0.00	0	0	0.16	7	0	0.44	46	1
7.66	233	21	12.58	740	40	16.81	1.437	53	66.99	6.223	201
0.32	21	3	0.20	8	0	0.16	28	1	0.88	73	1
7.34	212	18	12.38	732	40	16.65	1.409	52	66.11	6.150	200
1.69	69	6	0.00	0	0	0.04	3	0	0.14	15	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.14	15	0
1.69	69	6	0.00	0	0	0.04	3	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.02	1	0	0.85	52	2	2.99	258	9
0.00	0	0	0.00	0	0	0.01	1	0	0.12	10	0
0.00	0	0	0.02	1	0	0.84	51	2	2.87	248	9
5.97	164	15	12.56	739	40	15.92	1.382	51	63.86	5.950	192
0.32	21	3	0.20	8	0	0.15	27	1	0.62	48	1
5.65	143	12	12.36	731	40	15.77	1.355	50	63.24	5.902	191
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0

12 齡 級			13 齡 級			14 齡 級			15 齡 級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
15426.79	3,977.148	32.688	21381.88	4,689.439	27.851	17503.64	3,187.481	15.922	11843.71	2,199.562	8.068
15426.79	3,977.148	32.688	21381.88	4,689.439	27.851	17503.64	3,187.481	15.922	11843.71	2,199.562	8.068
5413.18	2,554.069	21.466	3749.25	1,990.751	8.683	1297.90	695.610	1.539	856.37	447.410	81
10013.61	1,423.079	11.222	17632.63	2,698.688	19.168	16205.74	2,491.871	14.383	10987.34	1,752.152	7.987
15426.79	3,977.148	32.688	21381.88	4,689.439	27.851	17503.64	3,187.481	15.922	11843.71	2,199.562	8.068
5386.17	2,549.292	21.437	3698.80	1,979.987	8.632	1228.40	683.973	1.499	755.15	430.214	5
56.79	8.694	51	86.52	13.568	89	69.78	11.441	60	68.86	8.510	35
5384.22	2,537.909	21.267	3717.65	1,970.406	8.590	1281.65	689.262	1.547	812.42	434.283	40
5327.43	2,529.215	21.216	3631.13	1,956.838	8.501	1211.87	677.821	1.487	743.56	425.773	35
56.79	8.694	51	86.52	13.568	89	69.78	11.441	60	68.86	8.510	35
58.74	20.077	221	67.67	23.149	131	16.53	6.152	12	11.59	4.441	0
58.74	20.077	221	67.67	23.149	131	16.53	6.152	12	11.59	4.441	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
9983.83	1,419.162	11,200	17596.56	2,695.884	19.130	16205.46	2,492.067	14.363	11019.70	1,760.838	8.028
27.01	4.777	29	50.45	10.764	51	69.50	11.637	40	101.22	17.196	76
9956.82	1,414.385	11,171	17546.11	2,685.120	19.079	16135.96	2,480.430	14.323	10918.48	1,743.642	7.952
7.00	1.143	9	6.05	1.011	6	5.27	858	4	2.78	449	1
0.49	243	3	0.20	78	0	0.00	0	0	0.00	0	0
6.51	900	6	5.85	933	6	5.27	858	4	2.78	449	1
61.62	6.356	34	110.40	11.634	67	89.18	9.979	39	49.32	5.878	15
1.24	403	2	4.50	586	5	0.05	11	0	0.20	28	0
60.38	5.953	32	105.90	11.048	62	89.13	9.968	39	49.12	5.850	15
9915.21	1,411.663	11,157	17480.11	2,683.239	19.057	16111.01	2,481.230	14.320	10967.60	1,754.511	8.012
25.28	4.131	24	45.75	10.100	46	69.45	11.626	40	101.02	17.168	76
9889.93	1,407.532	11,133	17434.36	2,673.139	19.011	16041.56	2,469.604	14.280	10866.58	1,737.343	7.936
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0

20 齡 級			21 齡 級 以 上		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
2352.26	558.326	1.320	17114.29	3,232.678	6.710
2352.26	558.326	1.320	17114.29	3,232.678	6.710
692.93	297.429	0	2301.51	748.251	0
1659.33	260.897	1.320	14812.78	2,484.427	6.710
2352.26	558.326	1.320	17114.29	3,232.678	6.710
452.64	252.742	0	536.01	269.245	0
0.60	100	0	1.10	199	0
448.09	250.945	0	535.48	268.856	0
447.49	250.845	0	534.38	268.657	0
0.60	100	0	1.10	199	0
5.15	1.897	0	1.63	588	0
5.15	1.897	0	1.63	588	0
0.00	0	0	0.00	0	0
1899.02	305.484	1.320	16577.18	2,963.234	6.710
240.29	44.687	0	1765.50	479.006	0
1658.73	260.797	1.320	14811.68	2,484.228	6.710
0.25	48	0	0.02	2	0
0.00	0	0	0.00	0	0
0.25	48	0	0.02	2	0
87.56	8.003	75	211.34	28.155	104
1.25	119	0	0.97	101	0
86.31	7.884	75	210.37	28.054	104
1811.21	297.433	1.245	16365.82	2,935.077	6.606
239.04	44.568	0	1764.53	478.905	0
1572.17	252.865	1.245	14601.29	2,456.172	6.606
0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0

区分	区分	区分	区分	総数			1 齢 級			2 齢 級			3 齢 級		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
				総数			総数			総数			総数		
川	立木	地	総数	73998.71	16,976.173	180,527	210.89	1,305	261	312.27	4,911	856	223.70	13,996	2,256
			針	43466.85	6,253.570	35,210	174.56	1,305	261	203.23	3,032	331	29.27	784	51
			広	464.13	52,006	534	4.86	53	5	75.89	1,191	114	21.31	574	39
			総数	68531.92	16,719.661	180,527	210.89	1,305	261	312.27	4,911	856	223.70	13,996	2,256
			針	24332.76	10,337.163	145,123	36.14	0	0	107.84	1,873	520	194.15	13,200	2,203
			広	464.13	52,006	534	4.86	53	5	75.89	1,191	114	21.31	574	39
			総数	24677.28	10,356.573	145,235	40.45	53	5	171.28	2,991	630	213.74	13,689	2,230
			針	24225.60	10,304.686	144,703	35.59	0	0	107.24	1,866	517	192.43	13,115	2,191
			広	451.68	51,887	532	4.86	53	5	64.04	1,125	113	21.31	574	39
			総数	119.61	32,596	422	0.55	0	0	12.45	73	4	1.72	85	12
			針	107.16	32,477	420	0.55	0	0	0.60	7	3	1.72	85	12
			広	12.45	119	2	0.00	0	0	11.85	66	1	0.00	0	0
総数	43735.03	6,330.492	34,870	169.89	1,252	256	128.54	1,847	222	8.24	222	14			
針	732.31	128,928	194	0.19	0	0	1.20	6	5	0.28	12	2			
広	43002.72	6,201.564	34,676	169.70	1,252	256	127.34	1,841	217	7.96	210	12			
総数	57.74	4,002	56	28.89	216	27	5.45	68	4	0.00	0	0			
針	1.74	584	5	0.15	0	0	0.01	0	0	0.00	0	0			
広	56.00	3,418	51	28.74	216	27	5.44	68	4	0.00	0	0			
総数	134.26	13,564	87	6.60	69	9	6.34	79	13	0.28	12	2			
針	4.17	832	10	0.00	0	0	0.84	5	5	0.28	12	2			
広	130.09	12,732	77	6.60	69	9	5.50	74	8	0.00	0	0			
総数	43543.03	6,312.926	34,727	134.40	967	220	116.75	1,700	205	7.96	210	12			
針	726.40	127,512	179	0.04	0	0	0.35	1	0	0.00	0	0			
広	42816.63	6,185,414	34,548	134.36	967	220	116.40	1,699	205	7.96	210	12			
竹林															
その他															

区分	区分	区分	区分	8 齢 級			9 齢 級			10 齢 級			11 齢 級		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
				総数			総数			総数			総数		
川	立木	地	総数	2066.42	690,953	20,289	2768.26	990,045	22,124	4981.99	1,868,211	32,378	6188.20	2,182,375	17,617
			針	2066.42	690,953	20,289	2768.26	990,045	22,124	4981.99	1,868,211	32,378	6188.20	2,182,375	17,617
			広	2012.03	685,961	20,184	2377.50	951,280	21,607	3907.53	1,753,769	30,919	4361.25	1,950,736	15,481
			総数	2066.42	690,953	20,289	2768.26	990,045	22,124	4981.99	1,868,211	32,378	6188.20	2,182,375	17,617
			針	2011.75	685,841	20,181	2376.64	950,998	21,602	3899.77	1,752,212	30,903	4343.02	1,947,998	15,458
			広	6.93	744	15	1.67	203	2	3.25	400	2	24.69	3,552	32
			総数	2015.65	685,931	20,176	2367.56	947,993	21,533	3888.33	1,747,793	30,817	4348.13	1,944,494	15,439
			針	2008.72	685,187	20,161	2365.89	947,790	21,531	3885.08	1,747,393	30,815	4323.44	1,940,942	15,407
			広	6.93	744	15	1.67	203	2	3.25	400	2	24.69	3,552	32
			総数	3.03	654	20	10.75	3,208	71	14.69	4,819	88	19.58	7,056	51
			針	3.03	654	20	10.75	3,208	71	14.69	4,819	88	19.58	7,056	51
			広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
総数	47.74	4,368	93	389.95	38,844	520	1078.97	115,599	1,473	1820.49	230,825	2,127			
針	0.28	120	3	0.86	282	5	7.76	1,557	16	18.23	2,738	23			
広	47.46	4,248	90	389.09	38,562	515	1071.21	114,042	1,457	1802.26	228,087	2,104			
総数	0.45	52	1	0.00	0	0	1.14	136	0	0.98	278	2			
針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.65	234	2			
広	0.45	52	1	0.00	0	0	1.14	136	0	0.33	44	0			
総数	1.56	155	3	1.60	118	1	3.36	372	3	8.69	823	4			
針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.42	88	0			
広	1.56	155	3	1.60	118	1	3.36	372	3	8.27	735	4			
総数	45.73	4,161	89	388.35	38,726	519	1074.47	115,091	1,470	1810.82	229,724	2,121			
針	0.28	120	3	0.86	282	5	7.76	1,557	16	17.16	2,416	21			
広	45.45	4,041	86	387.49	38,444	514	1066.71	113,534	1,454	1793.66	227,308	2,100			
竹林															
その他															

区分	区分	区分	区分	16 齢 級			17 齢 級			18 齢 級			19 齢 級		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
				総数			総数			総数			総数		
川	立木	地	総数	4340.75	815,213	2,718	3189.48	636,390	1,422	2665.72	583,739	1,527	1561.95	369,940	534
			針	442.46	220,282	31	442.57	216,242	9	547.64	272,131	0	387.62	188,137	0
			広	3898.29	594,931	2,687	2746.91	420,148	1,413	2118.08	311,608	1,527	1174.33	181,803	534
			総数	4340.75	815,213	2,718	3189.48	636,390	1,422	2665.72	583,739	1,527	1561.95	369,940	534
			針	383.89	209,578	2	365.95	199,682	1	459.49	256,660	0	309.21	174,943	0
			広	18.74	3,151	11	6.92	1,213	3	1.38	228	1	0.60	115	0
			総数	402.18	212,532	13	372.26	200,660	4	457.30	255,668	1	308.56	174,575	0
			針	383.44	209,381	2	365.34	199,447	1	455.92	255,440	0	307.96	174,460	0
			広	18.74	3,151	11	6.92	1,213	3	1.38	228	1	0.60	115	0
			総数	0.45	197	0	0.61	235	0	3.57	1,420	0	1.25	483	0
			針	0.45	197	0	0.61	235	0	3.57	1,420	0	1.25	483	0
			広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
総数	3938.12	602,484	2,705	2816.61	435,495	1,418	2204.85	326,651	1,526	1252.14	194,882	534			
針	58.57	10,704	29	76.62	16,560	8	88.15	15,271	0	78.41	13,194	0			
広	3879.55	591,780	2,676	2739.99	418,935	1,410	2116.70	311,380	1,526	1173.73	181,688	534			
総数	0.43	74	0	0.56	94	0	0.34	62	0	0.98	173	0			
針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.10	14	0			
広	0.43	74	0	0.56	94	0	0.34	62	0	0.88	159	0			
総数	3.42	372	2	13.88	1,359	3	5.68	827	4	3.39	350	1			
針	0.16	21	0	0.34	45	0	0.17	27	0	0.03	11	0			
広	3.26	351	2	13.54	1,314	3	5.51	800	4	3.36	339	1			
総数	3934.27	602,038	2,703	2802.17	434,042	1,415	2198.83	325,762	1,522	1247.77	194,359	533			
針	58.41	10,683	29	76.28	16,515	8	87.98	15,244	0	78.28	13,169	0			
広	3875.86	591,355	2,674	2725.89	417,527	1,407	2110.85	310,518	1,522	1169.49	181,190	533			
竹林															
その他															

單位 面積:ha 材積:m³ 成長量:m

4 齡 級			5 齡 級			6 齡 級			7 齡 級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
369.79	44,515	4,532	639.46	133,528	9,210	940.44	240,157	12,367	1428.20	417,197	15,849
369.79	44,515	4,532	639.46	133,528	9,210	940.44	240,157	12,367	1428.20	417,197	15,849
347.01	43,709	4,463	626.06	132,829	9,172	927.92	239,249	12,342	1398.34	414,902	15,776
22.78	806	69	13.20	699	38	12.52	908	25	29.86	2,295	73
369.79	44,515	4,532	639.46	133,528	9,210	940.44	240,157	12,367	1428.20	417,197	15,849
347.01	43,709	4,463	626.06	132,821	9,172	927.84	239,227	12,341	1397.82	414,859	15,775
15.64	604	51	7.83	405	21	7.59	494	10	8.74	662	20
361.41	44,285	4,511	628.65	132,609	9,143	932.37	239,204	12,325	1400.51	414,235	15,746
345.77	43,681	4,460	620.82	132,204	9,122	924.94	238,717	12,315	1392.21	413,619	15,727
15.64	604	51	7.83	405	21	7.43	487	10	8.30	616	19
1.24	28	3	5.24	617	50	3.06	517	26	6.05	1,286	49
1.24	28	3	5.24	617	50	2.90	510	26	5.61	1,240	48
0.00	0	0	0.00	0	0	0.16	7	0	0.44	46	1
7.14	202	18	5.57	302	17	5.01	436	16	21.64	1,676	54
0.00	0	0	0.20	8	0	0.08	22	1	0.52	43	1
7.14	202	18	5.37	294	17	4.93	414	15	21.12	1,633	53
1.69	69	6	0.00	0	0	0.00	0	0	0.14	15	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.14	15	0
1.69	69	6	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.01	1	0	2.55	216	8
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.01	1	0	2.55	216	8
5.45	133	12	5.57	302	17	5.00	435	16	18.95	1,445	46
0.00	0	0	0.20	8	0	0.08	22	1	0.38	28	1
5.45	133	12	5.37	294	17	4.92	413	15	18.57	1,417	45
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0

12 齡 級			13 齡 級			14 齡 級			15 齡 級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
7527.19	1,978,677	13,272	9891.37	2,242,806	11,407	8802.29	1,538,465	7,024	5469.84	970,612	3,297
7527.19	1,978,677	13,272	9891.37	2,242,806	11,407	8802.29	1,538,465	7,024	5469.84	970,612	3,297
2955.79	1,371,931	8,643	2059.31	1,096,360	3,398	717.14	376,198	518	428.31	222,504	44
4571.40	606,746	4,629	7832.06	1,146,446	8,009	8085.15	1,162,267	6,506	5041.53	748,108	3,253
7527.19	1,978,677	13,272	9891.37	2,242,806	11,407	8802.29	1,538,465	7,024	5469.84	970,612	3,297
2945.58	1,369,792	8,632	2035.61	1,089,233	3,373	688.06	370,859	496	374.08	212,785	1
48.41	7,412	41	84.45	13,250	88	56.20	9,221	44	67.84	8,336	35
2987.16	1,374,679	8,650	2098.99	1,096,009	3,436	740.60	378,659	540	438.96	219,868	36
2938.75	1,367,267	8,609	2014.54	1,082,759	3,348	684.40	369,438	496	371.12	211,532	1
48.41	7,412	41	84.45	13,250	88	56.20	9,221	44	67.84	8,336	35
6.83	2,525	23	21.07	6,474	25	3.66	1,421	0	2.96	1,253	0
6.83	2,525	23	21.07	6,474	25	3.66	1,421	0	2.96	1,253	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
4533.20	601,473	4,599	7771.31	1,140,323	7,946	8058.03	1,158,385	6,484	5027.92	749,491	3,261
10.21	2,139	11	23.70	7,127	25	29.08	5,339	22	54.23	9,719	43
4522.99	599,334	4,588	7747.61	1,133,196	7,921	8028.95	1,153,046	6,462	4973.69	739,772	3,218
5.19	866	8	5.08	859	4	3.74	606	3	2.41	384	1
0.49	243	3	0.20	78	0	0.00	0	0	0.00	0	0
4.70	623	5	4.88	781	4	3.74	606	3	2.41	384	1
13.37	1,355	7	13.90	1,374	9	23.67	2,502	11	11.22	1,217	1
1.24	403	2	0.51	190	1	0.02	8	0	0.03	12	0
12.13	952	5	13.39	1,184	8	23.65	2,494	11	11.19	1,205	1
4514.64	599,252	4,584	7752.33	1,138,090	7,933	8030.62	1,155,277	6,470	5014.29	747,890	3,259
8.48	1,493	6	22.99	6,859	24	29.06	5,331	22	54.20	9,707	43
4506.16	597,759	4,578	7729.34	1,131,231	7,909	8001.56	1,149,946	6,448	4960.09	738,183	3,216
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0

20 齡 級			21 齡 級 以上		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
1024.75	240,335	517	3928.96	756,291	1,070
1024.75	240,335	517	3928.96	756,291	1,070
309.45	134,697	0	477.14	180,083	0
715.30	105,638	517	3451.82	576,208	1,070
1024.75	240,335	517	3928.96	756,291	1,070
224.32	121,542	0	278.53	149,151	0
0.48	76	0	0.71	122	0
224.30	121,480	0	278.89	149,166	0
223.82	121,404	0	278.18	149,044	0
0.48	76	0	0.71	122	0
0.50	138	0	0.35	107	0
0.50	138	0	0.35	107	0
0.00	0	0	0.00	0	0
799.95	118,717	517	3649.72	607,018	1,070
85.13	13,155	0	198.61	30,932	0
714.82	105,562	517	3451.11	576,086	1,070
0.25	48	0	0.02	2	0
0.00	0	0	0.00	0	0
0.25	48	0	0.02	2	0
2.57	286	3	12.17	2,077	3
0.01	1	0	0.12	9	0
2.56	285	3	12.05	2,068	3
797.13	118,383	514	3637.53	604,939	1,067
85.12	13,154	0	198.49	30,923	0
712.01	105,229	514	3439.04	574,016	1,067
0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0

区分	区分	区分	区分	総 数			1 齢 級			2 齢 級			3 齢 級			
				面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	
				針	針	針	針	針	針	針	針	針	針	針	針	
神 川	立 木 地	人 工 林	天 然 林	総 数	105706.44	22,490,786	257,265	59.48	205	43	78.65	1,060	159	138.17	7,274	1,472
				針	94823.16	22,432,898	257,265	59.48	205	43	78.65	1,060	159	138.17	7,274	1,472
				針	28385.38	11,720,192	194,563	10.28	0	0	36.26	389	105	132.21	7,131	1,465
				針	66437.78	10,712,706	62,702	49.20	205	43	42.39	671	54	5.96	143	7
				針	94823.16	22,432,898	257,265	59.48	205	43	78.65	1,060	159	138.17	7,274	1,472
				針	26167.13	11,151,349	194,321	10.27	0	0	35.79	385	104	131.97	7,126	1,463
				針	96.55	11,959	167	4.27	13	2	3.62	68	5	0.95	29	2
				針	25902.23	11,051,436	193,159	9.94	2	2	39.21	452	109	132.52	7,139	1,460
				針	25808.80	11,039,489	192,992	8.59	0	0	35.79	385	104	131.57	7,110	1,458
				針	93.43	11,947	167	1.35	2	2	3.42	67	5	0.95	29	2
				針	361.45	111,872	1,329	4.60	11	0	0.20	1	0	0.40	16	5
				針	358.33	111,860	1,329	1.68	0	0	0.00	0	0	0.40	16	5
				針	3.12	12	0	2.92	11	0	0.20	1	0	0.00	0	0
				針	68559.48	11,269,590	62,777	44.94	192	41	39.24	607	50	5.25	119	7
				針	2218.25	568,843	242	0.01	0	0	0.47	4	1	0.24	5	2
				針	66341.23	10,700,747	62,535	44.93	192	41	38.77	603	49	5.01	114	5
				針	7.89	1,053	13	1.98	19	3	0.00	0	0	0.00	0	0
				針	0.39	181	4	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
				針	7.50	872	9	1.98	19	3	0.00	0	0	0.00	0	0
				針	632.58	71,431	352	1.54	4	0	0.26	4	0	0.57	10	0
				針	10.66	1,200	8	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
				針	621.92	70,231	344	1.54	4	0	0.26	4	0	0.57	10	0
				針	67919.01	11,197,106	62,412	41.42	169	38	38.98	603	50	4.68	109	7
				針	2207.20	567,462	230	0.01	0	0	0.47	4	1	0.24	5	2
				針	65711.81	10,629,644	62,182	41.41	169	38	38.51	599	49	4.44	104	5
				針	96.48	57,888	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
				針	10786.80	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0

区分	区分	区分	区分	8 齢 級			9 齢 級			10 齢 級			11 齢 級			
				面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	
				針	針	針	針	針	針	針	針	針	針	針	針	
神 川	立 木 地	人 工 林	天 然 林	総 数	2586.51	901.915	26.151	5108.73	1,851.517	42,498	7788.97	2,422,337	45,927	6810.31	2,041,095	20,962
				針	2586.51	901.915	26.151	5108.73	1,851.517	42,498	7788.97	2,422,337	45,927	6810.31	2,041,095	20,962
				針	2480.28	890,372	25,888	4243.98	1,748,308	40,847	4526.03	2,040,152	40,425	3438.04	1,584,752	16,245
				針	106.23	11,543	263	864.75	103,209	1,651	3262.94	382,185	5,502	3372.27	456,343	4,717
				針	2586.51	901.915	26.151	5108.73	1,851.517	42,498	7788.97	2,422,337	45,927	6810.31	2,041,095	20,962
				針	2479.58	890,315	25,888	4239.71	1,747,178	40,821	4513.43	2,036,359	40,348	3423.93	1,582,709	16,231
				針	7.33	795	19	0.52	64	0	1.32	179	2	1.25	175	1
				針	2474.39	888,248	25,828	4192.98	1,733,880	40,504	4475.52	2,024,626	40,119	3358.05	1,562,471	16,030
				針	2467.06	887,453	25,809	4192.46	1,733,816	40,504	4474.20	2,024,447	40,117	3356.80	1,562,296	16,029
				針	7.33	795	19	0.52	64	0	1.32	179	2	1.25	175	1
				針	12.52	2,862	79	47.25	13,362	317	39.23	11,912	231	67.13	20,413	202
				針	12.52	2,862	79	47.25	13,362	317	39.23	11,912	231	67.13	20,413	202
				針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
				針	99.60	10,805	244	868.50	104,275	1,677	3274.22	385,799	5,577	3385.13	458,211	4,730
				針	0.70	57	0	4.27	1,130	26	12.60	3,793	77	14.11	2,043	14
				針	98.90	10,748	244	864.23	103,145	1,651	3261.62	382,006	5,500	3371.02	456,168	4,716
				針	0.27	30	1	0.59	170	4	0.08	11	0	0.10	47	1
				針	0.00	0	0	0.29	134	3	0.00	0	0	0.10	47	1
				針	0.27	30	1	0.30	36	1	0.08	11	0	0.00	0	0
				針	0.51	56	1	2.93	315	4	8.24	895	14	11.88	1,156	7
				針	0.00	0	0	0.05	24	1	0.26	133	3	0.00	0	0
				針	0.51	56	1	2.88	291	3	7.98	762	11	11.88	1,156	7
				針	98.82	10,719	242	864.98	103,790	1,669	3265.90	384,893	5,563	3373.15	457,008	4,722
				針	0.70	57	0	3.93	972	22	12.34	3,660	74	14.01	1,996	13
				針	98.12	10,662	242	861.05	102,818	1,647	3253.56	381,233	5,489	3359.14	455,012	4,709
				針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
				針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0

区分	区分	区分	区分	16 齢 級			17 齢 級			18 齢 級			19 齢 級			
				面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	
				針	針	針	針	針	針	針	針	針	針	針	針	
神 川	立 木 地	人 工 林	天 然 林	総 数	6629.58	1,353,532	5,294	4845.65	1,051,867	2,905	4960.50	1,073,567	3,970	2656.17	554,700	1,231
				針	6629.58	1,353,532	5,294	4845.65	1,051,867	2,905	4960.50	1,073,567	3,970	2656.17	554,700	1,231
				針	573.61	295,899	27	549.23	289,985	2	597.12	304,260	4	341.01	158,389	0
				針	6055.97	1,057,633	5,267	4296.42	761,882	2,903	4363.38	769,307	3,966	2315.16	396,311	1,231
				針	6629.58	1,353,532	5,294	4845.65	1,051,867	2,905	4960.50	1,073,567	3,970	2656.17	554,700	1,231
				針	503.54	284,059	6	482.50	274,994	2	499.23	285,869	1	243.62	141,513	0
				針	0.28	50	0	7.68	1,388	6	18.02	3,352	18	0.73	138	0
				針	494.97	280,751	6	478.87	272,190	8	502.75	284,211	19	237.25	139,027	0
				針	494.69	280,701	6	471.19	270,802	2	484.73	280,859	1	236.52	138,889	0
				針	0.28	50	0	7.68	1,388	6	18.02	3,352	18	0.73	138	0
				針	8.85	3,358	0	11.31	4,192	0	14.50	5,010	0	7.10	2,624	0
				針	8.85	3,358	0	11.31	4,192	0	14.50	5,010	0	7.10	2,624	0
				針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
				針	6125.76	1,069,423	5,288	4355.47	775,485	2,897	4443.25	784,346	3,951	2411.82	413,049	1,231
				針	70.07	11,840	21	66.73	14,991	0	97.89	18,391	3	97.39	16,876	0
				針	6055.69	1,057,583	5,267	4288.74	760,494	2,897	4345.36	765,955	3,948	2314.43	396,173	1,231
				針	0.00	0	0	0.15	27	0	0.00	0	0	0.00	0	0
				針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
				針	0.00	0	0	0.15	27	0	0.00	0	0	0.00	0	0
				針	15.42	1,943	4	10.68	1,379	1	30.47	2,956	14	16.26	1,425	4
				針	0.92	105	0	0.80	79	0	1.67	166	0	0.55	57	0
				針	14.50	1,838	4	9.88	1,300	1	28.80	2,790	14	15.71	1,368	4
				針	6110.34	1,067,480	5,284	4344.64	774,079	2,896	4412.78	781,390	3,937	2395.56	411,624	1,227
				針	69.15	11,735	21	65.93	14,912	0	96.22	18,225	3	96.84	16,819	0
				針	6041.19	1,055,745	5,263	4278.71	759,167	2,896	4316.56	763,165	3,934	2298.72	394,805	1,227
				針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
				針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0

單位 面積:ha 材積:m³ 成長量:m

4 齡 級			5 齡 級			6 齡 級			7 齡 級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
389.47	43.695	5.097	616.41	113.199	8.452	1096.95	270.974	13.644	2079.44	628.513	23.488
389.47	43.695	5.097	616.41	113.199	8.452	1096.95	270.974	13.644	2079.44	628.513	23.488
381.79	43.396	5.072	603.35	112.420	8.407	1076.53	269.287	13.578	2031.66	623.705	23.332
7.68	299	25	13.06	779	45	20.42	1.687	66	47.78	4.808	156
389.47	43.695	5.097	616.41	113.199	8.452	1096.95	270.974	13.644	2079.44	628.513	23.488
381.47	43.375	5.069	603.35	112.420	8.407	1076.45	269.281	13.578	2031.30	623.675	23.332
7.48	289	25	6.05	341	22	8.70	692	29	2.79	291	9
387.42	43.578	5.083	605.04	112.183	8.384	1081.34	269.382	13.577	2021.37	621.496	23.248
379.94	43.289	5.058	598.99	111.842	8.362	1072.64	268.690	13.548	2018.58	621.205	23.239
7.48	289	25	6.05	341	22	8.70	692	29	2.79	291	9
1.53	86	11	4.36	578	45	3.81	591	30	12.72	2.470	93
1.53	86	11	4.36	578	45	3.81	591	30	12.72	2.470	93
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.52	31	3	7.01	438	23	11.80	1,001	37	45.35	4.547	147
0.32	21	3	0.00	0	0	0.08	6	0	0.36	30	0
0.20	10	0	7.01	438	23	11.72	995	37	44.99	4.517	147
0.00	0	0	0.00	0	0	0.04	3	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.04	3	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.02	1	0	0.84	51	2	0.44	42	1
0.00	0	0	0.00	0	0	0.01	1	0	0.12	10	0
0.00	0	0	0.02	1	0	0.83	50	2	0.32	32	1
0.52	31	3	6.99	437	23	10.92	947	35	44.91	4.505	146
0.32	21	3	0.00	0	0	0.07	5	0	0.24	20	0
0.20	10	0	6.99	437	23	10.85	942	35	44.67	4.485	146
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0

12 齡 級			13 齡 級			14 齡 級			15 齡 級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
7899.60	1,998,471	19,416	11,490.51	2,446,633	16,444	8701.35	1,649,016	8,898	6373.87	1,228,950	4,771
7899.60	1,998,471	19,416	11,490.51	2,446,633	16,444	8701.35	1,649,016	8,898	6373.87	1,228,950	4,771
2457.39	1,182,138	12,823	1,689.94	894,391	5,285	580.76	319,412	1,021	428.06	224,906	37
5442.21	816,333	6,593	9800.57	1,552,242	11,159	8120.59	1,329,604	7,877	5945.81	1,004,044	4,734
7899.60	1,998,471	19,416	11,490.51	2,446,633	16,444	8701.35	1,649,016	8,898	6373.87	1,228,950	4,771
2440.59	1,179,500	12,805	1,663.19	890,754	5,259	540.34	313,114	1,003	381.07	217,429	4
8.38	1,282	10	2.07	318	1	13.58	2,220	16	1.02	174	0
2397.06	1,163,230	12,617	1,618.66	874,397	5,154	541.05	310,603	1,007	373.46	214,415	4
2388.68	1,161,948	12,607	1,616.59	874,079	5,153	527.47	308,383	991	372.44	214,241	4
8.38	1,282	10	2.07	318	1	13.58	2,220	16	1.02	174	0
51.91	17,552	198	46.60	16,675	106	12.87	4,731	12	8.63	3,188	0
51.91	17,552	198	46.60	16,675	106	12.87	4,731	12	8.63	3,188	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
5450.63	817,689	6,601	9825.25	1,555,561	11,184	8147.43	1,333,682	7,879	5991.78	1,011,347	4,767
16.80	2,638	18	26.75	3,637	26	40.42	6,298	18	46.99	7,477	33
5433.83	815,051	6,583	9798.50	1,551,924	11,158	8107.01	1,327,384	7,861	5944.79	1,003,870	4,734
1.81	277	1	0.97	152	2	1.53	252	1	0.37	65	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
1.81	277	1	0.97	152	2	1.53	252	1	0.37	65	0
48.25	5,001	27	96.50	10,260	58	65.51	7,477	28	38.10	4,661	14
0.00	0	0	3.99	396	4	0.03	3	0	0.17	16	0
48.25	5,001	27	92.51	9,864	54	65.48	7,474	28	37.93	4,645	14
5400.57	812,411	6,573	9727.78	1,545,149	11,124	8080.39	1,325,953	7,850	5953.31	1,006,621	4,753
16.80	2,638	18	22.76	3,241	22	40.39	6,295	18	46.82	7,461	33
5383.77	809,773	6,555	9705.02	1,541,908	11,102	8040.00	1,319,658	7,832	5906.49	999,160	4,720
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0

20 齡 級			21 齡 級 以上		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
1327.51	317,991	803	13185.33	2,476,387	5,640
1327.51	317,991	803	13185.33	2,476,387	5,640
383.48	162,732	0	1824.37	568,168	0
944.03	155,259	803	11360.96	1,908,219	5,640
1327.51	317,991	803	13185.33	2,476,387	5,640
228.32	131,200	0	257.48	120,094	0
0.12	24	0	0.39	77	0
223.79	129,465	0	256.59	119,690	0
223.67	129,441	0	256.20	119,613	0
0.12	24	0	0.39	77	0
4.65	1,759	0	1.28	481	0
4.65	1,759	0	1.28	481	0
0.00	0	0	0.00	0	0
1099.07	186,767	803	12927.46	2,356,216	5,640
155.16	31,532	0	1566.89	448,074	0
943.91	155,235	803	11360.57	1,908,142	5,640
0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0
84.99	7,717	72	199.17	26,078	101
1.24	118	0	0.85	92	0
83.75	7,599	72	198.32	25,986	101
1014.08	179,050	731	12728.29	2,330,138	5,539
153.92	31,414	0	1566.04	447,982	0
860.16	147,636	731	11162.25	1,882,156	5,539
0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0

(2)制限林普通林別森林資源表

区分	区分	総数	立木地												
			立木地総数			人工林									
			総数	針葉樹	広葉樹	人工林総数			育成単層林			育成複層林			
総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹				
県計	総数	面積	179,705	163,355	53,450	109,905	51,061	50,500	561	50,580	50,034	545	481	465	16
		材積	39,466,959	39,152,559	22,186,283	16,966,276	21,552,477	21,488,512	63,965	21,408,009	21,344,175	63,834	144,468	144,337	131
		成長量	437,792	437,792	339,880	97,912	340,145	339,444	701	338,394	337,695	699	1,751	1,749	2
	制限林	面積	98,940	87,708	22,438	65,270	20,814	20,670	144	20,688	20,546	142	126	124	3
		材積	18,585,180	18,519,804	8,550,804	9,969,000	8,068,661	8,052,392	16,269	8,031,793	8,015,542	16,251	36,868	36,850	18
		成長量	201,757	201,757	143,369	58,388	143,438	143,213	225	142,935	142,710	225	503	503	0
	普通林	面積	80,765	75,647	31,013	44,634	30,246	29,830	416	29,892	29,488	403	355	342	13
		材積	20,881,779	20,632,755	13,635,479	6,997,276	13,483,816	13,436,120	47,696	13,376,216	13,328,633	47,583	107,600	107,487	113
		成長量	236,035	236,035	196,511	39,524	196,707	196,231	476	195,459	194,985	474	1,248	1,246	2

区分	区分	総数	立木地												
			立木地総数			人工林									
			総数	針葉樹	広葉樹	人工林総数			育成単層林			育成複層林			
総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹				
庄川	総数	面積	73,999	68,532	25,065	43,467	24,797	24,333	464	24,677	24,226	452	120	107	12
		材積	16,976,173	16,719,661	10,466,091	6,253,570	10,389,169	10,337,163	52,006	10,356,573	10,304,686	51,887	32,596	32,477	119
		成長量	180,527	180,527	145,317	35,210	145,657	145,123	534	145,235	144,703	532	422	420	2
	制限林	面積	35,270	32,428	9,741	22,686	9,660	9,589	71	9,636	9,567	69	24	22	2
		材積	6,704,374	6,652,162	3,528,519	3,123,643	3,506,122	3,499,838	6,284	3,499,493	3,493,225	6,268	6,629	6,613	16
		成長量	77,383	77,383	58,967	18,416	59,021	58,924	97	58,917	58,820	97	104	104	0
	普通林	面積	38,729	36,104	15,324	20,781	15,136	14,744	393	15,041	14,659	383	95	85	10
		材積	10,271,799	10,067,499	6,937,572	3,129,927	6,883,047	6,837,325	45,722	6,857,080	6,811,461	45,619	25,967	25,864	103
		成長量	103,144	103,144	86,350	16,794	86,636	86,199	437	86,318	85,883	435	318	316	2

区分	区分	総数	立木地												
			立木地総数			人工林									
			総数	針葉樹	広葉樹	人工林総数			育成単層林			育成複層林			
総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹				
神通川	総数	面積	105,706	94,823	28,385	66,438	26,264	26,167	97	25,902	25,809	93	361	358	3
		材積	22,490,786	22,432,898	11,720,192	10,712,706	11,163,308	11,151,349	11,959	11,051,436	11,039,489	11,947	111,872	111,860	12
		成長量	257,265	257,265	194,563	62,702	194,488	194,321	167	193,159	192,992	167	1,329	1,329	0
	制限林	面積	63,670	55,280	12,697	42,584	11,154	11,081	73	11,052	10,979	73	102	102	0
		材積	11,880,806	11,867,642	5,022,285	6,845,357	4,562,539	4,552,554	9,985	4,532,300	4,522,317	9,983	30,239	30,237	2
		成長量	124,374	124,374	84,402	39,972	84,417	84,289	128	84,018	83,890	128	399	399	0
	普通林	面積	42,036	39,543	15,689	23,854	15,110	15,086	23	14,850	14,830	21	259	257	3
		材積	10,609,980	10,565,256	6,697,907	3,867,349	6,600,769	6,598,795	1,974	6,519,136	6,517,172	1,964	81,633	81,623	10
		成長量	132,891	132,891	110,161	22,730	110,071	110,032	39	109,141	109,102	39	930	930	0

單位 面積:ha 材積:m³ 成長量:m³

立 木 地													竹 林	無 立 木 地			
天 然 林														無立木地 總數	伐採跡地	未立木地	
天 然 林 總 數			育 成 單 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林								
總 數	針 葉 樹	広 葉 樹	總 數	針 葉 樹	広 葉 樹	總 數	針 葉 樹	広 葉 樹	總 數	針 葉 樹	広 葉 樹	總 數	針 葉 樹	広 葉 樹			
112,295	2,951	109,344	66	2	64	767	15	752	111,462	2,934	108,528	524	15,826	523	15,303		
17,600,082	697,771	16,902,311	5,055	765	4,290	84,995	2,032	82,963	17,510,032	694,974	16,815,058	314,400	0	0	0		
97,647	436	97,211	69	9	60	439	18	421	97,139	409	96,730	0	0	0	0		
66,894	1,768	65,126	22	1	21	476	2	474	66,396	1,765	64,631	109	11,123	177	10,945		
10,451,143	498,412	9,952,731	2,801	268	2,533	55,611	383	55,228	10,392,731	497,761	9,894,970	65,376	0	0	0		
58,319	156	58,163	22	4	18	287	0	287	58,010	152	57,858	0	0	0	0		
45,401	1,183	44,218	44	1	42	291	13	278	45,066	1,169	43,897	415	4,703	346	4,357		
7,148,939	199,359	6,949,580	2,254	497	1,757	29,384	1,649	27,735	7,117,301	197,213	6,920,088	249,024	0	0	0		
39,328	280	39,048	47	5	42	152	18	134	39,129	257	38,872	0	0	0	0		

立 木 地													竹 林	無 立 木 地			
天 然 林														無立木地 總數	伐採跡地	未立木地	
天 然 林 總 數			育 成 單 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林								
總 數	針 葉 樹	広 葉 樹	總 數	針 葉 樹	広 葉 樹	總 數	針 葉 樹	広 葉 樹	總 數	針 葉 樹	広 葉 樹	總 數	針 葉 樹	広 葉 樹			
43,735	732	43,003	58	2	56	134	4	130	43,543	726	42,817	428	5,039	231	4,808		
6,330,492	128,928	6,201,564	4,002	584	3,418	13,564	832	12,732	6,312,926	127,512	6,185,414	256,512	0	0	0		
34,870	194	34,676	56	5	51	87	10	77	34,727	179	34,548	0	0	0	0		
22,767	152	22,615	15	0	15	57	0	57	22,695	152	22,543	87	2,755	57	2,698		
3,146,040	28,681	3,117,359	1,855	134	1,721	6,511	123	6,388	3,137,674	28,424	3,109,250	52,212	0	0	0		
18,362	43	18,319	12	1	11	34	0	34	18,316	42	18,274	0	0	0	0		
20,968	580	20,388	42	1	41	77	4	73	20,848	575	20,274	340	2,284	174	2,110		
3,184,452	100,247	3,084,205	2,147	450	1,697	7,053	709	6,344	3,175,252	99,088	3,076,164	204,300	0	0	0		
16,508	151	16,357	44	4	40	53	10	43	16,411	137	16,274	0	0	0	0		

立 木 地													竹 林	無 立 木 地			
天 然 林														無立木地 總數	伐採跡地	未立木地	
天 然 林 總 數			育 成 單 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林								
總 數	針 葉 樹	広 葉 樹	總 數	針 葉 樹	広 葉 樹	總 數	針 葉 樹	広 葉 樹	總 數	針 葉 樹	広 葉 樹	總 數	針 葉 樹	広 葉 樹			
68,559	2,218	66,341	8	0	8	633	11	622	67,919	2,207	65,712	96	10,787	292	10,495		
11,269,590	568,843	10,700,747	1,053	181	872	71,431	1,200	70,231	11,197,106	567,462	10,629,644	57,888	0	0	0		
62,777	242	62,535	13	4	9	352	8	344	62,412	230	62,182	0	0	0	0		
44,127	1,616	42,511	7	0	6	419	2	417	43,701	1,613	42,088	22	8,368	121	8,247		
7,305,103	469,731	6,835,372	946	134	812	49,100	260	48,840	7,255,057	469,337	6,785,720	13,164	0	0	0		
39,957	113	39,844	10	3	7	253	0	253	39,694	110	39,584	0	0	0	0		
24,433	602	23,830	1	0	1	214	9	205	24,218	594	23,624	75	2,419	171	2,247		
3,964,487	99,112	3,865,375	107	47	60	22,331	940	21,391	3,942,049	98,125	3,843,924	44,724	0	0	0		
22,820	129	22,691	3	1	2	99	8	91	22,718	120	22,598	0	0	0	0		

(3)市町村別森林資源表

市町村	項目	立木地					
		人工林			天然林		
		針葉樹	広葉樹	小計	針葉樹	広葉樹	小計
県計	面積	50,500	561	51,061	2,951	109,344	112,295
	材積	21,488,512	63,965	21,552,477	697,771	16,902,311	17,600,082
	成長量	339,444	701	340,145	436	97,211	97,647
神通川計画区計	面積	26,167	97	26,264	2,218	66,341	68,559
	材積	11,151,349	11,959	11,163,308	568,843	10,700,747	11,269,590
	成長量	194,321	167	194,488	242	62,535	62,777
富山市	面積	13,906	50	13,955	1,702	34,897	36,599
	材積	5,431,469	6,587	5,438,056	467,974	5,457,429	5,925,403
	成長量	105,923	82	106,005	132	32,292	32,424
魚津市	面積	2,823	4	2,827	66	7,014	7,079
	材積	1,337,125	341	1,337,466	13,683	1,207,607	1,221,290
	成長量	22,376	12	22,388	28	6,531	6,559
滑川市	面積	214	0	215	15	417	432
	材積	106,333	12	106,345	2,687	66,098	68,785
	成長量	1,214	0	1,214	2	215	217
黒部市	面積	2,152	16	2,168	142	5,938	6,080
	材積	1,011,878	2,170	1,014,048	22,780	1,001,033	1,023,813
	成長量	15,589	22	15,611	34	5,941	5,975
上市町	面積	2,283	8	2,291	151	8,786	8,937
	材積	1,002,016	958	1,002,974	33,483	1,430,006	1,463,489
	成長量	16,139	4	16,143	31	8,158	8,189
立山町	面積	2,348	9	2,357	91	4,088	4,179
	材積	1,090,152	1,142	1,091,294	18,410	671,146	689,556
	成長量	15,508	12	15,520	9	3,766	3,775
入善町	面積	352	1	354	5	467	472
	材積	164,673	69	164,742	2,181	79,182	81,363
	成長量	2,242	6	2,248	2	469	471
朝日町	面積	2,089	9	2,097	46	4,734	4,780
	材積	1,007,703	680	1,008,383	7,645	788,246	795,891
	成長量	15,330	29	15,359	4	5,163	5,167
庄川計画区計	面積	24,333	464	24,797	732	43,003	43,735
	材積	10,337,163	52,006	10,389,169	128,928	6,201,564	6,330,492
	成長量	145,123	534	145,657	194	34,676	34,870
高岡市	面積	2,396	50	2,447	78	3,945	4,023
	材積	1,135,202	1,660	1,136,862	13,378	622,168	635,546
	成長量	15,305	94	15,399	25	3,943	3,968
氷見市	面積	4,568	214	4,782	209	7,418	7,626
	材積	2,353,526	33,308	2,386,834	32,915	1,197,913	1,230,828
	成長量	24,821	209	25,030	43	7,165	7,208
砺波市	面積	1,650	6	1,656	64	1,489	1,553
	材積	731,055	528	731,583	9,468	197,597	207,065
	成長量	10,330	3	10,333	20	656	676
小矢部市	面積	2,876	74	2,951	79	2,694	2,772
	材積	1,337,244	6,745	1,343,989	10,901	429,233	440,134
	成長量	19,859	89	19,948	15	1,980	1,995
南砺市	面積	12,401	115	12,516	156	26,895	27,052
	材積	4,520,400	9,561	4,529,961	30,126	3,682,215	3,712,341
	成長量	68,992	133	69,125	25	20,552	20,577
射水市	面積	441	4	445	146	562	708
	材積	259,736	204	259,940	32,140	72,438	104,578
	成長量	5,816	6	5,822	66	380	446

単位 面積:ha 材積:m³ 成長量:m³

計			伐採跡地		未立木地		竹林	合計
針葉樹	広葉樹	小計	人工林	天然林	岩石地帯	その他		
53,450	109,905	163,355	457	67	921	14,382	524	179,705
22,186,283	16,966,276	39,152,559	0	0	0	0	314,400	39,466,959
339,880	97,912	437,792	0	0	0	0	0	437,792
28,385	66,438	94,823	263	30	756	9,738	96	105,706
11,720,192	10,712,706	22,432,898	0	0	0	0	57,888	22,490,786
194,563	62,702	257,265	0	0	0	0	0	257,265
15,608	34,947	50,555	83	21	518	6,901	48	58,126
5,899,443	5,464,016	11,363,459	0	0	0	0	29,064	11,392,523
106,055	32,374	138,429	0	0	0	0	0	138,429
2,889	7,017	9,906	31	2	28	250	7	10,223
1,350,808	1,207,948	2,558,756	0	0	0	0	4,044	2,562,800
22,404	6,543	28,947	0	0	0	0	0	28,947
229	417	647	1	0	5	41	5	699
109,020	66,110	175,130	0	0	0	0	2,844	177,974
1,216	215	1,431	0	0	0	0	0	1,431
2,294	5,954	8,249	30	1	97	587	4	8,968
1,034,658	1,003,203	2,037,861	0	0	0	0	2,562	2,040,423
15,623	5,963	21,586	0	0	0	0	0	21,586
2,434	8,794	11,228	67	3	15	644	17	11,974
1,035,499	1,430,964	2,466,463	0	0	0	0	10,278	2,476,741
16,170	8,162	24,332	0	0	0	0	0	24,332
2,439	4,097	6,536	24	2	82	810	7	7,462
1,108,562	672,288	1,780,850	0	0	0	0	4,452	1,785,302
15,517	3,778	19,295	0	0	0	0	0	19,295
357	469	826	2	0	1	69	0	897
166,854	79,251	246,105	0	0	0	0	0	246,105
2,244	475	2,719	0	0	0	0	0	2,719
2,135	4,743	6,877	25	0	11	436	8	7,357
1,015,348	788,926	1,804,274	0	0	0	0	4,644	1,808,918
15,334	5,192	20,526	0	0	0	0	0	20,526
25,065	43,467	68,532	194	37	164	4,644	428	73,999
10,466,091	6,253,570	16,719,661	0	0	0	0	256,512	16,976,173
145,317	35,210	180,527	0	0	0	0	0	180,527
2,475	3,995	6,470	23	2	2	142	43	6,682
1,148,580	623,828	1,772,408	0	0	0	0	25,872	1,798,280
15,330	4,037	19,367	0	0	0	0	0	19,367
4,776	7,632	12,408	19	0	2	649	340	13,419
2,386,441	1,231,221	3,617,662	0	0	0	0	204,090	3,821,752
24,864	7,374	32,238	0	0	0	0	0	32,238
1,715	1,495	3,209	15	6	27	186	6	3,450
740,523	198,125	938,648	0	0	0	0	3,696	942,344
10,350	659	11,009	0	0	0	0	0	11,009
2,955	2,768	5,723	0	0	0	145	18	5,887
1,348,145	435,978	1,784,123	0	0	0	0	11,088	1,795,211
19,874	2,069	21,943	0	0	0	0	0	21,943
12,557	27,011	39,568	130	28	133	3,509	15	43,383
4,550,526	3,691,776	8,242,302	0	0	0	0	9,132	8,251,434
69,017	20,685	89,702	0	0	0	0	0	89,702
587	567	1,153	7	1	0	12	4	1,178
291,876	72,642	364,518	0	0	0	0	2,634	367,152
5,882	386	6,268	0	0	0	0	0	6,268

(4)所有形態別森林資源表

区分	区分	総数	立木地								
			総数			人工林			天然林		
			総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	面積	179,705	163,355	53,450	109,905	51,061	50,500	561	112,295	2,951	109,344
	材積	39,466,959	39,152,559	22,186,283	16,966,276	21,552,477	21,488,512	63,965	17,600,082	697,771	16,902,311
県	面積	11,313	10,193	2,767	7,426	2,375	2,349	26	7,818	418	7,400
	材積	2,116,700	2,114,240	1,106,906	1,007,334	993,646	989,407	4,239	1,120,594	117,499	1,003,095
市町村	面積	11,179	10,141	1,575	8,566	1,588	1,532	56	8,553	43	8,510
	材積	1,797,137	1,792,139	618,218	1,173,921	614,875	610,310	4,565	1,177,264	7,908	1,169,356
財産区	面積	3,842	3,518	292	3,227	288	274	14	3,230	18	3,212
	材積	691,778	691,718	140,412	551,306	139,742	137,400	2,342	551,976	3,012	548,964
県有林 (県営林以外)	面積	1,365	351	0	351	0	0	0	351	0	351
	材積	53,146	53,146	16	53,130	16	16	0	53,130	0	53,130
市町村有林 (市町村営以外)	面積	582	461	46	415	27	27	0	433	18	415
	材積	87,260	87,248	16,008	71,240	13,193	13,186	7	74,055	2,822	71,233
市町村有林 (県と市)	面積	1,368	1,171	17	1,154	16	15	0	1,156	2	1,154
	材積	176,965	176,965	6,579	170,386	5,925	5,921	4	171,040	658	170,382
小計	面積	29,648	25,836	4,697	21,138	4,294	4,198	96	21,542	499	21,042
	材積	4,922,986	4,915,456	1,888,139	3,027,317	1,767,397	1,756,240	11,157	3,148,059	131,899	3,016,160
機構	面積	13,542	13,099	8,781	4,318	8,746	8,732	14	4,353	49	4,304
	材積	3,832,760	3,832,586	3,208,421	624,165	3,194,380	3,193,774	606	638,206	14,647	623,559
公社	面積	9,291	9,206	8,088	1,119	8,074	8,070	4	1,132	18	1,115
	材積	2,846,670	2,845,104	2,666,991	178,113	2,664,344	2,664,151	193	180,760	2,840	177,920
小計	面積	22,833	22,305	16,869	5,436	16,820	16,802	17	5,485	66	5,419
	材積	6,679,430	6,677,690	5,875,412	802,278	5,858,724	5,857,925	799	818,966	17,487	801,479
部落(慣行)共有	面積	2,705	2,495	205	2,290	191	190	1	2,303	14	2,289
	材積	419,874	419,160	84,877	334,283	78,309	78,190	119	340,851	6,687	334,164
個人共有	面積	14,387	13,177	2,503	10,674	2,412	2,386	27	10,765	117	10,648
	材積	2,805,157	2,784,529	1,166,553	1,617,976	1,133,153	1,129,285	3,868	1,651,376	37,268	1,614,108
社寺	面積	1,233	1,155	304	851	279	277	3	876	27	849
	材積	277,167	270,687	132,976	137,711	128,734	128,324	410	141,953	4,652	137,301
その他団体	面積	343	319	123	196	109	109	1	210	14	196
	材積	82,337	81,521	52,765	28,756	50,458	50,366	92	31,063	2,399	28,664
個人	面積	81,611	75,811	24,617	51,194	23,954	23,568	386	51,857	1,049	50,808
	材積	19,996,130	19,722,440	11,634,329	8,088,111	11,496,009	11,451,431	44,578	8,226,431	182,898	8,043,533
小計	面積	100,279	92,958	27,751	65,207	26,947	26,529	417	66,011	1,222	64,789
	材積	23,580,665	23,278,337	13,071,500	10,206,837	12,886,663	12,837,596	49,067	10,391,674	233,904	10,157,770
学校	面積	854	844	34	810	29	29	0	815	5	810
	材積	166,515	166,197	15,856	150,341	13,866	13,866	0	152,331	1,990	150,341
生産森林組合	面積	12,477	10,783	1,136	9,648	1,102	1,083	19	9,681	52	9,629
	材積	1,970,507	1,970,507	457,132	1,513,375	445,469	443,690	1,779	1,525,038	13,442	1,511,596
森林組合	面積	106	99	42	57	42	42	0	57	0	57
	材積	23,667	23,667	15,883	7,784	15,871	15,871	0	7,796	12	7,784
会社	面積	13,508	10,530	2,922	7,608	1,827	1,816	11	8,703	1,106	7,597
	材積	2,123,189	2,120,705	862,361	1,258,344	564,487	563,324	1,163	1,556,218	299,037	1,257,181
小計	面積	26,945	22,257	4,133	18,123	3,000	2,970	30	19,256	1,163	18,093
	材積	4,283,878	4,281,076	1,351,232	2,929,844	1,039,693	1,036,751	2,942	3,241,383	314,481	2,926,902

区分	区分	総数	立木地								
			総数			人工林			天然林		
			総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	面積	105,706	94,823	28,385	66,438	26,264	26,167	97	68,559	2,218	66,341
	材積	22,490,786	22,432,898	11,720,192	10,712,706	11,163,308	11,151,349	11,959	11,269,590	568,843	10,700,747
県	面積	10,270	9,208	2,108	7,100	1,761	1,735	25	7,447	373	7,075
	材積	1,798,365	1,797,981	836,367	961,614	730,082	725,904	4,178	1,067,899	110,463	957,436
市町村	面積	4,812	4,321	784	3,538	766	757	9	3,555	27	3,529
	材積	856,562	853,016	323,636	529,380	318,798	318,310	488	534,218	5,326	528,892
財産区	面積	3,842	3,518	292	3,227	288	274	14	3,230	18	3,212
	材積	691,778	691,718	140,412	551,306	139,742	137,400	2,342	551,976	3,012	548,964
県有林 (県営林以外)	面積	1,365	351	0	351	0	0	0	351	0	351
	材積	53,111	53,111	16	53,095	16	16	0	53,095	0	53,095
市町村有林 (市町村営以外)	面積	557	438	37	401	19	19	0	420	18	401
	材積	81,115	81,103	11,944	69,159	9,162	9,162	0	71,941	2,782	69,159
市町村有林 (県と市)	面積	88	88	2	86	2	2	0	86	0	86
	材積	16,622	16,622	1,156	15,466	1,153	1,153	0	15,469	3	15,466
小計	面積	20,934	17,926	3,223	14,703	2,836	2,788	49	15,090	435	14,654
	材積	3,497,553	3,493,551	1,313,531	2,180,020	1,198,953	1,191,945	7,008	2,294,598	121,586	2,173,012
機構	面積	6,176	6,057	4,039	2,017	4,017	4,017	0	2,039	22	2,017
	材積	1,912,749	1,912,749	1,582,021	330,728	1,575,309	1,575,289	20	337,440	6,732	330,708
公社	面積	5,657	5,592	4,736	856	4,722	4,722	1	870	15	855
	材積	1,730,791	1,730,047	1,588,589	141,458	1,586,218	1,586,181	37	143,829	2,408	141,421
小計	面積	11,833	11,649	8,775	2,873	8,740	8,739	1	2,909	36	2,872
	材積	3,643,540	3,642,796	3,170,610	472,186	3,161,527	3,161,470	57	481,269	9,140	472,129
部落(慣行)共有	面積	1,864	1,703	120	1,583	108	108	0	1,595	12	1,583
	材積	291,705	291,705	50,755	240,950	44,499	44,499	0	247,206	6,256	240,950
個人共有	面積	8,047	7,315	1,276	6,039	1,202	1,198	5	6,113	79	6,034
	材積	1,582,123	1,578,433	616,549	961,884	586,052	585,397	655	992,381	31,152	961,229
社寺	面積	647	608	127	481	115	115	0	492	11	481
	材積	139,004	137,864	57,427	80,437	55,562	55,558	4	82,302	1,869	80,433
その他団体	面積	102	98	32	66	28	28	0	70	5	65
	材積	25,721	25,631	14,587	11,044	13,821	13,802	19	11,810	785	11,025
個人	面積	42,120	39,364	12,161	27,203	11,630	11,608	23	27,734	553	27,180
	材積	10,146,128	10,098,908	5,621,779	4,477,129	5,525,453	5,523,173	2,280	4,573,455	98,606	4,474,849
小計	面積	52,781	49,087	13,716	35,371	13,084	13,056	28	36,003	660	35,344
	材積	12,184,681	12,132,541	6,361,097	5,771,444	6,225,387	6,222,429	2,958	5,907,154	138,668	5,768,486
学校	面積	830	821	18	802	14	14	0	806	4	802
	材積	158,676	158,676	9,250	149,426	7,562	7,562	0	151,114	1,688	149,426
生産森林組合	面積	8,296	7,046	497	6,548	468	451	16	6,578	46	6,532
	材積	1,308,310	1,308,310	225,075	1,083,235	214,390	212,681	1,709	1,093,920	12,394	1,081,526
森林組合	面積	7	7	6	0	6	6	0	1	0	0
	材積	3,031	3,031	2,960	71	2,952	2,952	0	79	8	71
会社	面積	11,026	8,288	2,149	6,139	1,115	1,112	3	7,173	1,037	6,136
	材積	1,694,995	1,693,993	637,669	1,056,324	352,537	352,310	227	1,341,456	285,359	1,056,097
小計	面積	20,159	16,162	2,671	13,490	1,604	1,584	19	14,558	1,087	13,471
	材積	3,165,012	3,164,010	874,954	2,289,056	577,441	575,505	1,936	2,586,569	299,449	2,287,120

単位 面積:ha 材積:m

竹 林	無 立 木 地										
	総 数	無 地		無 地		立 地		木 地		除 地	更新困難地
		伐 採 跡	跡 地	草 生 地	散 生 地	岩 石 地	崩 壊 地	除 地			
524	15,826	457	3,111	3,010	2,310	877	242	5,819	0		
314,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
4	1,115	18	610	83	75	45	1	284	0		
2,460	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
8	1,031	9	57	143	334	48	41	399	0		
4,998	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	323	37	72	87	6	90	1	31	0		
60	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	1,013	0	38	227	251	0	0	497	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	121	0	1	3	1	113	0	2	0		
12	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	197	0	0	25	141	16	7	8	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
13	3,800	64	779	567	809	311	49	1,221	0		
7,530	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	443	55	30	75	106	29	14	134	0		
174	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	82	5	35	8	10	17	2	5	0		
1,566	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	525	60	65	83	116	46	15	138	0		
1,740	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1	209	1	40	35	25	10	1	97	0		
714	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
34	1,176	40	171	295	143	41	18	467	0		
20,628	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
11	67	4	15	16	11	4	0	17	0		
6,480	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1	23	2	6	10	4	1	0	1	0		
816	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
456	5,343	266	1,517	1,461	715	193	134	1,057	0		
273,690	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
504	6,818	313	1,749	1,817	899	248	153	1,639	0		
302,328	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1	9	0	1	6	0	0	0	2	0		
318	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	1,693	6	435	288	297	237	4	426	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	7	0	0	3	3	0	0	1	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
4	2,974	13	83	246	185	34	21	2,392	0		
2,484	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
5	4,684	19	519	543	486	271	25	2,820	0		
2,802	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

竹 林	無 立 木 地										
	総 数	無 地		無 地		立 地		木 地		除 地	更新困難地
		伐 採 跡	跡 地	草 生 地	散 生 地	岩 石 地	崩 壊 地	除 地			
96	10,787	263	3,074	756	696	713	30	5,255	0		
57,888	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1	1,062	15	610	62	57	41	0	276	0		
384	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
6	485	3	57	5	56	6	0	357	0		
3,546	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	323	37	72	87	6	90	1	31	0		
60	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	1,013	0	38	227	251	0	0	497	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	119	0	1	2	1	113	0	2	0		
12	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
7	3,002	55	778	383	370	250	1	1,164	0		
4,002	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	119	1	30	7	9	24	0	49	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1	64	5	35	2	3	17	1	1	0		
744	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1	183	6	65	9	12	41	1	50	0		
744	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	161	1	40	9	11	4	0	96	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
6	726	30	168	23	44	31	1	429	0		
3,690	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2	38	2	15	3	3	3	0	12	0		
1,140	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	4	0	3	0	0	0	0	1	0		
90	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
79	2,678	154	1,488	72	58	144	23	739	0		
47,220	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
87	3,606	187	1,714	108	116	182	24	1,275	0		
52,140	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	9	0	1	6	0	0	0	2	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	1,250	5	435	102	70	223	0	415	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2	2,736	10	81	149	128	17	3	2,349	0		
1,002	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2	3,996	15	517	257	198	240	3	2,766	0		
1,002	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

区分	区分	総数	立木地								
			立木地総数			人工林			天然林		
			総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
庄	総数	面積 73,999 材積 16,976.173	面積 68,532 材積 16,719.661	面積 25,065 材積 10,466.091	面積 43,467 材積 6,253.570	面積 24,797 材積 10,389.169	面積 24,333 材積 10,337.163	面積 464 材積 52,006	面積 43,735 材積 6,330.492	面積 732 材積 128,928	面積 43,003 材積 6,201.564
	県	面積 1,042 材積 318,335	面積 985 材積 316,259	面積 659 材積 270,539	面積 326 材積 45,720	面積 614 材積 263,564	面積 614 材積 263,503	面積 0 材積 61	面積 371 材積 52,695	面積 46 材積 7,036	面積 325 材積 45,659
	市町村	面積 6,367 材積 940,575	面積 5,819 材積 939,123	面積 791 材積 294,582	面積 5,028 材積 644,541	面積 822 材積 296,077	面積 775 材積 292,000	面積 47 材積 4,077	面積 4,997 材積 643,046	面積 16 材積 2,582	面積 4,981 材積 640,464
	財産区	面積 0 材積 0	面積 0 材積 0	面積 0 材積 0	面積 0 材積 0	面積 0 材積 0	面積 0 材積 0	面積 0 材積 0	面積 0 材積 0	面積 0 材積 0	面積 0 材積 0
	県有林(県営林以外)	面積 35 材積 0	面積 35 材積 0	面積 0 材積 0	面積 35 材積 0	面積 0 材積 0	面積 0 材積 0	面積 0 材積 0	面積 35 材積 0	面積 0 材積 0	面積 35 材積 0
川	市町村有林(市町村営以外)	面積 24 材積 6,145	面積 22 材積 6,145	面積 9 材積 4,064	面積 14 材積 2,081	面積 9 材積 4,031	面積 8 材積 4,024	面積 0 材積 7	面積 14 材積 2,114	面積 0 材積 40	面積 13 材積 2,074
	市町村有林(県と市)	面積 1,280 材積 160,343	面積 1,083 材積 160,343	面積 15 材積 5,423	面積 1,068 材積 154,920	面積 13 材積 4,772	面積 13 材積 4,768	面積 0 材積 4	面積 1,070 材積 155,571	面積 2 材積 655	面積 1,068 材積 154,916
	小計	面積 8,714 材積 1,425,433	面積 7,910 材積 1,421,905	面積 1,474 材積 574,608	面積 6,436 材積 847,297	面積 1,458 材積 568,444	面積 1,410 材積 564,295	面積 48 材積 4,149	面積 6,452 材積 853,461	面積 64 材積 10,313	面積 6,388 材積 843,148
	機構	面積 7,366 材積 1,920,011	面積 7,042 材積 1,919,837	面積 4,742 材積 1,626,400	面積 2,300 材積 293,437	面積 4,728 材積 1,619,071	面積 4,715 材積 1,618,485	面積 13 材積 586	面積 2,314 材積 300,766	面積 27 材積 7,915	面積 2,287 材積 292,851
	公社	面積 3,634 材積 1,115,879	面積 3,614 材積 1,115,057	面積 3,352 材積 1,078,402	面積 263 材積 36,655	面積 3,351 材積 1,078,126	面積 3,349 材積 1,077,970	面積 3 材積 156	面積 263 材積 36,931	面積 3 材積 432	面積 260 材積 36,499
	小計	面積 11,000 材積 3,035,890	面積 10,656 材積 3,034,894	面積 8,093 材積 2,704,802	面積 2,563 材積 330,092	面積 8,080 材積 2,697,197	面積 8,064 材積 2,696,455	面積 16 材積 742	面積 2,577 材積 337,697	面積 30 材積 8,347	面積 2,547 材積 329,350
	部落(慣行)共有	面積 841 材積 128,169	面積 792 材積 127,455	面積 85 材積 34,122	面積 707 材積 93,333	面積 83 材積 33,810	面積 82 材積 33,691	面積 1 材積 119	面積 709 材積 93,645	面積 3 材積 431	面積 706 材積 93,214
	個人共有	面積 6,341 材積 1,223,034	面積 5,862 材積 1,206,096	面積 1,227 材積 550,004	面積 4,636 材積 656,092	面積 1,210 材積 547,101	面積 1,188 材積 543,888	面積 22 材積 3,213	面積 4,652 材積 658,995	面積 39 材積 6,116	面積 4,614 材積 652,879
	社寺	面積 586 材積 138,163	面積 547 材積 132,823	面積 177 材積 75,549	面積 371 材積 57,274	面積 164 材積 73,172	面積 161 材積 72,766	面積 3 材積 406	面積 383 材積 59,651	面積 16 材積 2,783	面積 368 材積 56,868
	その他団体	面積 241 材積 56,616	面積 221 材積 55,890	面積 91 材積 38,178	面積 131 材積 17,712	面積 82 材積 36,637	面積 81 材積 36,564	面積 1 材積 73	面積 140 材積 19,253	面積 10 材積 1,614	面積 130 材積 17,639
	個人	面積 39,490 材積 9,850,002	面積 36,447 材積 9,623,532	面積 12,456 材積 6,012,550	面積 23,991 材積 3,610,982	面積 12,324 材積 5,970,556	面積 11,961 材積 5,928,258	面積 363 材積 42,298	面積 24,124 材積 3,652,976	面積 496 材積 84,292	面積 23,628 材積 3,568,684
	小計	面積 47,499 材積 11,395,984	面積 43,871 材積 11,145,796	面積 14,035 材積 6,710,403	面積 29,835 材積 4,435,393	面積 13,863 材積 6,661,276	面積 13,473 材積 6,615,167	面積 389 材積 46,109	面積 30,008 材積 4,484,520	面積 562 材積 95,236	面積 29,446 材積 4,389,284
	学校	面積 24 材積 7,839	面積 23 材積 7,521	面積 16 材積 6,606	面積 7 材積 915	面積 15 材積 6,304	面積 15 材積 6,304	面積 0 材積 0	面積 8 材積 1,217	面積 1 材積 302	面積 7 材積 915
	生産森林組合	面積 4,181 材積 662,197	面積 3,738 材積 662,197	面積 638 材積 232,057	面積 3,100 材積 430,140	面積 635 材積 231,079	面積 632 材積 231,009	面積 3 材積 70	面積 3,103 材積 431,118	面積 6 材積 1,048	面積 3,097 材積 430,070
	森林組合	面積 99 材積 20,636	面積 92 材積 20,636	面積 36 材積 12,923	面積 57 材積 7,713	面積 35 材積 12,919	面積 35 材積 12,919	面積 0 材積 0	面積 57 材積 7,717	面積 0 材積 4	面積 57 材積 7,713
	会社	面積 2,482 材積 428,194	面積 2,242 材積 426,712	面積 772 材積 224,692	面積 1,469 材積 202,020	面積 711 材積 211,950	面積 703 材積 211,014	面積 8 材積 936	面積 1,530 材積 214,762	面積 69 材積 13,678	面積 1,461 材積 201,084
	小計	面積 6,786 材積 1,118,866	面積 6,095 材積 1,117,066	面積 1,462 材積 476,278	面積 4,633 材積 640,788	面積 1,397 材積 462,252	面積 1,386 材積 461,246	面積 11 材積 1,006	面積 4,699 材積 654,814	面積 76 材積 15,032	面積 4,622 材積 639,782

単位 面積:ha 材積:m³

竹 林	無 立 木 地								
	総 数	無 地		無 立 木 地			地		更新困難地
		伐 採 跡	跡 地	草 生 地	散 生 地	岩 石 地	崩 壊 地	除 地	
428	5,039	194	37	2,254	1,614	164	213	563	0
256,512	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	54	3	0	21	18	4	0	8	0
2,076	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	546	6	0	137	278	42	40	42	0
1,452	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	2	0	0	1	1	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	197	0	0	25	141	16	7	8	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	798	9	1	184	438	61	48	57	0
3,528	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	324	55	0	68	98	5	14	85	0
174	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	18	0	0	7	7	0	1	3	0
822	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	342	55	0	74	105	5	15	88	0
996	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	47	0	0	26	14	6	1	1	0
714	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	450	10	3	272	100	9	16	39	0
16,938	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	30	2	0	13	8	2	0	5	0
5,340	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	19	1	3	10	4	0	0	0	0
726	0	0	0	0	0	0	0	0	0
377	2,665	113	29	1,388	657	49	111	318	0
226,470	0	0	0	0	0	0	0	0	0
417	3,211	127	34	1,709	783	67	129	363	0
250,188	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
318	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	443	1	0	186	228	14	4	11	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	7	0	0	3	3	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	238	4	2	98	57	17	18	43	0
1,482	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	688	4	2	286	288	31	21	55	0
1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0

◆法令等により施業について制限のある森林の所在及び面積◆

区 分	保安林						
	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	なだれ防止保安林	飛砂防備保安林	防風保安林	潮害防備保安林
総 数	38,806.49	45,771.05	795.59	1,815.90	45.38	44.78	16.15
神通川計画区	26,076.81	29,415.84	524.74	475.81	24.55	10.38	16.15
富 山 市	15,444.28	14,689.14	187.15	227.30	5.90	10.38	0.00
魚 津 市	2,644.09	2,213.04	23.87	29.31	0.00	0.00	0.00
滑 川 市	0.00	72.74	1.19	0.00	4.30	0.00	0.00
黒 部 市	1,799.66	3,709.30	125.26	120.82	6.18	0.00	0.00
舟 橋 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
上 市 町	2,186.80	3,860.64	26.56	13.19	0.00	0.00	0.00
立 山 町	1,456.37	2,526.01	122.40	3.23	0.00	0.00	0.00
入 善 町	406.95	65.52	1.35	7.73	8.17	0.00	12.41
朝 日 町	2,138.66	2,279.45	36.96	74.23	0.00	0.00	3.74
庄川計画区計	12,729.68	16,355.21	270.85	1,340.09	20.83	34.40	0.00
高岡市	700.64	245.75	31.64	7.39	10.94	0.00	0.00
氷見市	304.41	631.96	79.93	16.85	9.89	0.00	0.00
砺波市	101.42	170.84	25.22	22.75	0.00	0.00	0.00
小矢部市	340.23	445.08	25.21	1.40	0.00	0.00	0.00
南砺市	11,282.98	14,861.19	79.71	1,291.70	0.00	34.40	0.00
射水市	0.00	0.39	29.14	0.00	0.00	0.00	0.00

区 分	自然公園						
	国立公園特別保護地区	国立公園第1種特別地域	国立公園第2種特別地域	国立公園第3種特別地域	国立公園地種区分未定地域	国立公園普通地域	国立公園小計
総 数	1,059.58	3,282.27	1,940.75	1,126.95	849.36	672.15	8,931.06
神通川計画区	1,059.58	3,282.27	1,924.77	0.00	849.36	672.15	7,788.13
富 山 市	1,059.58	3,282.27	1,924.77	0.00	0.00	0.00	6,266.62
魚 津 市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
滑 川 市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
黒 部 市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
舟 橋 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
上 市 町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	33.55	33.55
立 山 町	0.00	0.00	0.00	0.00	849.36	638.60	1,487.96
入 善 町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
朝 日 町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
庄川計画区計	0.00	0.00	15.98	1,126.95	0.00	0.00	1,142.93
高岡市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
氷見市	0.00	0.00	0.00	0.23	0.00	0.00	0.23
砺波市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小矢部市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
南砺市	0.00	0.00	15.98	1,126.72	0.00	0.00	1,142.70
射水市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

単位:ha

保安林						
魚つき保安林	航行目標保安林	風致保安林	保健保安林	干害防備保安林	保安施設地区	小計
79.21	0.01	16.54	3,038.30	50.27	0.00	90,479.67
0.00	0.01	11.63	2,843.60	50.27	0.00	59,449.79
0.00	0.00	11.63	2,723.62	50.27	0.00	33,349.67
0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	4,910.32
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	78.23
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5,761.22
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	33.55	0.00	0.00	6,120.74
0.00	0.00	0.00	86.43	0.00	0.00	4,194.44
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	502.13
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4,533.04
79.21	0.00	4.91	194.70	0.00	0.00	31,029.88
2.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	998.41
77.16	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,120.20
0.00	0.00	0.00	20.44	0.00	0.00	340.67
0.00	0.00	4.91	0.00	0.00	0.00	816.83
0.00	0.00	0.00	174.26	0.00	0.00	27,724.24
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	29.53

単位:ha

自然公園						
国定公園特別保護地区	国定公園第1種特別地域	国定公園第2種特別地域	国定公園第3種特別地域	国定公園普通地域	国定公園小計	県立自然公園第1種特別地域
0.03	37.00	418.35	283.68	0.00	739.06	3,759.72
0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	2,323.70
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2,295.04
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.70
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	23.96
0.00	37.00	418.35	283.68	0.00	739.03	1,436.02
0.00	0.76	368.36	143.06	0.00	512.18	0.00
0.00	36.24	49.99	140.62	0.00	226.85	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,436.02
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

区 分	自然公園					その他	
	県立自然公園第2種特別地域	県立自然公園第3種特別地域	県立自然公園普通地域	県立自然公園小計	小計	砂防指定地	鳥獣保護区特別地区
総 数	5,605.91	14,763.68	6,230.27	30,359.58	40,029.70	25,322.42	2,593.74
神通川計画区	4,233.60	8,802.46	2,243.41	17,603.17	25,391.33	24,043.34	1,896.37
富 山 市	4,233.60	4,581.19	892.62	12,002.45	18,269.07	20,299.38	1,875.65
魚 津 市	0.00	514.80	431.24	946.04	946.04	361.47	0.00
滑 川 市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.30	0.00
黒 部 市	0.00	731.27	867.80	1,603.77	1,603.77	111.70	0.00
舟 橋 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
上 市 町	0.00	0.00	0.00	0.00	33.58	391.61	0.00
立 山 町	0.00	0.00	0.00	0.00	1,487.96	2,856.15	20.72
入 善 町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	17.73	0.00
朝 日 町	0.00	2,975.20	51.75	3,050.91	3,050.91		0.00
庄川計画区計	1,372.31	5,961.22	3,986.86	12,756.41	14,638.37	1,279.08	697.37
高岡市	0.00	0.00	0.00	0.00	512.18	155.81	177.29
氷見市	0.00	0.00	0.00	0.00	227.08	280.63	0.03
砺波市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12.02	0.00
小矢部市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	197.94	0.00
南砺市	1,372.31	5,961.22	3,986.86	12,756.41	13,899.11	632.61	520.05
射水市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.07	0.00

区 分	その他						
	自然環境保全特別地域	急傾斜地崩壊危険区域	鳥獣保護区普通地区	普通母樹林	市街化区域	市街化調整区域	用途区域
総 数	0.00	714.38	27,519.33	263.24	12.05	4,588.81	46.91
神通川計画区	0.00	322.71	18,982.03	263.24	0.00	766.32	26.71
富 山 市	0.00	61.14	16,764.74	233.64	0.00	766.32	9.17
魚 津 市	0.00	70.30	451.29	0.00	0.00	0.00	0.00
滑 川 市	0.00	8.98	132.00	0.00	0.00	0.00	0.00
黒 部 市	0.00	33.53	2.19	0.00	0.00	0.00	17.54
舟 橋 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
上 市 町	0.00	31.34	487.05	29.60	0.00	0.00	0.00
立 山 町	0.00	23.21	418.32	0.00	0.00	0.00	0.00
入 善 町	0.00	1.26	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
朝 日 町	0.00	92.95	726.44	0.00	0.00	0.00	0.00
庄川計画区計	0.00	391.67	8,537.30	0.00	12.05	3,822.49	20.20
高岡市	0.00	95.92	528.43	0.00	12.05	3,289.84	0.00
氷見市	0.00	225.51	627.02	0.00	0.00	0.00	20.20
砺波市	0.00	4.12	147.91	0.00	0.00	0.00	0.00
小矢部市	0.00	28.91	581.04	0.00	0.00	0.00	0.00
南砺市	0.00	33.79	6,648.91	0.00	0.00	0.00	0.00
射水市	0.00	3.42	3.99	0.00	0.00	532.65	0.00

その他						
特別母樹林	史跡	名勝	天然記念物	都市計画法による風致地区	原生自然環境保全地域	県自然環境保全特別地域
10.49	51.65	82.00	83.84	846.13	0.00	121.15
10.49	0.00	82.00	83.84	130.15	0.00	102.26
10.49	0.00	0.00	0.00	130.15	0.00	75.20
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	23.08
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.28
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	82.00	82.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.70
0.00	0.00	0.00	1.84	0.00	0.00	0.00
0.00	51.65	0.00	0.00	715.98	0.00	18.89
0.00	0.00	0.00	0.00	715.98	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	51.65	0.00	0.00	0.00	0.00	18.89
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

その他						
その他都市計画区域	農用地区域	農業振興地域	地すべり防止区域(治山)	地すべり防止区域(耕地)	地すべり防止区域(砂防)	県自然環境保全普通地域
34,319.27	3,724.68	31,636.90	3,505.98	1,654.50	3,396.00	502.79
6,868.54	2,121.57	10,296.11	1,675.51	379.98	1,528.62	182.60
4,150.80	1,267.37	6,322.14	658.38	160.39	995.56	111.28
55.27	0.02	649.66	245.58	124.33	118.77	0.00
178.94	0.00	692.48	33.83	0.00	35.81	68.92
869.82	524.90	433.54	227.44	95.26	80.66	2.40
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1,588.62	190.29	1,735.51	20.39	0.00	110.64	0.00
10.96	137.95	0.00	322.28	0.00	85.17	0.00
14.13	1.04	15.09	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	447.69	167.61	0.00	102.01	0.00
27,450.73	1,603.11	21,340.79	1,830.47	1,274.52	1,867.38	320.19
0.00	170.08	478.44	127.66	5.41	114.89	0.00
13,379.74	268.16	13,072.40	787.43	705.17	1,258.19	0.00
1,787.59	252.70	144.38	81.70	252.09	86.74	0.00
5,869.03	15.33	2,417.82	195.07	27.36	236.30	0.00
6,414.37	896.84	5,148.40	638.61	284.49	167.25	320.19
0.00	0.00	79.35	0.00	0.00	4.01	0.00

単位: ha

区 分	その他			総計
	自然環境保全普通地域	林地の保全	小計	総計
総数	6.73	133,795.99	274,798.98	405,308.35
神通川計画区	6.73	83,954.92	153,724.04	238,565.16
富山市	6.73	45,695.25	99,593.78	151,212.52
魚津市	0.00	7,254.71	9,354.48	15,210.84
滑川市	0.00	428.18	1,584.44	1,662.67
黒部市	0.00	7,497.08	9,897.34	17,262.33
舟橋村	0.00	0.00	0.00	0.00
上市町	0.00	10,106.21	14,691.26	20,845.58
立山町	0.00	5,518.92	9,557.68	15,240.08
入善町	0.00	798.21	850.16	1,352.29
朝日町	0.00	6,656.36	8,194.90	15,778.85
庄川計画区計	0.00	49,841.07	121,074.94	166,743.19
高岡市	0.00	3,284.31	9,156.11	10,666.70
氷見市	0.00	6,803.23	37,427.71	38,774.99
砺波市	0.00	1,502.84	4,272.09	4,612.76
小矢部市	0.00	2,530.08	12,098.88	12,915.71
南砺市	0.00	35,664.50	57,440.55	99,063.90
射水市	0.00	56.11	679.60	709.13

(6)樹種別材積表

区 分	総 数	立 木 地				
		総 計	人 工 林			
			合 計	針 葉 樹		
			計	タテヤマスギ	ボカ(カワイダニ)スギ	
県 計	39,152,559	39,152,559	21,552,477	21,488,512	17,145,921	3,926,972
神 通 川	22,432,898	22,432,898	11,163,308	11,151,349	10,935,669	12,354
庄 川	16,719,661	16,719,661	10,389,169	10,337,163	6,210,252	3,914,618

区 分	立 木 地					
	合 計	天 然 林				
		計	タテヤマスギ	ボカ(カワイダニ)スギ	マ ツ	他
県 計	17,600,082	697,771	60,396	6,007	217,274	414,094
神 通 川	11,269,590	568,843	57,623	0	112,710	398,510
庄 川	6,330,492	128,928	2,773	6,007	104,564	15,584

単位 材積:m³

立 木 地			人 工 林			
針 葉 樹			広 葉 樹			
ヒノキ	カラマツ	マツ	他	計	クヌギ	他
56,027	260,472	97,618	1,502	63,965	39,927	24,038
17,130	134,438	51,628	130	11,959	251	11,708
38,897	126,034	45,990	1,372	52,006	39,676	12,330

立 木 地			そ の 他	
天 然 林			更 新 困 難 地	そ の 他
広 葉 樹				
計	ブ ナ	他		
16,902,311	1,162,716	15,739,595	0	0
10,700,747	867,055	9,833,692	0	0
6,201,564	295,661	5,905,903	0	0

(6) 森林の被害

種 類	松 く い 虫			マ ツ ケ ム シ			カシノナガキクイムシ		
	被 害 量 m3			被 害 量 ha			被 害 量 m3		
年 度	25	26	27	25	26	27	25	26	27
総 数	1,448	1,504	1,280	40	40	41	154	54	35
神通川計画区	812	877	1,052	40	40	41	43	20	10
富山市	370	198	376	40	40	41	22	15	10
魚津市	1	6	5				4	0	0
滑川市	13	246	188				2	0	0
黒部市	73	38	37				5	0	0
舟橋村	0	0	0				0	0	0
上市町	10	8	4				2	2	0
立山町	10	10	3				5	0	0
入善町	148	159	249				0	0	0
朝日町	187	212	190				3	3	0
庄川計画区	636	627	228	0	0	0	111	34	25
高岡市	267	222	87				8	4	13
氷見市	253	299	56				32	13	6
砺波市	60	73	44				3	0	2
小矢部市	19	2	0				18	5	2
南砺市	37	31	41				46	11	0
射水市	0	0	0				4	1	2

資料 県森林政策課調べ(平成28年3月31日現在)

3 林業の動向

(1) 保有山林面積規模別経営体数

単位 経営体

区分	計	3ha未満	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20ha以上
県計	955	17	354	268	156	160
神通川流域	680	8	249	199	104	120
富山市	357	6	135	115	55	46
魚津市	113	2	20	24	25	42
滑川市	5	-	1	1	2	1
黒部市	47	-	20	15	6	6
舟橋村	-	-	-	-	-	-
上市町	108	-	50	29	10	19
立山町	35	-	17	11	4	3
入善町	5	-	3	1	-	1
朝日町	10	-	3	3	2	2
庄川流域	275	9	105	69	52	40
高岡市	31	1	10	5	6	9
氷見市	56	2	27	17	5	5
砺波市	62	3	23	20	13	3
小矢部市	50	3	21	11	11	4
南砺市	72	-	22	15	16	19
射水市	4	-	2	1	1	-

資料 2010年世界農林業センサス

注: 「-」は、事実のないもの

(2) 森林経営計画の認定状況

センター別	市町村別	市町村認定						県認定						認定累計	
		24年度		25年度		26年度		24年度		25年度		26年度			
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
新川	魚津市			5	3,052	1	172		639		431			5	4,295
	滑川市					1	117		13		1			1	131
	黒部市			3	816	1	157		136		41			4	1,151
	(黒部市)			1	461	1	157		74		39			2	731
	(宇奈月町)			2	355				62		3			2	420
	入善町			1	615				5					1	620
	朝日町			2	189	1	536		340		519			3	1,584
	計			11	4,672	4	983		1,133		993			14	7,780
富山	富山市	3	102	8	490	5	488		3,087		8,328			14	12,495
	(富山市)								13		83				96
	(大沢野町)	1	55	2	85	1	30		615		73			4	857
	(大山町)	2	47	1	52	1	59		623		7,203			4	7,983
	(八尾町)			4	262	2	334		1,320		711			5	2,627
	(婦中町)								83		48				132
	(山田村)			1	91	1	66		231		165			1	553
	(細入村)								202		44				247
	舟橋村														
	上市町			3	158				311		733			3	1,202
	立山町			5	274				84		204			5	563
計	3	102	16	923	5	488		3,482		9,265			22	14,260	
高岡	高岡市	1	65	2	97	2	52		573		56			2	842
	(高岡市)			1	66	1	27		123		40			1	256
	(福岡町)	1	65	1	31	1	25		450		16			1	586
	氷見市			4	235	3	120		796		235			7	1,386
	小矢部市	1	51	2	89	4	184		695		28			4	1,047
	射水市			1	46	1	17		170		53			1	286
	(新湊市)														
	(小杉町)			1	46	1	17		170		53			1	285
	(大門町)										1				1
	(下村)														
	(大島町)														
計	2	116	9	467	10	373		2,233		372			14	3,562	
砺波	砺波市			2	124	3	629		403		114			3	1,269
	(砺波市)					1	180		267		111			1	557
	(庄川町)			2	124	2	449		136		4			2	712
	南砺市			13	1,455	7	844		785		563			19	3,647
	(城端町)			1	11	1	72		198		207			2	487
	(平村)								141		7				148
	(上平村)			2	213				12		0			2	225
	(利賀村)			4	448	3	421		133		124			7	1,126
	(井波町)			2	262	1	30		5		0			3	297
	(井口村)								4		10				14
	(福野町)			1	176				37		0			1	213
	(福光町)			3	345	2	321		255		215			4	1,136
	計			15	1,579	10	1,473		1,187		677			22	4,916
合計	5	217	51	7,641	29	3,317	1	8,036	1	11,308			74	30,518	

資料 県森林政策課調

注：大臣認定は該当なし。

変更した計画の面積は、増減値とする。認定累計の件数は、変更分を除く。

計の不一致は四捨五入による。

(3) 森林組合の現状
ア 構成

市 町 村 別	森 林 組 合 別	役 員 数				職 員 数		
		総 数 (人)	常勤理事 (人)	非常勤理事 (人)	監 事 (人)	総 数 (人)	常 勤 (人)	兼 務 (人)
総 数		83	3	67	13	99	99	0
市 町 村 別 内 訳	魚津市 滑川市 黒部市 入善町 朝日町	19	1	15	3	19	19	0
	富山市(大沢野町) (大山町) 上市町 立山町	24	0	20	4	17	17	0
	富山市(八尾町) (婦中町) (山田村) (細入村)	16	1	12	3	25	25	0
	高岡市 射水市 氷見市 砺波市 南砺市 小矢部市	24	1	20	3	38	38	0

資料 森林政策課調べ(平成28年3月31日現在)

組合員数			払込済	森林面積		作業班員数			
総数 (人)	正組合員 (人)	准組合員 (人)	出資金額 (千円)	地区内 (ha)	組合員所有 (ha)	総数 (人)	伐出 (人)	造林 (人)	その他 (人)
24,786	24,536	250	577,086	284,584	139,552	195	53	117	25
4,477	4,405	72	95,421	71,721	24,450	55	11	30	14
3,342	3,311	31	68,496	101,321	41,226	26		26	
3,635	3,608	27	85,967	28,425	19,566	40	14	21	5
13,332	13,212	120	327,202	83,117	54,310	74	28	40	6

イ 事業内容及び活動状況等

市 町 村 別	森 林 組 合 別	販 売				購 買													
		総 数 (千円)	(木材) 販売(m3)	(木材) 林産(m3)	その他 (千円)	総 数 (千円)	苗 木 (千本)	肥 料 (kg)	その他 (千円)										
総 数		123,719	140	12,776	110,803	37,935	10	410	37,515										
市 町 村 別 内 訳	魚津市 滑川市 黒部市 入善町 朝日町	新 川	89,960		7,643	82,317	6,520	1	20	6,499									
	富山市(大沢野町) (大山町) 上市町 立山町										立山山麓	21,139	140	1,430	19,569	4,768	1	15	4,752
	富山市(八尾町) (婦中町) (山田村) (細入村)										婦 負	4,898		346	4,552	2,504	1	45	2,458
	高岡市 射水市 氷見市 砺波市 南砺市 小矢部市										富山県西部	7,722		3,357	4,365	24,143	7	330	23,806

資料 森林政策課調べ(平成28年3月31日現在)

利 用					金 融
総 額 (千円)	新 植 (ha)	保 育 (ha)	病虫害防除 (千円)	そ の 他 (千円)	貸付残高 (千円)
1,249,773	29	2,551	47,606	898,632	31,201
360,410	5	461	35,685	113,973	29,233
142,582		331	180	104,598	
262,264		475	1,849	107,703	
484,517	24	1,284	9,892	572,358	1,968

(4) 林業労働力の現況

市町村	林業担い手数			森林組合							
				造林		素材		その他		計	
	総数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
県計	475	433	42	114	3	53		55	27	222	30
神通川計画区計	194	190	4	75	2	25		34	1	134	3
富山市	107	105	2	46	1	14		14	1	74	2
魚津市	67	66	1	29	1	11		20		60	1
滑川市											
黒部市	3	3									
舟橋村											
上市町	17	16	1								
立山町											
入善町											
朝日町											
庄川計画区計	281	243	38	39	1	28		21	26	88	27
高岡市	12	11	1								
氷見市	23	22	1								
砺波市	35	31	4								
小矢部市	19	17	2								
南砺市	188	159	29	39	1	28		21	26	88	27
射水市	4	3	1								

資料：県森林政策課業務資料(平成28年3月31日現在)

(単位:人)

会 社 ・ そ の 他							
造 林		素 材		そ の 他		計	
男	女	男	女	男	女	男	女
82	6	128	6	1		211	12
16		40	1			56	1
7		24				31	
		6				6	
		3				3	
9		7	1			16	1
66	6	88	5	1		155	11
8		2	1	1		11	1
11		11	1			22	1
4	1	27	3			31	4
10	2	7				17	2
30	2	41				71	2
3	1					3	1

(5) 林業機械化の状況

(ア) 林業機械の状況

機 械 名	集 材 機	小型運材車	ク レ ー ン	
県 計	42	10	23	
内 訳	会 社	28	1	9
	森林組合	4	8	8
	その他組合	0	0	0
	個人外	10	1	6

資料：森林政策課調べ(平成28年3月31日現在)

(イ) 高性能林業機械の状況

機 械 名	ス キ ッ ダ	プロセッサ	ハーベスタ
総 数	3	7	13

資料：森林政策課調べ(平成28年3月31日現在)

単位 台

チェーンソー	刈払機	動力枝打機	苗畑用トラクター
537	634	24	0
148	123	16	0
186	177	7	0
14	10	0	0
189	324	1	0

単位 台

フォワーダ	タワーヤーダ	スイングヤーダ	グラップルソー
20	1	17	6

(6)作業路網等の整備の概況

市町村別	総 数		造 林							
			計		公 社		森 林 総 研		個 人	
	路線数	延 長	路線数	延 長	路線数	延 長	路線数	延 長	路線数	延 長
県計	1,824	1,695,237	372	652,360	223	427,992	133	214,019	16	10,349
神通川計画区計	824	832,873	179	334,316	118	246,780	52	83,384	9	4,152
富山市	400	499,586	102	214,938	73	156,302	26	56,202	3	2,434
魚津市	147	123,286	26	48,000	18	42,626	4	4,270	4	1,104
滑川市	11	5,500								
黒部市	82	56,488	11	15,137	5	9,797	4	4,726	2	614
舟橋村										
上市町	75	65,183	17	26,705	7	16,697	10	10,008		
立山町	57	37,191	16	12,861	10	5,593	6	7,268		
入善町	9	5,071	3	1,644	1	734	2	910		
朝日町	43	40,568	4	15,031	4	15,031				
庄川計画区計	1,000	862,364	193	318,044	105	181,212	81	130,635	7	6,197
高岡市	117	97,109	25	45,698	17	37,389	7	7,550	1	759
氷見市	186	153,213	37	45,018	28	40,584	7	3,679	2	755
砺波市	113	91,477	14	26,944	13	24,539			1	2,405
小矢部市	140	97,338	27	36,471	19	30,604	7	5,342	1	525
南砺市	428	406,034	84	153,383	22	37,566	60	114,064	2	1,753
射水市	16	17,193	6	10,530	6	10,530				

資料 森林政策課調べ(平成28年3月31日現在)

(単位:m)

林 構		林 産 集 落		県 単		そ の 他	
路線数	延 長	路線数	延 長	路線数	延 長	路線数	延 長
103	93,756	11	14,636	338	167,909	1,000	765,076
55	55,104			145	71,867	445	371,586
40	43,204			45	23,263	213	218,181
6	4,174			33	18,639	82	52,473
1	644			1	25	9	4,831
5	4,679			14	8,396	52	28,276
1	906			19	9,336	38	28,236
2	1,497			23	6,798	16	16,035
						6	3,427
				10	5,410	29	20,127
48	38,652	11	14,636	193	96,042	555	393,490
2	1,973	2	620	28	11,993	60	36,825
1	1,348	3	1,896	45	21,160	100	83,791
11	10,185			18	6,476	70	47,872
1	1,718			33	15,491	79	43,658
33	23,428	6	12,120	68	40,850	237	176,253
				1	72	9	5,091

庄川地域森林変更計画書 (案)

(庄 川 森 林 計 画 区)

計画期間
自 平成 2 6 年 4 月 1 日
至 平成 3 6 年 3 月 3 1 日

(平成 25 年 12 月樹立)

平成 年 月変更

富 山 県

目 次

はじめに	1
第1章 基本的事項	
第1項 とやまの森の現状と課題	2
第2項 とやまの森づくりのための基本的な考え方	4
1 とやまの森づくりの基本理念	4
2 とやまの森づくり基本指針	5
3 とやまの森づくり基本指針が目指す森林の姿	6
4 県民参加による森づくりの具体的な方針	8
第2章 計画事項	
第1項 計画区の概要	(略)
1 計画区の概況	(略)
2 計画区の森林・林業、木材産業の概要	(略)
3 前計画の実行結果の概要及びその評価	(略)
4 計画樹立に当たっての基本的考え方	(略)
第2項 計画の概要	(略)
1 計画の対象とする森林	(略)
2 計画事項の概要	9

第3項	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	(略)
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
第4項	森林の整備に関する事項	(略)
1	森林の立木竹の伐採に関する事項 <u>(間伐に関する事項を除く。)</u>	13
2	造林に関する事項	15
3	間伐及び保育に関する事項	17
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	18
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	22
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	23
第5項	森林の保全に関する事項	(略)
1	森林の土地の保全に関する事項	(略)
2	保安施設に関する事項	24
	<u>3 鳥獣害の防止に関する事項</u>	25
	<u>4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項</u>	26
第6項	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	(略)
第7項	計分量等	(略)
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	27

2	間伐面積	27
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	27
4	林道の開設及び拡張に関する計画	(略)
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	(略)
第8項	その他必要な事項	(略)
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	(略)
2	その他必要な事項	(略)

参考資料

前期計画の実行状況と林地の異動状況

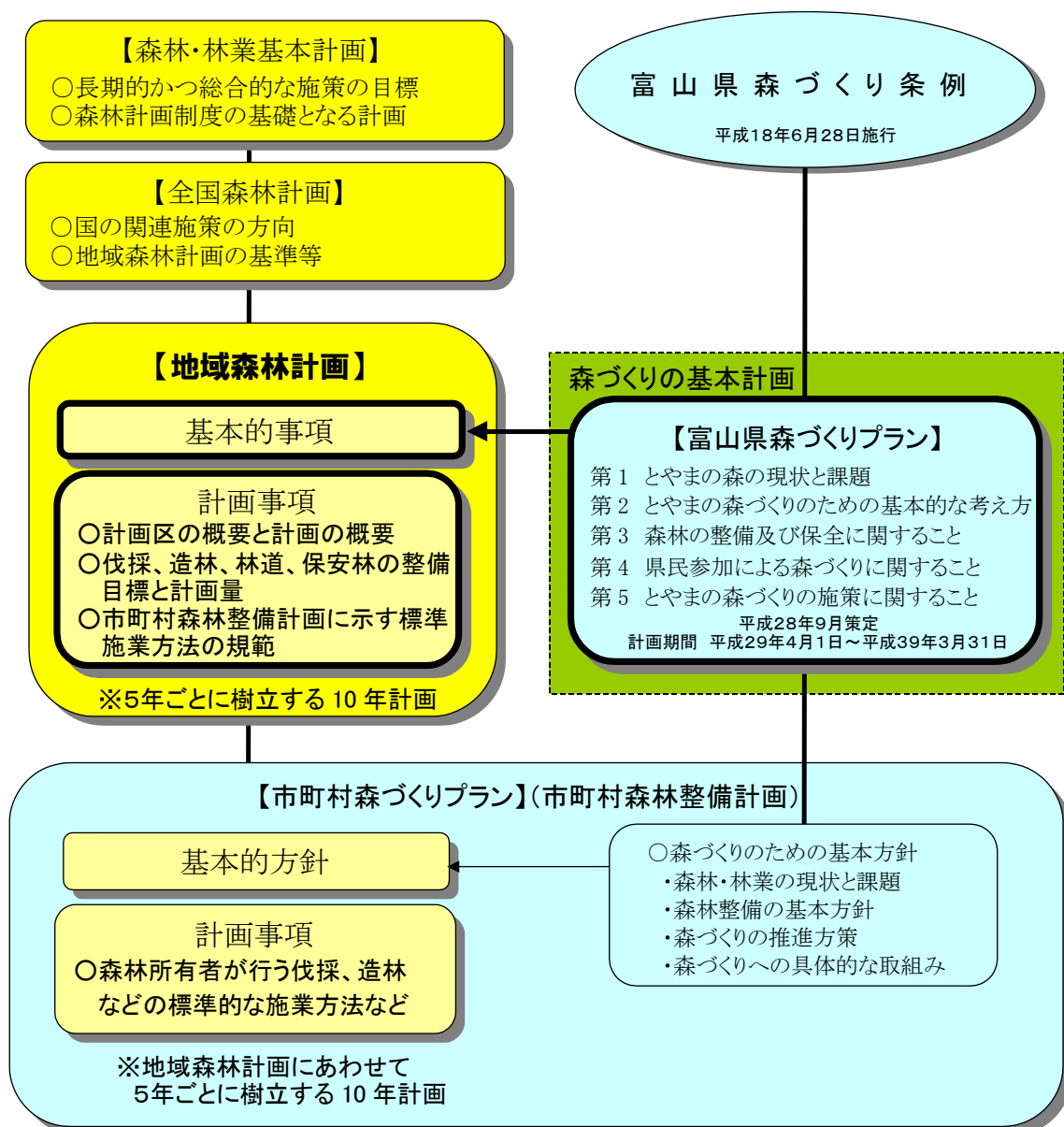
用語の解説

附属資料

はじめに

この計画は、庄川森林計画区の民有林について、森林法第5条の規定に基づき策定するもので、平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間の計画期間としています。

また、平成18年6月に施行された「富山県森づくり条例」に基づき、**平成28年9月**に策定した「富山県森づくりプラン」の基本理念や基本指針などを、この計画の基本的事項としています。



第1章 基本的事項

第1項 とやまの森の現状と課題

本県の県土の3分の2を占める森林は、植生自然度本州一と評価され、この多種多様な動植物が生息・生育する豊かな森林は、洪水や山崩れ、なだれなどの災害から県民の暮らしを守り、また、そこから流れ出す清浄で豊潤な水は、飲料水や農業・工業用水として利用され、神秘の海「富山湾」の豊かな水産資源を育むなど、県民の生活と富山県の産業を支えてきました。

本県の森林の約60%は、自然豊かな天然林となっており、なかでも長く人手が加えられていない奥山の天然林は、野生生物の生息環境として優れ、水源涵養などの公益的機能も高く評価されています。

一方、かつて山村住民とのかかわりの中で維持・管理されてきた里山林は、昭和30年代以降の生活様式の変化等により利用されなくなり、時間の経過とともに若い林から成熟した林へとその姿を変え、明るい林を好む動植物が減少する一方で、クマなどの大型動物が人里近くまで活動域を広げる要因にもなっています。

このため、平成19年度より導入した「水と緑の森づくり税」を活用し、生物多様性の保全や野生動物との共生を目指した里山の整備及び保全を県民との協働で進めてきており、その取り組みが県内各地に広がっています。

整備した里山では、地域住民により管理・利用が行われている一方で、中山間地域では過疎化・高齢化が進行していることから、持続的な里山管理のための支援がますます重要となっています。

さらに、平成24年以降、海岸林を中心に松くい虫被害が激増しており、海岸林の有する公益的機能の維持や富山湾の景観を保全するため、重点的な対策を行うことが必要となっています。

また、本県の森林の約19%にあたる54千haのスギを中心とした人工林については、その多くが間伐等の手入れが必要な林齢から木材として利用可能な林齢となっていますが、まだまだ手入れの必要な人工林が私有林では35千haにもおよび、これらに十分な手入れがなされなければ、水土保持機能や二酸化炭素吸収源としての働きなど、森林の持つ公益的機能の低下や、風雪害など気象害の発生も懸念されます。

一方、再生産可能で、生産・加工、利用などの過程で二酸化炭素の増減に影響が少ない資材である木材の持続的な生産と利用は、地球温暖化の防止や資源循環型社会の構築に不可欠なことから、公益的機能を維持・向上させつつ木材資源の確保と生産を図ることが必要で、本県で開発した優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を再造林の切り札として、普及の促進を図り森林資源の循環利用を推進することが重要となっています。

このように、森林の有する多面的機能の持続的な発揮の観点から、適切な森林整備の一層の推進が必要とされるなか、水と緑の森づくり税を活用した活動支援により、森林ボランティア団体等の森林整備活動への取り組みが着実に増えています。

森づくりに関する県民等意識調査結果（平成27年11月実施）でも、多くの回答者が水と緑の森づくり税を活用した県民参加による森づくりの継続を期待し、自らの参加についても前向きなことなどから、森づくり活動の輪をさらに広げ、引き続きその活動を支援していきます。



豊かな水を育むとやまの森



成熟期を迎えた人工林



森林ボランティアの活動



高性能林業機械による間伐作業

第2項 とやまの森づくりのための基本的な考え方

1 とやまの森づくりの基本理念

富山県では、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、水と緑に恵まれた県土の形成及び心豊かな県民生活の実現に寄与するため、「富山県森づくり条例」を平成18年6月に制定し、県民全体で支える森づくりの推進に関する基本理念を定めました。

なお、この条例は森づくりに関する総合的な条例として、県や県民、森林所有者等関係者など各主体の責務や役割、森づくりに関する基本施策のほか、県民全体で支える森づくりのための新たな財源として「水と緑の森づくり税」についても規定しています。

◆富山県森づくり条例（抜粋）◆

（目的）

第1条 この条例は、森づくりについて、基本理念を定め、並びに県、森林所有者及び森林組合の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、森づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水と緑に恵まれた県土の形成及び心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 森づくりは、県民が将来にわたって森林のもたらす恵みを楽しむことができるよう、長期的な展望に立ち、多様な生態系に配慮しつつ、地域の特性に応じて推進されなければならない。

2 森づくりは、森林が県民にとって貴重な財産であることにかんがみ、県民の理解の下、その主体的な参画により推進されなければならない。

3 森づくりは、循環型社会の実現に資する森林資源の重要性にかんがみ、その有効な活用を図ることにより推進されなければならない。

4 森づくりは、森林の適正な整備及び保全が持続的に行われるよう、森づくりを担う人材の育成を図ることにより推進されなければならない。

5 森づくりは、県、市町村、森林所有者、森林組合、県民及び事業者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、継続して推進されなければならない。

（森づくりの基本計画）

第10条 知事は、森づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 とやまの森づくり基本指針

富山県では、とやまの森づくりの基本理念に基づき、森林の整備及び保全のあり方と、それを県民参加により進めるための仕組みを「とやまの森づくり基本指針」（以下「基本指針」という。）として次のとおり定めています。

(1) 森林の整備及び保全の指針

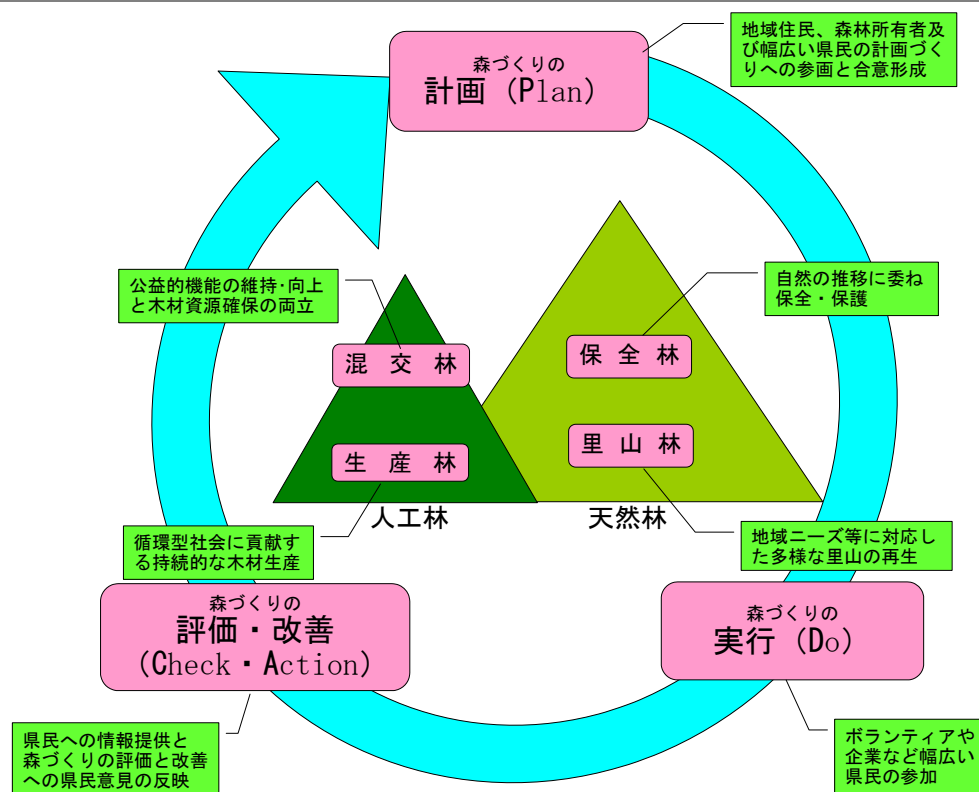
森林の整備及び保全にあたっては、

- ① 天然林については、地域ニーズ等に対応した多様な里山の再生をめざす「里山林」と、原則として自然の推移に委ね保全・保護する「保全林」に、
- ② 人工林については、地球温暖化防止と循環型社会に貢献する持続的な木材生産に重点を置く「生産林」と、針葉樹と広葉樹を混在させることで長期的な木材資源の確保と公益的機能の維持・向上の両立を図る「混交林」に、

それぞれ区分して取り扱うこととし、森林の状態や立地条件に加え、地域ニーズ等を反映した多様な森づくりを目指すこととします。

(2) 県民参加による森づくりの指針

森づくりを推進するにあたっては、計画、実行、評価、改善（PDCA サイクル）の各プロセスにおいて、幅広い県民の参加を得ながら進めることとします。



3 とやまの森づくり基本指針が目指す森林の姿

基本指針では、天然林を「里山林」と「保全林」に、人工林を「生産林」と「混交林」に区分して取り扱うこととし、それぞれが目指す森林の姿を次のとおりとしています。

1 里山林

集落周辺の里山では、地域資源としての木材等の利用、森林浴や環境教育の場の提供、生物多様性の保全、野生動物との棲み分けなど、森林の状態、生息・生育する動植物などを考慮し、地域ニーズを反映した多様な里山を目指します。



里山再生整備事業により明るく見通しが良くなった里山



繁茂したモウソウ竹を整理し、タケノコ生産に利用

2 保全林

継続的な手入れのできない大部分の里山については、水土保持機能の持続的な発揮と向上に加え、多種多様な生物の生息環境として、自然豊かな奥山の天然林と一体として保全・保護することを原則として、自然の推移による成熟した天然林（天然生林）を目指します。



成熟しつつある里山の二次林（コナラ林）



自然豊かな奥山の天然林（ブナ林）

3 生産林

樹木の成長が良好で、傾斜が緩く道路に近いなど低コストで効率的な施業が可能な人工林では、適切な間伐を実施することで、水土保持機能や生物多様性の保全などの公益的機能を確保しつつ、適期の伐採と再生林を繰り返す、持続的な木材生産を目指すこととします。

なお、木材生産に重点を置く人工林であっても、水源地域などの公益的機能の発揮が特に求められる場所では、適切な密度管理のもとに長伐期施業に移行するなどして、水土保持機能を維持・向上させつつ持続的な木材生産と両立する人工林を目指します。



間伐が適正に実施された人工林



公益的機能も高い高齢級人工林

4 混交林

高標高地や土壌条件が悪いなどにより植栽木の十分な生長が見込めない場所や、道路から遠く管理や木材生産にコストがかかるなど、林業経営が困難な人工林では、すでに侵入している広葉樹などを活かし、あるいは整理伐を行って在来の広葉樹の自然侵入を促進するなどして、広葉樹とスギなどが混在する自然状態に近い森林に誘導し、天然力を活用することで、管理に手間をかけずに、水土保持機能や生物多様性の保全など公益的機能の維持・向上と長期的な木材資源確保とが両立する人工林(針広混交林)を目指します。



広葉樹の自然侵入により混交林化した奥山の人工林



みどりの森再生事業により光環境が改善し、広葉樹が侵入・生長

4 県民参加による森づくりの具体的な方針

基本指針では、計画・実行・評価・改善の各プロセスにおいて幅広い県民の参加を得ることとしており、それぞれのプロセスにおける県民参加のあり方については次のとおりとしています。

(1) 森づくりの計画

- 県は、森づくりの基本指針に基づき、県民意見などを反映し、森づくりに関する全県的な大枠の計画を策定します。
- 市町村は、県のプランに沿って、幅広い住民との合意形成をはかりながら、地域の実情に応じた森林整備の計画の策定に努めます。

(2) 森づくりの実行

- 里山の再生整備や竹林の整理などは、森林ボランティアなど幅広い県民の参加を得て、地域住民、森林所有者、行政が協働で整備を進めます。
- 公益性の高い混交林の整備などは、県民の支援のもとに進めます。
- 森林ボランティア活動への支援を行います。
- 持続的な木材生産を円滑に進めるために、県産材の有効利用などに努めるとともに、伐採跡地には優良無花粉スギ「立山 森の輝き」による再造林を進めます。

(3) 森づくりの評価と改善

- 森づくりに関して幅広い県民からの意見を求めるため、森林 GIS やインターネットなど多様な手段により、県民への森づくりに関する情報の提供に努めます。
- 県民意見などを踏まえた、より実効性のある森づくりを進めるため、総合的な森づくり施策や個々の実行状況を評価し、改善を行います。

第2章 計画事項

第2項 計画の概要

2 計画事項の概要

この計画の計画期間である平成26年度から平成35年度までの10年間の森林の整備及び保全の目標や、実施の計画量は次のとおりとします。

(1) 森林資源の目標

ア 森林面積及び蓄積

計画期末の施業方法別森林面積及び ha 当りの森林の蓄積については、伐期の長期化や放置人工林の針広混交林化、里山の整備を推進することなどを考慮し、次のとおり設定します。

	【現況 (H24.3.31)】		【期末 (H36.3.31)】 (変更前)
育成単層林	24,526ha	⇒	24,508ha (23,096ha)
育成複層林	241ha	⇒	1,253ha (2,330ha)
天然生林	43,630ha	⇒	42,899ha (42,948ha)
森林の蓄積	218m ³ /ha	⇒	262m ³ /ha (254m ³ /ha)

(2) 計画量の概要

ア 立木の伐採量

計画区の森林資源の状況などを考慮し、計画期間内における伐採立木材積について、次のとおり設定します。

単位：千m³

区分	計画量 計 H26.4~H36.3	前期計画量 H26.4~H31.3	後期計画量 H31.4~H36.3
主伐材積 (変更前)	281 (424)	136 (172)	145 (252)
間伐材積 (変更前)	466 (531)	191 (268)	275 (263)

イ 人工造林や天然更新の面積

計画区の地質、土壌等の自然条件及び伐採計画量等を考慮し、計画期間における人工造林及び天然更新する面積を次のとおり設定します。

単位：h a

区分	計画量 計 H26.4~H36.3	前期計画量 H26.4~H31.3	後期計画量 H31.4~H36.3
人工造林 (変更前)	498 (871)	187 (384)	311 (487)
天然更新 (変更前)	1,292 (1,125)	776 (534)	516 (591)

ウ 間伐の実施量

計画区の森林資源の状況等を考慮し、計画期間における間伐を実施する面積を次のとおり設定します。

単位：ha

区分	計画量 計 H26.4~H36.3	前期計画量 H26.4~H31.3	後期計画量 H31.4~H36.3
間伐面積 (変更前)	6,009 (6,379)	2,575 (3,223)	3,434 (3,156)

第3項 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(3) 森林の整備及び保全の基本方針

各機能に応じた森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりです。

◆森林の整備及び保全の基本方針◆

森林の有する機能	森林の整備及び保全の基本方針
<p>水源^{かん}涵養機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。 自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源^{かん}涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
<p>山地災害防止機能／ 土壌保全機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。 自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
<p>快適環境形成機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

文化機能	<ul style="list-style-type: none"> • 美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 • 風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> • 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。 • 野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> • 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、経級の林木を生育させるための適切な造林・保育及び間伐等を推進する。 • 施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。 • <u>将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。</u>

(4) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画区の自然条件や社会条件を踏まえ、かつ、「とやまの森づくり基本指針」で示された、本県の森づくりのあり方をもとに、本計画区の計画期間において達成すべき森林資源の状態は、次のとおりとします。

区分		現況 (平成24年3月末)	計画期末 (平成36年3月末)
面積 (ha)	育成単層林 (変更前)	24,526	24,508 (23,096)
	育成複層林 (変更前)	241	1,253 (2,330)
	天然生林 (変更前)	43,630	42,899 (42,948)
森林蓄積 (m ³ /ha) (変更前)		218	262 (254)

第4項 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項 (間伐に関する事項を除く。)

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的な事項

森林の立木竹の伐採については、第3項の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、自然条件や社会的条件及び伐採後の更新方法などを考慮した適切な方法により行うものとします。

なお、保安林等の制限林及び施業を特定する森林については、第8項の1の保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法によるものとします。

(2) 森林の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採（主伐）の標準的な方法については、次の指針に沿って、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を考慮して、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆森林の伐採（主伐）の標準的な方法◆

1. 更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する
2. 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行う。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する
3. 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

◆種類別の伐採の指針◆

種類	標準的な伐採の方法
皆伐	気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1か所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保存帯を設け、適確な更新を図る。
択伐	森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積にかかる伐採率は30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とする。

◆スギ人工林の主伐の時期の目安◆

樹 種	生産目標	植栽時の本数	期待径級	主伐時期の目安
タテヤマ	一般建築材	2,500本/ha	28.5cm	45年
スギ	優良大径材	//	39.5cm	90年

※地位3の場合

2 造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、第3項の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。

なお、保安林等の制限林及び施業を特定する森林については、第8項の1の保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法によるものとします。

(2) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆人工造林の標準的な方法に関する指針◆

1. 植栽本数は、森林の確実な更新を図るため、木材生産あるいは防災など、造林の目的及び造林地の自然条件や樹種特性、既往の造林の成果などを勘案して、次の表を参考に定める。なお、実施にあたっては、画一的に行うことなく、現地の実態、立地条件を十分考慮し、多様な森づくりを進める観点及び保育コストの低減を図る観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入など、新たな施業技術なども取り入れ、幅広く検討する。
2. 新植の地持えについては、雪害や林地の保全及びその後の作業能率に配慮し、筋置きを基本とする。また、再造林にあたっては、原則として伐根を抜き取らないものとする。
3. 植付けの方法については、気候や傾斜などの自然条件及び既往の方法の成果などを勘案して定めるとともに、植栽木が確実に活着するよう、春又は秋の適切な時期に植え付ける。

◆人工造林の植栽本数◆

樹種	施業区分	植栽本数	備考
スギ	標準施業	2,500本/ha	
	針広混交林	1,000本/ha	天然更新木との混交林に誘導する場合
広葉樹	標準施業	3,000本/ha以上	
	針広混交林	1,000本/ha	針広混交林に誘導する場合であって、天然更新と併用する場合

注1) 防災を目的とする場合は、スギ、広葉樹を含め5,000本/ha程度とする。

注2) 針広混交林に誘導する場合は、天然更新による稚樹の発生を考慮し、天然更新が期待できない場合には植栽本数を増やすなどの対応をとる。

(4) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在は、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆天然更新による成林が期待できない森林の判断基準◆

1. ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹が区域内又は隣接した区域に存在しない森林。
2. 高標高地や尾根筋など、現地の生育状況や地形、土壌条件、当該森林及び近隣の主伐実施個所における天然更新の状況等から判断して、稚樹が発生しても十分な生長が期待できない森林。
3. 地形、傾斜、積雪量及び周辺の植生等から判断して、雪の移動(グライド)が懸念される森林。
4. 大面積人工林の皆伐予定地であって、現況の林床に木本類の発生が見られない森林。
5. 病虫獣害の発生によって、稚樹が発生しても消失する可能性が懸念される森林。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

間伐及び保育については、第3項の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、最終的に目標とする林型、主伐の時期、コストの低減などを考慮した適切な方法により、間伐等を実施することとします。

なお、保安林等の制限林及び施業を特定する森林については、第8項の1の保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法によるものとします。

(2) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、次の指針に沿って、地域における既往の間伐の方法などを考慮して、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆タテヤマスギ人工林における間伐の時期◆

施業体系		間伐時期及び間伐率		
		上段：林齢 下段：間伐率（材積）		
		初回	2回目	3回目
植栽本数 2,500本/ha	伐期 45年	17年生 24%	24年生 27%	34年生 28%
	伐期 90年	20年生 33%	33年生 33%	55年生 32%

注) 地位3における間伐時期の一般的な目安を示したものの。

◆間伐の標準的な方法◆

1. 林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）し、立木間の競争が生じ始めた時期に実施する。その際、一定の期間内に林冠がうっ閉するように行う。
2. 森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、形質不良木に偏ることなく、適切な伐採率により繰り返し行う。特に、高齢級の間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。
3. 材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で行うものとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域^内における施業の方法に関する指針

森林の有する公益的機能の別に応じて、公益的機能別施業森林を下表のとおり4つに区分して取り扱うこととします。

また、保安林をはじめ様々な法律により施業が指定されている森林(制限林)は、公益的機能別施業森林の対象とすることを基本とします。

◆森林の有する機能と公益的機能別施業森林の関係◆

森林の有する機能	公益的機能別施業森林
水源 ^{かん} 涵養機能	水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健・レクリエーション機能	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
文化機能	

注) 生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であることから、区域設定の対象としない。

ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林の区域の設定については、次の指針に沿って、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、森林の有する地域の要請、地域における既往の森林施業体系等を考慮し、林班又は小班を単位として市町村森林整備計画で定めることとします。

◆区域の設定基準等◆

種類	森林の基準	対象となる制限林等
水源 ^{かん} の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林	<ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養保安林 ・干害防備保安林 ・水源涵養^{かん}機能の評価区分が高い森林

土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備、その他山地災害の防備を図る必要のある森林	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂流出防備保安林 ・土砂崩壊防備保安林 ・なだれ防止保安林 ・砂防指定地周辺 ・山地災害危険地区 ・山地災害防止機能の評価が高い
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件からみて、風害、霧害等気象災害を防止する機能が高い森林	<ul style="list-style-type: none"> ・飛砂防備保安林 ・防風保安林 ・潮害防備保安林 ・生活環境保全機能の評価が高い森林
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林及び、史跡、名勝等の所存する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林	<ul style="list-style-type: none"> ・保健保安林 ・風致保安林 ・都市計画法による風致地区 ・文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林 ・保健文化機能の評価区分が高い森林

イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の森林施業の方法については、次の指針に沿って、森林の有する地域の要請、地域における既往の森林施業体系等を考慮し、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆森林施業の方法◆

種 類	施 業 の 方 法
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。なお、皆伐面積の上限は 20ha、主伐の時期は標準伐期齢に 10 年を加えた林齢を目安とする。

<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>成長量が比較的高く緩傾斜の森林は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。なお、皆伐面積の上限は 20ha、主伐の時期は標準伐期齢の 2 倍の林齢を目安とする。</p> <p>急傾斜又は成長量の低い森林のうち、特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐により育成複層林に誘導する。それ以外の森林については、択伐以外の方法により育成複層林に誘導する。</p>
<p>快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林／保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>成長量が比較的高く緩傾斜の森林は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。なお、皆伐面積の上限は 20ha、主伐の時期は標準伐期齢の 2 倍の林齢を目安とする。</p> <p>急傾斜又は成長量の低い森林のうち、特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐により育成複層林に誘導する。それ以外の森林については、択伐以外の方法により育成複層林に誘導する。</p> <p>なお、保健文化機能の維持増進を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。</p>

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域^①における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の設定については、次の基準に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆区域設定の基準◆

気候、地形、土壌等から林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や集落からの距離等から施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林施業を推進していく森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林であり、木材の生産機能の維持増進を図る森林

イ 施業の方法に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の森林施業の方法については、次の基準に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆森林施業の方法◆

生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を実施し、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設及び改良については、気候、地形、土壌等の自然条件、当該林道等に係る集落からの距離等の社会的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

林道事業の計画量は第7項の4のとおりとします。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保に関しては、富山県林業担い手センターや富山県林業カレッジを中心として、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援を行うこととします。

また、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善支援に取り組むこととともに、経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体の育成に向けて、生産管理手法の導入や事業量の安定確保、生産性の向上等による事業の合理化についても、一体的に促進することとします。

(5) その他必要な事項

林業や木材産業での就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進するとともに、レクリエーションや環境教育の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとします。また、自伐林家や地域住民、NPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとします。

第5項 森林の保全に関する事項

2 保安施設に関する事項

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、現況が森林以外の土地において、水源の涵養又は災害の防備のため、保安施設事業を行う必要があると認められたときに、必要に応じて指定することとします。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、第3項の1に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、近年、豪雨災害などが頻発していることから、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を計画的に推進することとし、治山事業の計画量は第7項の5(3)のとおりとします。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めることとします。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣による被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を市町村森林整備計画で設定することとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置(防護柵の設置、ビニールテープ巻き、現地調査等による森林モニタリング等)又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。その際は、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、関係行政機関等と連携して対策に努めることとします。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策については、次の指針に沿って、病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

◆松くい虫防除対策◆

防除方法	対象松林
地上散布	保安林等公益的機能の発揮が特に高く求められる人工林で、駆除だけでは被害が拡大する恐れのある松林
樹幹注入	老齢松林など保全すべき重要な松林で、対象木を限定して実施。
伐倒駆除	被害程度が微害～激害の松林
衛生伐	被害程度が微害～中害の松林（伐倒駆除との重複は不可）

◆カシノナガキクイムシ防除対策◆

防除方法	対象森林
伐倒駆除	地域住民と関わりが深い森林等
樹幹注入	防災上、景観上特に保全すべき森林で、対象木を限定して実施。

また、「水と緑の森づくり税」を財源とした海岸林の保全対策については、海岸林及びその周辺を松くい虫被害対策重点区域（以下、重点区域とする）として設定し、海岸林における一体的かつ重点的な松くい虫対策を実施します。重点区域は海岸林から外側に 300mの範囲を基本として、市町村森林整備計画において設定することとします。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、被害対策等に努めることとします。

◆クマ剥ぎ被害対策◆

防除方法	対象森林
ビニールテープ巻き、防除ネット、枝条巻き	造林公共事業の対象森林 (1 施業地の面積が 0.1ha 以上)
テープ巻き、トタン巻き	造林公共事業の対象外森林

◆ニホンジカ被害対策◆

防除方法	対象森林
防護柵の設置、忌避剤の散布等	造林公共事業の対象森林 (1 施業地の面積が 0.1ha 以上)
防護柵の設置等	造林公共事業の対象外森林

第7項 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

計画区の森林資源の状況などを考慮し、計画期間内における伐採立木材積について、次のとおり設定します。

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数 (変更前)	747 (955)	659 (878)	88 (77)	281 (424)	193 (347)	88 (77)	466 (531)	466 (531)	0 (0)
前半5カ年の計画量 (変更前)	327 (440)	276 (405)	51 (35)	136 (172)	85 (137)	51 (35)	191 (268)	191 (268)	0 (0)

2 間伐面積

上記1により定める間伐に係る伐採立木材積、間伐を実施すべき林齢となっている森林、過去の間伐の実施の傾向等を考慮し、計画期間内における間伐面積について、次のとおり設定します。

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数 (変更前)	6,009 (6,379)
前半5カ年の計画量 (変更前)	2,575 (3,223)

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

計画区の地質、土壌等の自然条件及び伐採計画量などを考慮し、計画期間内における人工造林及び天然更新別の造林面積について、次のとおり設定します。

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数 (変更前)	498 (871)	1,292 (1,125)
前半5カ年の計画量 (変更前)	187 (384)	776 (534)

森林保全部会の審議概要

(平成 27 年 12 月 25 日～平成 28 年 12 月 25 日)

森林審議会に意見を求めたもの

(1) 林地開発行為の新規許可

申請者	申請地	開発の目的	開発面積 (ha)	変更理由	開催及び 答申年月日	許可年月日
—	—	—	—	—	—	—

※開発面積欄 上段 : 実際にか開発する森林面積
 中段 (): 開発地に含まれる森林面積
 下段 (): 開発地の面積

(2) 林地開発行為の変更許可 (産業廃棄物最終処分場で面積増になるもの)

申請者	申請地	開発の目的	変更前の面積 (ha)	変更後の面積 (ha)	変更理由	開催及び 答申年月日	許可 年月日
富山環境整備 株式会社	富山市 婦中町 吉谷	工場・事業場の設置 (産業廃棄物最終処 分場 (管理型))	21.3928 (33.5143) (49.5906)	25.4708 (39.5474) (55.4900)	開発区域 の拡大	平成 28 年 10 月 13 日	平成 28 年 11 月 7 日

※開発面積欄 上段 : 実際にか開発する森林面積
 中段 (): 開発地に含まれる森林面積
 下段 (): 開発地の面積

森づくり部会の審議事項の概要

1 開催日

平成28年10月13日（木） 9：45～11：30

2 審議事項

- (1) 平成27年度水と緑の森づくり事業の評価について
- (2) 平成23年度森林整備実施箇所(森づくり事業による森林整備後5年経過)の評価について

3 審議の結果等

- (1) 平成27年度水と緑の森づくり事業
評価結果：7事業すべてが「達成」

事業名	評価	評価のポイント
(1)里山再生整備事業	達成	H27 計画 282ha に対し、270ha の整備を実施(計画の 96%)
(2)みどりの森再生事業	達成	H27 計画 108ha に対し、104ha の整備を実施(計画の 96%)
(3)実のなる木の植栽事業	達成	H27 計画 8,000 本に対し、7,230 本を植栽(計画の 90%)
(4)優良無花粉スギ「立山 森の輝き」普及推進事業	達成	H27 計画 30,000 本に対し、普及PR用も含め 29,990 本を生産し、うち 28,200 本を県内の山林で植栽(計画の 99%)
(5)とやまの森づくりサポートセンター活動推進事業	達成	後期プランの森づくり参加延べ人数目標(H28:12,000 人)に対し、11,718 人の参加
(6)とやまの森づくり普及啓発推進事業	達成	森の寺子屋を 121 回開催(参加者 8,360 人)し、アンケート対象者(児童)の 94%が森づくりの大切さに関心を持ったと回答
(7)県産材利用促進事業	達成	公共施設等の木質化した印象について、アンケート対象者の 96%が良いと回答し、木の持つ特徴を好意的に捉えた意見が多数

- (2) 平成 23 年度森林整備実施箇所(森づくり事業による森林整備後5年経過)の評価
評価結果：里山再生整備事業、みどりの森再生事業ともに「達成」

事業名	評価	評価のポイント
(1)里山再生整備事業	達成	地域住民等による森づくり活動が継続的に行われ、目的とした森林の状況が維持されている。
(2)みどりの森再生事業	達成	被害林、過密林ともに広葉樹が侵入し、水土保持機能等の公益的機能の向上が図られている。

4 出席者

部会長	神川 康子	富山大学 理事・副学長（教育担当）
委員	今村 弘子	富山大学極東地域研究センター長
〃	岩木 由紀子	公募委員
〃	中村 博子	(公社) 富山県建築士会女性委員会 会長
〃	永田 信	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
〃	西村 亮彦	富山県木材協同組合連合会理事長
〃	渡邊 美保子	職藝学院教授

基本指針

- 目指すべき森林の姿
- 県民参加による森づくり

⇒天然林を「里山林」と「保全林」、人工林を「生産林」と「混交林」に区分し、森林の状態や、地域ニーズ等を踏まえた、多様な森づくりを推進
 ⇒森づくりを推進するにあたっては、計画、実行、評価、改善の各プロセスにおいて、幅広い県民の参加を得ながら進める

混交林の整備 整備目標 500ha

奥地の人工林や竹の侵入した人工林を広葉樹との混交林へ誘導するとともに、森づくりに活用する県産広葉樹苗を県民協働で育成



荒廃し、流木が危惧される人工林

拡充

○危険木の流出防止対策

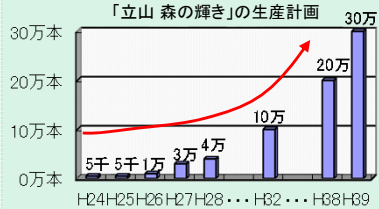
優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽

植栽面積 460ha

森林資源の循環利用と、花粉症対策の一環として、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の苗木を生産し、スギ人工林の伐採跡地に植栽



「立山 森の輝き」の苗畑



スギ伐採跡地の植栽

水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりの推進



里山林の整備 整備目標 2,000ha

生活に利用されなくなり、うっそうとした里山林を、野生動物との棲み分や景観の保全などを旨し、県民協働により整備

新たに

- 海岸林での重点的な松くい虫被害対策
- 流木防止のための里山林の機能強化

拡充

- 地域住民等による森づくり活動への支援を拡充
- 再生竹の整理や伐採竹の活用支援



管理や更新の妨げとなる伐採竹



県民参加による里山林の整備



生活や富山湾の景観を守る海岸林



松くい虫による松枯れの状況

とやまの森を支える人づくりの推進

森林ボランティア活動の支援

とやまの森づくりサポートセンターによる、森づくり活動に必要な機材の貸出しや、安全講習など、森林ボランティア活動を専門的・総合的に支援

新たに

○「森づくりサポーター」による里山林整備の支援

拡充

○企業の森づくりの推進

森づくりへの理解を醸成する取り組み

児童、生徒など広く県民を対象とした「森の寺子屋」の開催や、県民が企画し実践する森づくり活動への支援、森づくり情報の提供など

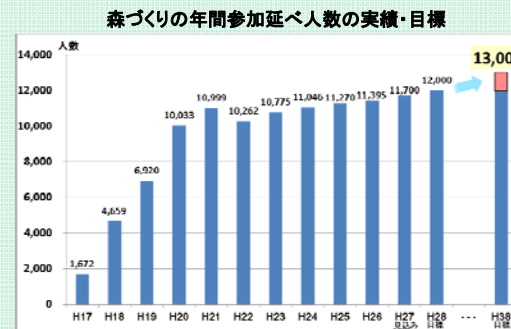
拡充

○「森林浴の森」を活用した「森の寺子屋」の開催

○県民参加の森づくりフェアの充実

○HPや広報誌などを活用し、森づくり活動の効果など森づくりに関する情報の発信

森づくりの年間参加延べ人数 目標13,000人



里山林整備の手助けを行うサポーターの養成



「森林浴の森」等の野外での「森の寺子屋」

森林資源の循環利用の推進

森づくりにつながる県産材利用の推進

公共施設等の木質化や県産材遊具の導入支援、木育の推進など、森林資源の循環利用を進める

拡充

○公共施設等の内装木質化や木製品の導入等支援の充実

○木育の拠点となる施設の整備と木育を推進する人材の養成



公共施設の木質化



県産材遊具を用いた木育

必要な事業費と水と緑の森づくり税

森づくりの取り組みに必要な事業費(10年間) 38.5億円

【課税期間】

平成29～33年度まで5年間の延長

【税額の見直し】

以下により、必要な財源を確保します

《個人》現行どおり 年間500円
 《法人》資本金等が10億円を超える大企業は増額

税額(年間)

資本金等	現行	改正
100億円超	80,000円	100,000円
50億円超	60,000円	80,000円
10億円超	27,000円	40,500円
1億円超	6,500円	
1千万円超	2,500円	現行どおり
1千万円以下	1,000円	

○富山県県産材利用促進条例

平成 28 年 9 月 30 日
富山県条例第 55 号

富山県県産材利用促進条例を公布する。

富山県県産材利用促進条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 県産材の利用の促進の基本計画等（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 県産材の利用の促進に関する基本的施策（第 10 条—第 15 条）

第 4 章 財政措置等（第 16 条—第 19 条）

附則

本県では、戦後に植林された人工林が本格的な利用期を迎えており、この潤沢な森林資源を活用しながらその再生産を行うことによって、林業及び木材産業を地域の成長産業へと変革するまたとない好機が到来している。

しかしながら、建築物の非木造化が進んだこと等による木材の使用量の減少と価格の低迷、所有者の不明な森林の増加等、林業及び木材産業をめぐる情勢は困難の度合いを深めており、また、森林を適正に整備するためにも、県産材の適切な利用を確保することが急務となっている。

我が国では、古来、木材を身近な物として多用してきた。さらに近年では、高層建築物や耐火建築物の構造部材、発電、新素材等の新たな用途や分野において利用が広がり始めている。事業者の経済活動や県民の生活との調和を図りつつ、可能な限り木材を優先して使用するとともに、技術開発の成果と人に優しい木材の特性を生かした新たな木の文化を創出することが、我々に課せられている課題である。

ここに、事業者及び県民の自主的な努力を基本としつつ、県が必要な支援を行うこと及び県産材の利用の促進に関わる事業者等が相互に連携を図りながら協力することにより、林業及び木材産業の活力ある成長を促進し、富山の森林を守り育て、県民が快適に暮らすことのできる生活環境を創造するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、県産材の利用の促進に関し、基本理念を定め、並びに県、関係事業者、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、知事が定める基本計画及び県産材の利用の促進に関する施策の基本となる事項について定めること等により、県産材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、あわせて森林の適正な整備及び快適で豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「県産材」とは、県内で生産された木材をいう。

2 この条例において「県産材の利用」とは、建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として県産材を使用すること（県産材を使用した木製品を使用することを含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 県産材の利用は、それが地域の森林資源の有効な活用を通じて地域経済の活性化に貢献するものであること等に鑑み、事業者及び県民が主体的に行う取組に対して県が効果的に支援を行うことを旨として、その促進が図られなければならない。

2 県産材の利用の促進は、植林、育林、伐採及び再植林を繰り返すことによる森林資源の循環的な利用を促進し、あわせて県土の保全、水源の涵養その他の森林の有する多面的機能の発揮に資するよう行われなければならない。

3 県産材の利用の促進は、木材の優れた特性を生かすことにより、県民の快適な居住環境の形成、県民に癒しをもたらす生活環境の創造及び活力ある地域社会の実現に寄与するよう行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県産材の利用の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(関係事業者相互の連携及び協力)

第5条 森林の施業、木材の製造及び流通並びに建築物の設計及び施工に関する事業を営む者（以下「関係事業者」という。）は、県産材の利用が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第6条 事業者は、その事業活動等に関し、県産材の利用の促進に自ら努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の努力)

第7条 県民は、県産材の利用の促進に自ら努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 県産材の利用の促進の基本計画等

(県産材の利用の促進に関する基本計画)

第8条 知事は、県産材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 県産材の利用の促進の意義及び基本的方向
- (2) 県産材の供給及び県産材の利用の目標
- (3) 林業の生産性及び県産材の供給能力の向上に関する事項
- (4) 県産材を使用した建築材料等の安定的な供給及び流通の円滑化に関する事項
- (5) 住宅及び住宅以外の建築物の建築等その他における県産材の利用の促進に関する事項
- (6) 設計者等の育成及び研究開発の推進に関する事項
- (7) その他県産材の利用の促進に関し必要な事項

- 3 前項第2号に掲げる県産材の供給及び県産材の利用の目標は、その向上を図ることを旨とし、林業及び木材産業の事業活動並びに県産材の利用に関する指針として、関係事業者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。
- 4 知事は、第1項の規定により基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係事業者、事業者及び県民並びに市町村の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、森林法（昭和26年法律第249号）第68条第1項の規定により設置される富山県森林審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 知事は、第1項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、市町村長に通知するものとする。
- 6 知事は、森林、林業、木材産業及び木材の利用をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに県産材の利用の促進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、基本計画を変更するものとする。
- 7 第4項及び第5項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（県産材の利用の促進に関する協議会）

第9条 県は、県産材の利用の促進に関する取組の効果的かつ円滑な実施を図るため、関係事業者の組織する団体、関係機関その他の関係者（次項において「関係団体等」という。）により構成される協議会を組織する。

- 2 前項の協議会は、関係団体等が相互の連絡を図ることにより、県産材の利用の促進に関する課題について情報を共有し、関係団体等の連携の緊密化を図るとともに、県産材の利用の促進について協議を行うものとする。

第3章 県産材の利用の促進に関する基本的施策

（林業の生産性の向上等）

第10条 県は、林業の生産性及び県産材の供給能力の向上を図るため、施業の集約化及び林業機械の高度化の促進、作業路網の整備、林業を担う人材の育成及び確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、森林の土地の位置境界の明確化を促進する等森林の施業が適切に行われるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（県産建築材料の安定的な供給等）

第11条 県は、建築物の設計者及び施工者の需要に対応した県産材を使用した建築材料（以下この条において「県産建築材料」という。）が安定的に供給されるよう、県産建築材料の製造のために必要な施設の整備に対する支援、県産建築材料の品質及び性能の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、県産建築材料の流通が円滑に行われるよう、流通関係施設の整備及び流通経路の合理化に対する支援、県産建築材料に関する適切な情報の提供の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県産材を使用した建築物の建築等の促進等）

第12条 県は、県産材を使用した住宅及び住宅以外の建築物の建築等を促進するため、その需要の開拓のための支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、木質バイオマスの有効な利用並びに土木工事及び工作物の設置における県産材の利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(設計者等の育成及び確保)

第13条 県は、県産材を使用した住宅及び住宅以外の建築物を建築するために必要な知識又は技術を有する設計者等を育成し、及び確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第14条 県は、県産材の利用を促進するため、林業経営の効率化、木製品の品質及び性能の向上、木材の新用途への活用等に関する研究開発の推進及びその成果の普及の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者等の理解の増進等)

第15条 県及び関係事業者の組織する団体は、広報活動等を通じて、県産材の利用の促進に関する事業者及び県民の理解を深め、かつ、その協力を求めるよう努めるものとする。

2 県は、児童をはじめ広く県民が木材に親しむとともに、我が国の木の文化について理解を深めるよう木育の推進に努めるものとする。

第4章 財政措置等

(財政上の措置)

第16条 県は、県産材の利用の促進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県の率先利用)

第17条 県は、県産材に対する需要の増進に資するため、自ら率先して公共建築物の整備及び土木工事の発注における県産材の利用に努めなければならない。

(市町村に対する支援)

第18条 県は、市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策を支援するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第19条 知事は、県産材の利用の促進に関し顕著な功績があったもの又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年9月施行

とやまの**木**を使おう！

～健康や環境にやさしく、地域にも貢献～

富山県 県産材利用促進条例



富山県県産材利用促進条例が制定されました

この条例は、県産材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、あわせて森林の適正な整備及び快適で豊かな県民生活の実現に寄与することを目的として制定されたものです。

富山県県産材利用促進条例の概要

第1章 総則

○目的(第1条)

- ・県産材の適切な供給及び利用の確保により、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備と快適で豊かな県民生活の実現に寄与すること

○基本理念(第3条)

- ・事業者及び県民の主体的な取組に県が効率的に支援すること
- ・森林資源の循環利用の促進と森林の有する多面的機能の発揮に資すること
- ・県民の快適な居住環境の形成、癒しをもたらす生活環境の創造及び活力ある地域社会の実現に寄与すること

○県の責務(第4条)

- ・市町村と連携・協力して、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し実施

○関係事業者相互の連携及び協力(第5条)

- ・関係事業者(森林の施業、木材の製造・流通、建築物の設計・施工を営む者)の連携・協力

○事業者、県民の努力(第6条、第7条)

- ・県産材の利用の促進に自ら努め、協力

第2章 県産材の利用の促進の基本計画等

○基本計画(第8条)

- ・知事は、県産材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画を定めること

○協議会(第9条)

- ・県は、関係団体等により構成される協議会を組織すること

第3章 県産材の利用の促進に関する基本的施策

○林業の生産性の向上等(第10条)

- ・森林境界の明確化の促進や施業の集約化及び林業機械の高度化の促進、作業路網の整備
- ・林業を担う人材の育成及び確保

○県産建築材料の安定的な供給等(第11条)

- ・製造施設や流通関係施設の整備及び流通経路の合理化に対する支援
- ・県産建築材料の品質及び性能の確保及び適切な情報の提供の促進

○県産材を使用した建築物の建築等の促進等(第12条)

- ・県産材を使用した建築物(住宅・非住宅)の需要開拓のための支援
- ・木質バイオマスの有効利用や土木工事・工作物での県産材の利用を促進

○設計者等の育成及び確保(第13条)

○研究開発の推進等(第14条)

○事業者等の理解の増進等(第15条)

- ・広報活動等による事業者や県民の理解・協力と木育の推進



第4章 財政措置等

全国植樹祭開催に向けた取組みについて

1 概要

(1)開催日

平成 29 年 5 月 28 日(日)

(2)開催場所

○式典及び植樹会場：魚津桃山運動公園

○植樹会場：朝日町赤川、入善町五十里、黒部市田靱、魚津市三ヶ、滑川運動公園(滑川市)、丸山総合公園(上市町)

2 式典会場等の整備について

(1) お野立所や御机等の整備状況

県産材の調達や乾燥等が完了し、現在、木材の加工工程にあります。



お野立て所の丸太の準備（皮むき、天然乾燥）



お野立て所基本ユニットの模型製作（実物の 1/3）

(2) 植樹会場の整備状況

植樹会場において、歩道や丸太階段の施工、チップ播きなどの基盤整備を実施しました。



地域住民等によるチップ播き（魚津桃山運動公園）



歩道や丸太階段の施工（黒部市田靱）

3 一般招待者の公募について

(1)募集人数：800 人、募集期間：平成 28 年 10 月 1 日(土)から 11 月 20 日まで

(2)応募人数：1,894 人

(3)今後は、厳正に抽選し、1 月下旬には当選者に通知し参加意思を確認する予定

4 大会に向けた機運醸成等

(1) 苗木の育成

ア 「苗木のホームステイ」での育成

第 68 回全国植樹祭や関連イベントなどで植樹する苗木を県内の小中学校（花とみどりの少年団含む）、森づくりボランティア団体・企業等の皆さんに育てていただきました。

- 樹種 コナラ、クリ、オニグルミ、クロマツ、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」
- 育成本数 3,473 本(関連イベント等での使用 1,156 本、本大会での使用 2,317 本)
- 実施団体 県内小中高校 80 校
富山の森づくりサポートセンター登録団体・企業 62 団体 計 142 団体



森づくりボランティアによる苗木の育成
(阿古屋野森づくりクラブ)



苗木へ水やり
(立山町立立山小学校)



大きく育った苗木の引渡し
(黒部市立村椿小学校)

イ 県内の高校における育成

県内の農業関係の高校で苗木を育成していただいています。

- 樹種 イタヤカエデ、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」、エゴノキ、ムラサキシキブ、ヤマブキ、オクチョウジザクラ、コシノフユザクラ
- 育成本数 432 本
- 実施団体 中央農業高校、上市高校、入善高校



優良無花粉スギ「立山 森の輝き」
の挿し穂の採取(中央農業高校)



広葉樹苗木を植樹用ポット
へ植え替え(上市高校)

(2) 「地域リレー植樹」イベント

第 68 回全国植樹祭の開催に向けた全県的な機運の醸成と県民参加による森づくり活動を進めるため、全市町村においてリレー形式で植樹イベント等を実施しました。

- ・開催回数：16 回、参加延べ人数：5,760 名



地域住民によるプランターカバーの製作
(朝日町)



企業の森づくり活動
(南砺市)



石原良純さんも植樹活動に参加
(砺波市)

(3) 県民参加の森づくり関連イベントで大会のPR

ア とやまの森づくりフェスタ (9月17日)

- 開催場所 県民公園太閤山ランド
- 参加人数 約1,200名(森づくりボランティア、林業従事者、一般県民等)

○内 容

- ・ボランティアによる森づくり体験活動
- ・森づくり技能コンテスト：プロの林業マンによるチェーンソー競技会
- ・森の寺子屋、森の幼稚園、ツリークライミング など



森づくり技能コンテスト

イ かぐや姫の里の集い (11月5日)

- 開催場所 県民公園頼成の森
- 参加人数 約130名

〔とやまの竹資源ネットワーク会員、里山再生整備事業実施地区住民、とやまの森づくりパートナー登録団体等〕

○内 容

- ・安全な竹の伐採方法の実習
- ・全国植樹祭のお歩道の材料として使用する竹材の搬出
- ・竹林の整備や竹資源の利活用に関する講習



伐採した竹の搬出

(4) 森づくりと海づくりの連携を実践する活動でPR

第68回全国植樹祭の基本方針の一つである「森づくりと海づくりの連携の推進」を実践する活動において、大会のPRを行いました。

ア 魚津市漁場環境保全会植樹活動 (7月8日)

- 開催場所 片貝山の守キャンプ場上流
- 参加人数 約80名〔魚津漁協、三ヶ生産森林組合、新川森林組合、滑川高校海洋科〕
- 内 容 カツラ、イヌエンジュ各50本を植樹

イ 飛越源流の森づくり (7月10日)

- 開催場所 岐阜県高山市清見町夏厩地内
- 参加人数 約190名〔富山・岐阜両県の森林ボランティア、漁業関係者〕
- 内 容 広葉樹林における森林整備

ウ ～山から川、そして海へ～ 豊かな森づくり植樹活動 (11月20日)

- 開催場所 射水市浄土寺地内
- 参加人数 約20名(新湊漁協、富山県西部森林組合)
- 内 容 ケヤキ20本を植樹



植樹活動

(5) 全国植樹祭のPRキャラバン活動

第68回全国植樹祭を多くの県民に知っていただき、大会への機運を盛り上げるため、県内各地で開催される各種イベントに出向き、大会のPRを実施しました。

(計17回)



ふるさと龍宮まつり(滑川市)
(7月16日)

(6) カウントダウンイベント

県庁や魚津市役所の正面玄関において、カウントダウンイベントを実施するとともに、あいの風とやま鉄道富山駅・魚津駅、桃山運動公園にもカウントダウンボードを設置しました。



県庁正面玄関
平成28年10月5日実施(大会実施本部設置日)



魚津市役所正面玄関
平成28年11月9日実施(開催200日前)



富山駅



魚津桃山運動公園

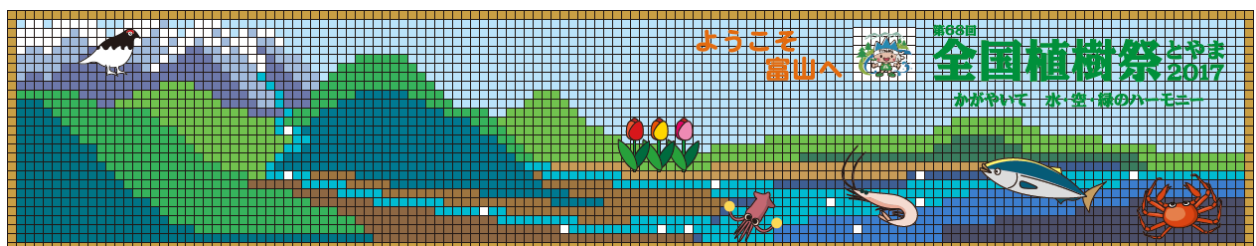


魚津市内を巡回する全国植樹祭ラッピングバス

(7) ウェルカムボードの設置及び記念品配付

式典会場入口に、参加者を歓迎するためのウェルカムボード(幅約20m×高さ約4m)を製作・設置します。

このウェルカムボードは、第35回全国豊かな海づくり大会で御放流台として使用された県産材を再利用し、製作にあたっては、15cm角に加工した板に、魚津市内の小学生全員(約2,000人)がペイント。大会後には、記念品に加工して、協力していただいた小学生に配付する予定です。



森林・林業振興計画に基づく施策の実施状況

基本 施策	指標 番号	指 標 名	単位	基準年	実績	目 標	
				H23	H27	H28 (中間目標)	H33 (終期目標)
森を 活かす	1	里山林の整備面積（累計）	ha	1,296	2,381	2,600	3,900
	2	混交林の整備面積（累計）	ha	693	1,222	1,500	2,100
	3	実のなる木の植栽面積（累計）	ha	—	45.7	50	100
	4	森林経営計画策定面積	ha	—	34,260	25,000	35,000
	5	間伐実施面積（累計）	ha	27,219	33,452	36,000	45,000
	6	優良無花粉スギ植栽面積（累計）	ha	—	22.2	40	120
	7	林内路網密度	m/ha	28.7	31.6	32.9	36.8
木を 使う	8	県産材素材生産量	千m ³	63	95	100	120
	9	製材品出荷量に占める人工乾燥材の割合	%	41	37 【26年次】	50	50
	10	公共建築物等の木造率	%	13	19	20	25
人 を 育 て る	11	林業就業者	人	489	463	500	500
	12	認定森林施業プランナー数	人	—	27	18	24
	13	素材生産を担う現場技能者数	人	6	60	66	90
	14	認定事業体のうち民間事業体数	事業体	3	10	6	10
	15	農林水産公社分収造林事業における分収比率等の契約変更件数割合	%	54.5	80.9	100	—
	16	研究の実用化件数（H19以降累計）	件	10	24	20	30
	17	県民参加による森づくりの年間参加延べ人数	人	10,775	11,718	12,000	13,000
	18	森の寺子屋の年間開催回数	回	95	121	115	130
山 を 守 る	19	保安林指定面積	ha	※注1 92,072	92,434	92,700	93,200
	20	山地災害危険地区着手数	箇所	1,358	1,402	1,389	1,419
	21	なだれ危険箇所における整備箇所数	箇所	203	209	208	213
	22	海岸防災林整備延長	m	5,028	6,104	6,178	6,700
	23	年間きのこ生産量	t	3,435	2,723	3,750	4,150

※注1 保安林指定面積の基準年はH22

平成 28 年度の主な施策の実施状況

豊かな森づくりの推進

I 『森を活かす』 -多様な森づくりの推進-

- (1) **里山林** 県民協働により里山林を整備
78地区(12市町)、824ha (H28新規:26地区、236ha)
- (2) **混交林** 風雪被害林などの人工林を混交林に誘導
19地区(14市町)、73ha 実施
- (3) **保全林** カシノナガキクイムシ被害跡地に実のなる木を植栽
5地区(4市町)、ミズナラ・コナラ等 4,270 本
- (4) **生産林** 森林資源の循環利用の促進
 - ・優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の普及
40地区(12市町)、植栽 20.0ha(40,000 本)と初期保育を支援
 - ・高齢級人工林の伐採支援(低質材搬出経費の一部補助) 25ha

地域住民による里山林の整備



II 『木を使う』 -県産材の利用促進-

- (1) **とやまの木で家づくり支援事業**
県産材を活用した住宅の新築・増改築に対して助成を実施
申請棟数 70棟 (助成額:5千円~2万円/㎡)
- (2) **水と緑の森づくり税を活用した県産材の利用促進**
とやまの森づくりにつながる県産材利用への理解を深めるため、
県産材の導入支援等を実施
 - 公共施設の内装木質化・備品導入 4施設
 - 県産材こどもの城づくり(屋外遊具の設置) 3施設
 - とやま県産材遊具貸し出し 60回、導入 1施設
 - 全国植樹祭で使用する県産材ベンチ(1,130 基)・プランターカバー(4,070 基)の製作
 - 全国植樹祭のシンボリック施設であるお野立所を建築
 - 天皇陛下がお使いになる御机(1台)・御鋏(2個)・お手播き箱(2台)の製作
- (3) **県産材の活用促進の普及PR**
「とやま木と住まいフェア2016」の開催

県産材を使用した児童館



III 『人を育てる』 -とやまの森づくりを支える人づくりの推進-

- (1) 「とやまの森づくりサポートセンター」による森林ボランティア活動への支援
登録者数:124団体(5,291人(うち個人58人含む)、50企業(52団体) [平成28年12月5日現在]
支援内容
 - ヘルメットや草刈り鎌、チップパーなどの機材の貸し出し
 - 森林ボランティアの技術向上のための森づくり塾の実施30回
 - 登録団体への技術指導
 - 森林ボランティアの交流会や集いなどを開催
- (2) **森づくりを支える県民意識の醸成**
「森の寺子屋」による森林環境教育の実施 120回予定
「全国植樹祭プレ大会(第17回とやま森の祭典)」を開催
「とやまの森づくりフェスタ」の開催
- (3) **県産広葉樹苗の育成等**
 - ・広葉樹苗木を県民協働で育成 ブナ、ミズナラなど2万本
 - ・全国植樹祭に向けて、森林ボランティアの協力により「苗木のホームステイ」を実施
コナラ、クリ、オニグルミなど 3,473本を育成

技術研修(森づくり塾)の開催



魅力ある林業の構築

I 『森を活かす』 -持続可能な林業経営の推進-

(1) 施業集約化による木材生産の促進

森林所有者の特定や森林の境界の明確化作業などに支援
森林経営計画面積(累計) 35,554ha、森林境界明確化 258ha

(2) 作業路網及び高性能林業機械の整備

素材生産を効率的に行うため、作業道の開設や高性能林業機械の導入を支援

作業道開設 133km

高性能林業機械の整備支援 ハーベスタ等 6台

(3) 森林吸収源対策の推進

間伐等の森林整備の推進2,096ha

内訳:造林事業 880ha、水と緑の森づくり事業 309ha、間伐材生産推進事業 360ha、

治山事業 245ha、県単独森林整備事業 48ha

ハーベスタによる造材作業



II 『木を使う』 -県産材の安定供給体制の整備-

(1) 県産材の流通体制の整備

流通コストの低減と県産材の利用拡大に向けた支援

木材加工流通施設整備 2箇所

木材加工施設の整備



III 『人を育てる』 -森林・林業の再生に向けた人材の育成-

(1) 富山県林業カレッジによる人材の育成

林業に新規就業を希望する者への支援講習 15名

路網計画や伐採支など総合的なプランを策定できる技術者の養成 21名

低コスト生産を担う現場技能者の養成 35名

林地や立木の評価研修



IV 『山を守る』 -森林を支える山村の振興と森林の適正な管理と保全-

(1) 林道整備の取組み

地域の骨格的な林道となる「山のみち」を整備 4路線 0.2km

広域な森林整備の基礎となる「森林基幹道」を整備 6路線 1.0km

(2) 保安林の適正な管理

公益上重要な森林を保安林に指定 指定面積 52.9ha

(3) 森林病虫害の適切な防除

・カシノナガキクイムシ等対策

枯損木除去 11市町 1,157m³

・松くい虫対策

伐倒駆除2市10m³、薬剤散布3市34ha、樹幹注入5市町296本

(4) 防災対策等の推進

災害に強い森林づくりの推進 治山施設整備 9市町、27箇所

雪崩対策の推進 1市3箇所

海岸保全対策の推進 3市町、5箇所

水源の森林づくりの推進 12市町、21箇所

(5) 山村の振興

原木しいたけ生産者への支援(原木購入費の一部補助)

海岸保全対策の推進(入善海岸)



森林審議会関係法令

- 森林法、森林法施行令(抜粋)
- 富山県森林法施行規則(抜粋)
- 富山県森林審議会運営要綱

【森林法】(抜粋)

第5章 都道府県森林審議会

(設置及び所掌事務)

第68条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

第69条 削除

(組織)

第70条 都道府県森林審議会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、第68条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第71条 都道府県森林審議会の会長は、前条第1項の委員が互選した者をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第1項の委員が互選した者がその職務を代行する。

第72条 削除

(政令への委任)

第73条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

【森林法施行令】(抜粋)

(都道府県森林審議会の部会)

第7条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

【富山県森林法施行規則】（抜粋）（平成26年4月1日改正）

第6章 富山県森林審議会

（組織）

第29条 法第68条第1項の規定により設置される富山県森林審議会（以下「審議会」という。）は、委員15人以内で組織する。

（会議）

第30条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第31条 審議会の庶務は、農林水産部において処理する。

【富山県森林審議会運営要綱】

（趣旨）

第1条 この運営要綱は、森林法（昭和26年法律第249号）、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「施行令」という。）及び富山県森林法施行規則（平成12年富山県規則第13号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（部会）

第2条 審議会に森林保全部会及び森づくり部会を置く。

2 部会は7人以内の委員をもって組織する。

3 部会長に事故があるときは、会長が指名した委員がその職務を代行する。

4 部会の運営については、施行規則第30条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において「審議会」とあるのは「部会」、会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

5 施行令第7条第4項に基づき、部会の決議をもって総会の決議とする事項は次の各号のとおりとする。

(1) 林地開発行為の許可に係る事項（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第6項に係る事項を含む）

(2) 保安林の解除に係る事項

(3) 森林病虫害等の防除対策に係る事項

(4) 水と緑の森づくり税を財源とする施策に係る事項

6 前項第1号から第3号に関する事項を森林保全部会が、第4号に関する事項を森づくり部会が調査審議する。

7 部会長は、部会を開催したときは、当該部会における審議の概要について審議会で報告しなければならない。

第3条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月19日から適用する。